

平成27年度予算審査特別委員会会議録（第2号）

1. 招 集 年 月 日 平成27年3月9日（月）
2. 招 集 の 場 所 海田町役場大会議室
3. 開会（開 議） 3月10日（火）9時00分宣告（第2日）

~~~~~○~~~~~

4. 出 席 委 員（15名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大高下 光 信 | 2番  | 大 江 康 子 |
| 3番  | 兼 山 益 大 | 4番  | 下 岡 憲 国 |
| 5番  | 住 吉 秀 公 | 6番  | 宗 像 啓 之 |
| 7番  | 桑 原 公 治 | 8番  | 岡 田 良 訓 |
| 9番  | 西 田 祐 三 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 |     |         |
| 議長  | 久留島 元 生 |     |         |

~~~~~○~~~~~

5. 欠 席 委 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 説明のため委員会に出席した者の職氏名

|               |   |           |
|---------------|---|-----------|
| 町             | 長 | 山 岡 寛 次   |
| 副 町           | 長 | 三 宅 信 行   |
| 総 務 部         | 長 | 窪 地 満     |
| 福 祉 保 健 部     | 長 | 臼 井 真     |
| 福 祉 保 健 部 次 長 |   | 湯 木 淳 子   |
| 企 画 課         | 長 | 門 前 誠 司   |
| 財 政 課         | 長 | 鶴 岡 靖 三   |
| 総 務 課         | 長 | 脇 本 健 二 郎 |
| 税 務 課         | 長 | 中 下 義 博   |

|          |    |    |
|----------|----|----|
| 生活安全課長   | 丹羽 | 勤  |
| 住民課長     | 尾木 | 茂  |
| 社会福祉課長   | 中川 | 修治 |
| こども課長    | 森川 | 雅枝 |
| 保健センター所長 | 森原 | 知美 |
| 会計管理者    | 加藤 | 一生 |
| 収税対策室長   | 松井 | 良哲 |
| 町民サービス室長 | 松浦 | 邦彦 |
| 環境センター所長 | 石田 | 一成 |
| 企画課主幹    | 新藤 | 正敏 |
| 社会福祉課主幹  | 森原 | 宏生 |

7. 職務のため委員会に出席した者の職氏名

|        |    |    |
|--------|----|----|
| 議会事務局長 | 伊藤 | 仁士 |
| 主幹     | 宮垣 | 将司 |

8. 付託案件

|        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 第18号議案 | 海田町保育所条例の一部を改正する条例の改正について     |
| 第19号議案 | 海田町児童クラブ運営条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第20号議案 | 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について    |
| 第21号議案 | 平成27年度海田町一般会計予算               |
| 第22号議案 | 平成27年度海田町公共下水道事業特別会計予算        |
| 第23号議案 | 平成27年度海田町国民健康保険特別会計予算         |
| 第24号議案 | 平成27年度海田町介護保険特別会計予算           |
| 第25号議案 | 平成27年度海田町後期高齢者医療特別会計予算        |
| 第26号議案 | 平成27年度海田町水道事業会計予算             |

9. 議事の内容

午前9時00分 開会

○委員長（下岡） 皆さんおはようございます。本日も大変ご苦労さまでございます。ただいまの出席委員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、予算審査特別委員会は成立いたします。これより委員会を開きます。昨日に続き、企画、総務、会計

管理、議会事務局の審査に入ります。入る前に、昨日の委員会で答弁の積み残しとなっております件につきまして、副町長から発言を求められておりますので、これを許します。はい、副町長。

○副町長（三宅）昨日答弁が途中になっております安芸クリーンセンターの工事のことについて生活安全課長、それと併せまして、昨日の答弁を一部訂正したい部分がございますので、その点については総務部長の方から説明させます。

○委員長（下岡）はい、生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）それでは予算説明書の137ページ、広域ごみ焼却場事業の広域ごみ焼却場事業負担金の長寿命化工事についてご説明をさせていただきます。こちらの工事につきましては、平成27年度から平成29年度までの3か年で行う行われるものでございます。工事費は、約22億7,000万円でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（下岡）はい、総務部長。

○総務部長（窪地）申し訳ございませんが、昨日の予算審議の中で1か所、答弁の訂正をお願いいたします。予算書の方24ページ、25ページにかけてでございます。住吉委員の方から、保健衛生費の補助金中の、地域廃棄物対策支援事業補助金についてのご質問がございましたけれども、注射針等の医療廃棄物と答弁をいたしましたけれども、後ほど確認した結果、正しくは空き缶等散乱ごみ追放キャンペーンに係る補助金でございましたので、答弁の訂正をさせていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

○委員長（下岡）はい、以上の答弁について質疑がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）ないようですので、本日の審査に入ります。170、171ページをお開きください。ここですね、一番下段の、国土調査費でございます。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）次、176、177ページへお進みください。このページ全てです。はい、住吉委員。

○5番（住吉）消防車両整備事業787万3,000円ということで、概要の方の12ページに、老朽化した消防車両を更新します。これは何台更新されるんでしょうか。

○委員長（下岡）はい、生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）消防団の車両整備につきましては、第2分団の軽積載車1台を2

トントラックの方に買い替えをするものでございます。

○委員長（下岡）はい、住吉委員。

○5番（住吉）2トントラックという言葉が出ましたが、今までと同じということによろしいんでしょうか。

○委員長（下岡）はい、生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）これまで軽積載車ではございましたが、水防等に即応するために、土嚢等、やはり資材迅速に運ぶためにはトラックのほうがよろしいだろうということで、今この度トラックの方に替えさせていただくものでございます。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございますか、前田委員。

○14番（前田）これはちょっと総括の方がええんかどうか分からんがね、この消防団員、直接ではないけども、団員の退職金とか色々もろもろのつとる訳ですが、この団員不足ということだね、さっきも言うたように総括の方がええんかも分からんが60歳か65歳か知らんが何ぼかで定年制をひいとる。そのために団員が随分不足しておる。この補充のためにね、80言うたら語弊があるかも分からんが、元気な人ならね、定年制をひかんでもいいんじゃないか。それで、なんぼう30、40の元気な人じゃいうてもね、別にマツダが悪くないけども、マツダとかそういう工場に努めておる。いざ火事じゃいうても、出てこらりゃせん。それよりも70でも元気な人なら、そういう出動ができるんじゃないか。そういうことだね、この、自治消防のね、年齢制限、こんなようなものをやめて団員の整備とか拡充を図ったらどうか、こういうことだね、総括の方がええんかも分からんが、どうなんかということの一つ聞きたい、その考え。

○委員長（下岡）はい、生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）現在、125名の条例の定数に対しまして101名、団員の方いらっしゃいますが、定年制の延長につきましては、やはり、元気な方に出動していただきたいという思いはございますので、そこは定年そのものを変えるのではなく、やはり消防団員の勧誘というものを強化いたしまして、勧誘の促進につなげていきたいと考えております。

○委員長（下岡）前田委員。

○14番（前田）だからそこで今定年とかいう話で、ここでは退職金ということで絡めて言うとするんじやが、もう元気な人なら70でも80は語弊があるとしてもね、それでも元気な人もおるかも分からん。なんぼ80いうても、元気なら今、軽を、2トン車に替える

いうが、車の運転とか、現場に着きゃ操作ぐらいはできるかも分かん。レバーを回したりね、そういうことやってきておるから知っておる訳、わしらがいきなり消防車で、おいこれ水出してくれ、組み上げのレバー回せいうたってどれがどれかいの、分かりゃせん。それよりも10年20年やってきた人ならの、元気なら、あっこ行ってポンプ操作してくれ、水出してくれ、汲み上げいうとるけえレバー回せやいうたら、さっさやってくれる。だからそういうふうにして、今言う、こういう不足人員があるのね、これ過去何年かずっとおるから、あんた61か65か知らんよ。定年じゃけえ来年もうやめてくれや、言わんでも、おってくれや、逆に、おってくれや、そこの話はどうなんからゆうのをね。

○委員長（下岡）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）やはり年齢が上がってきますと、怪我のリスクでありますとか、非常に危険な業務でもございますので、先ほども答弁させていただきましたが、なるべくPRの方をさしていただきまして、若い団員の勧誘に努めていきたいと思っております。

○委員長（下岡）はい、佐中委員。

○15番（佐中）消防団の定数の問題と原因ですね、現在おる人数のことですけれども、2年前も103人、今、26年末で101名というね。どれだけ努力をされて、それでも団員が不足しておるのか。その経過をちょっとお願いします。

○委員長（下岡）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）機会あるごとに、各団員さんが自分の事業所などの若い方を誘ったりですね、努力はさしていただいておりますが、なかなか増えていかない現状がございます。これにつきましても、町の方もPR等をもっとすべきだと考えておりますので、より一層の募集活動をしていきたいと思っております。

○委員長（下岡）はい、佐中委員。

○15番（佐中）もう一つはですね、軽自動車に可搬式のポンプを積んでおる。当初7台手に入れたことがあるんですが、これの耐用年数、ほぼ15年とか、17年とかいうのがね、ある訳ですが、もうそれに近づくんではないかというように思うんですが、これは今、どのぐらいの耐用年数で考えられておられるのか。

○委員長（下岡）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）議員ご指摘のとおり、15年で考えております。前回まとめて購入をさしていただいたんですが、これまとめてまた購入いたしますと、随分、その年度に

負担をかけるということで、なるべく有利な財源があるうちに、順次買い替えをしていくための計画のほうを立てさせていただいて、順次交換することとさせていただいております。

○委員長（下岡）佐中委員。

○15番（佐中）これを購入して、前の加藤町長のときでしたので、10数年経っておるんですが、今、購入してからどのくらい経つの。7台に当時2台、3台ぐらいありましたから、約10台ぐらいあると思うんですがね。どのくらい経過しておるのか、お尋ねします。

○委員長（下岡）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）現在の今回の買い替えをする車を、前倒しを考えておりますので、この車についてはまだ15年を経過しておりませんので、今後、10年過ぎあたりから随分と買い替えが増えてきますので、今回の分については前倒しをさせていただきたいと考えております。

○委員長（下岡）佐中委員。

○15番（佐中）当時7台買うときに、起債で9割ぐらいみてもらえるというのがありましたので、同じように、起債を起こしてやった方が、整備としてはね、一律に同じようにできて、消防のそういう設備、あるいは、そういう施設の強化になると思うんですが、その辺の考えはどうなんですか、お尋ねします。

○委員長（下岡）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）この度の買い替えにつきましては、緊急防災対策債、100パーセントの充当率で、交付税算入が70パーセントということで有利なものがございまして、それを活用させていただきたいと考えております。

○委員長（下岡）はい、崎本委員。

○13番（崎本）さっき前田さんが言われたようにね、ちょっとでも、今、定年が65、企業なども65になっちゃうんじやが、消防団も幹部いうか、上の方の人は65で、今団員は60か61か知らんのじやが、一律65にしたらどうかちゅうことをまず最初に。

○委員長（下岡）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）一律に団員の定年ということでございまして、やはり幹部の方につきましては、それなりにやはり活動されてきているいろんな経験もございまして、少しでも長く居ていただくということで階級に応じて定年を設けておりますが、やはり、そ

の経験を生かしていただきたいということで、幹部の方には、ちょっと長めの定年を設定させていただいておるところでございます。

○委員長（下岡）崎本委員。

○13番（崎本）言われりゃあそうじゃが、幹部もあれも努力するのはいっしょじゃ思うんじゃが、幹部じゃいうておってもらわんやこまるような幹部はえっとおりゃせんのが、そこらを検討してから、ほんまのこと言うんじゃけん、ほんまのこと言うんじゃけえ、そのように考えて、また来年の予算委員会までに考えてといてください。もう一つね、どういうたらええんかの、昔からあるあの消防庫のホースとあれが入ちよる分を、いつかわしの勘違いか知らんがあれは撤去しますちゅう、言われちよったんじゃが、格納庫、格納庫、あれは今どいよになちよるかの。取扱いは。

○委員長（下岡）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）崎本議員ご指摘のは、赤い消火栓、道路に設置してある消化栓ボックスのことだと思うんですが、これにつきましては、一般の方が操作されるには非常に危険ということで、古いものから順次撤去させていただいております。まだ多少残るところはあるんですが、これも、順次撤去していきたいと考えております。

○委員長（下岡）崎本委員

○13番（崎本）随時撤去せんとの、やっぱり一律で撤去するのなら撤去せにゃ、私が言うのは、最初からあるぶんはずっとそこらあるんじゃののに、道路のほとりにあつて邪魔になるもあるし、やっぱり見苦しい、半分倒れかかったようなものもあるし、一律で撤去するなら撤去する、随時いうことなんかた言うたつて分かりやすまあ、今あるけえいうて使おうかと思つたらホースは朽ちてしもうちよるし、やっぱり、一律に撤去するなら撤去した方が良くと思うが、どうかいの。

○委員長（下岡）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）この件に関しましては、自治会要望なんかでも撤去の話が出ておりますんで、できるだけ早うちに撤去の方さしていただければと思います。

○委員長（下岡）崎本委員。

○13番（崎本）あのね、あんたら、しつこいようじゃが、どこにあるかも分かつちやおりやすまあ、の。ほいじゃから気がついたらの、どこへ持って行きゃあええか、それちよつと、気がついたらわし持って行つたげるけえ、どこへ持って行つたらええかちよつと、それ、持って行つちやいけん、いけんちゅう話もあるんでんで、いろちやあい

けんかどうか知らんが、ほんじゃこことここにあるというのを、位置を、どのようにしたらええかちょっと。

○委員長（下岡）生活安全課長。

○15番（佐中）消火栓ボックスの位置につきましては、消防団員が点検に回って把握はしておりますので、撤去の方につきましてはこちらの方で、中にあるものを一律焼却できるようなものでもございませんので、撤去についてはこちらの方でさせていただければと思います。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございませんか。はい桑原委員。

○7番（桑原）消防車両整備事業、先ほど住吉委員の質問で、軽自動車から2トン車になるということで、787万3,000円計上されてますけども、非常に特殊車両ということで、高価なものであろうかというのは理解しておりますけども、どういう機能が搭載されるのかということ、ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（下岡）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）あくまでも消防団の車両ということで、緊急車両として、赤色灯なんかも装備いたしますし、やはり外部に、放送等も流さないといけないんで、そういった設備、それから、これにつきましては、発電機の方も、バッテリーといいますが、長時間持つ発電設備も装備したいと考えております。で、この値段になるものでございます。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）はい、次行きます。178、179ページ全てです。はい、住吉委員。

○5番（住吉）水防事業の消耗品費、130万、何か消耗品にしては随分値段が張っているように思いますが、こちら何を購入されましたか。

○委員長（下岡）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）こちらの方につきましては、昨年度も実施をさせていただいたんですが、防災訓練用の資機材、段ボールベッド、間仕切り、下に敷くマット等、今回はそういったものを十分に準備させていただこうと思ひまして、額の方が多少膨らんだものでございます。

○委員長（下岡）住吉委員。

○5番（住吉）段ボールベッドや間仕切りで130万、随分高価なように思いますが、



それだけでいったいどれだけのセット数を購入するんかというのがありますよね。今の課長の答弁ですと、防災訓練用とおっしゃいましたが、備蓄とはちょっと違うように思えますし、何か、あれだけで130万円という値段がちょっと信じられんのですが、そこもうちょっと詳しく説明願います。

○委員長（下岡）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）水防費の消耗品費でございますが、先ほど申しあげました段ボールベッドのほかにですね、啓発用として、アルファ化米でありますとか、啓発用の物品、その他必要な消耗品と、新規に加入していただく消防団員の被服、そういったものと、ブルーシート、災害用のブルーシート、そういったところも全て含めてこの値段になっております。

○委員長（下岡）よろしいです。数量等が答弁ないですけども、よろしいです。はい、じゃ次。兼山委員。

○3番（兼山）水防事業のヘリコプターの負担金なんですが、昨年度は説明の中に300万円で修理っていうふうに説明を受けたんですが、今年は323万3,000円、これはまた修理でしょうか、どうでしょうか。

○委員長（下岡）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）定期のヘリコプターの修繕につきましては、昨年度済んでおりますんで、この度は、そういう通常ベースのヘリコプターの管理費ということで、計上させていただきます。

○委員長（下岡）兼山委員。

○3番（兼山）ということは、毎年これぐらいの金額はかかるということで、考えてよろしいんでしょうかね。

○委員長（下岡）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）極端に増減することはございませんので、毎年この程度の計上でございます。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございませんか。はい、西田委員。

○9番（西田）今の件なんですが、通常どおりですね、負担金という形になってるというように答弁されたと思うんですが、前々年度は170万だったんですよ。で、去年は300万、今年323万。通常でないじゃないですか、これ。去年は定期検査で300万円が計上されとったと。その前の年が通常で170万だったんですよ。今年132万になってで

すよ。これ通常といいますかね。

○委員長（下岡）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）失礼いたしました。前々年度と比較すると、では、確かに委員おっしゃるとおりでございます。この度、昨年は定期点検等で随分とお金がいるということだったんですが、その後も、やはり維持管理費につきましては、やはり、修繕部分っていうのもやはりかかってしまいますんで、消防の方からこれだけの負担金が必要であるということで、こちらのほうに予算要求されたものでございます。

○委員長（下岡）はい、佐中委員。

○15番（佐中）先の住吉さんの質疑、ぱくるようなんですが、今の消耗品で、段ボールであるとか、間仕切りであるとか、簡易トイレ、町が協定を結んだレンゴーですね、災害時には応援をしてもらおうという、私はてっきり、そういうので対応できるというように思っておったんですが、宣伝用か啓発用とかいう話をされておりましたけれども、一定程度購入して、それ以外の必要なものについては、あの協定の中身を生かして対応されていくのかどうか、ちょっとそこを詳しくお願いします。

○委員長（下岡）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）こちらの段ボールベット等の供給についての協定でございますが、こちらについての協定の中身は、海田町に優先的に、その資材をいただくという協定でございます。ものについては有料ということで、協定を結ばさしていただいております。

○委員長（下岡）はい、崎本委員。

○13番（崎本）ええとね、消火栓設置負担金のことですが、どっちでもええわ、たぶんこれは消火栓やるのに、水道課でやるんじゃないと思いますが、1か所何ぼかかるかでもええし、何か所を予定しておられるかでもどっちでもええんじゃないが、何か所予定しておられるかをちょっと聞きたい。

○委員長（下岡）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）消火栓設置負担金につきましては、新設の方で6か所と修繕の方で5か所予定をさせていただいております。

○委員長（下岡）はい、よろしいですか。岡田委員。

○8番（岡田）先ほどの段ボールベッドとかなんかの話ですけど、今のどこの自治体いうんかでも避難所やなんかでも、段ボールベッドとか間仕切りがものすごく役に立つんだ

と、実際にはどれくらいあるんです、町には。保管しとるものが。

○委員長（下岡）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）これについては、協定がございますので、常時海田町の方に備蓄しておるものではございませんで、いざというときに、業者の方が優先的に持ち込んでいただけるというような中身でございます。

○委員長（下岡）岡田委員。

○8番（岡田）それに対応できるんですか。いざという、例えば何かあったときに、海田町だけじゃないと思うんですよね。他の所も同じような状況になって、海田町に優先的ということが実際にできて、それが有効に使えるいうんか、そうなるんでしょうかね、ほんとうに。

○委員長（下岡）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）この前もちょっと防災訓練の方で見ていただいたと思うんですが、非常に大きなものでございまして、備蓄するにはかなりのスペースも必要でございます。ということで流通備蓄の中で、随時業者の方からいただけるようにしておるものでございます。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）はい、次のページへ行きます。180、181 ページです。全部です。住吉委員。

○5番（住吉）災害時非常用電源整備事業ということで、発電機の購入で297万円計上されておりますが、概要の方をみますと避難所となっている町内の各施設に非常用発電機を整備します。まず何台これ購入される予定でしょうか。

○委員長（下岡）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）はい、こちらの方につきましては、25台の購入を予定しております。

○委員長（下岡）住吉委員。

○5番（住吉）その25台で一応町が指定している二次避難所まではカバーできるということよろしいでしょうか。

○委員長（下岡）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）はい、そのとおりでございます。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございませんか。はい、佐中委員。

○15番（佐中）消防団も含めてですね、伝達のそういう体制の整備、項目がある訳ですが、私が消防団におる頃、10年前ですけれども、無線ぐらいしかなかったんです。今どういような状況なんですか。今日なんかテレビを見るとですね、スマートフォンを見て、もう自分の位置やら避難場所やら全部分かるような状況になっておる。今、実態は、海田町の取り組んでいる実態は、伝達情報、団員も含めて住民に対するね、住民は放送だけをいうのか、無線のラジオ、これだけなのか、あるいは今後それをね、どう対応してどういふふうに行く方向なのか、で、今の現状はどうなのかちょっと聞きたいんです。

○委員長（下岡）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）伝達体制につきましては、職員消防団につきましては、メールの方を登録させていただきまして、全て参集時にメールが行くようにしております。それと、町民の方につきましては、もちろん防災行政無線、広報車等もございますし、エリアメールと申しまして、海田町に、海田町の範囲内におられる方について、メールを配信して危機が迫っておるというような情報伝達、手段を、現在、とるようにしております。

○委員長（下岡）佐中委員。

○15番（佐中）今そういう方法やっておるの。何か宣伝足らんね、私も、そうだったら、ちょっとな挑戦したいいうか、受けたいと思うんですが、なかなかそういうのが実態が分からないので、啓発いうか啓蒙いうか宣伝というかね、それちょっと徹底する必要があるんじゃないかというように思うんですが、その辺はどうですか。

○委員長（下岡）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）このエリアメールにつきましては、何かに登録するというものではなく、海田町の範囲におられる方に、こちらから強制的に送るものでございます。特に登録が必要ないんで、あんまり広報等は進んでなかったと思うんですが、そういった伝達手段があるというのも、お知らせしていきたいと思えます。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございませんか。はい、桑原委員。

○7番（桑原）今の非常用電源線整備事業についてですけども、緊急時に、やはり避難所へ運ばれて、25台購入されるようになってますけど、発電機の能力っていいですか、その避難場所、避難場所全体をこの一台の能力かどうかちょっと分かりませんが、どれぐらいの能力がって、その避難所全体を発電をして能力が足りるのかどうか、そこらをお

聞きしたいんですけども。

○委員長（下岡）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）今回、購入させていただきます電源設備につきましては、カセットトガス式、カセット2台、普通の家庭用に使うカセットでございますが、これを二つ装備いたしまして、非常に簡易に発電ができるというものでございまして、ただ、その発電時間につきましては、約1時間強というところでございますので、あくまでも非常用の電源として、配備したいと考えております。

○委員長（下岡）はい、桑原委員。

○7番（桑原）例えば1時間でカセットガスが切れますよ。そしたら、スペアガスを入れ替えるということで何時間もの間を対応していくという、そういう考え方ですか。

○委員長（下岡）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）あくまでもほんとに非常用のものでございますので、携帯電話何本とか、照明何基、あちこちの照明がつく訳でもございませませんが、本当に瞬間に消えて、こちらの方が何かの配備ができるまでの間、応急的に持たすために配備をさせていただくものでございます。

○委員長（下岡）よろしいですか。はい、岡田委員。

○8番（岡田）今の、ちょっと私たちがイメージするのは、ホームセンターとかに売っている10万円程度みたいな、ああいうふうな発電機、ちょっと違うんですね。それはいいんですけど、それと、その上の災害対応用の車ということなんですけども、値段は、災害対応用の車ということなんですけど、値段をみたら普通みたいなんですけど、普通のなんか特別な装置とか、4Wとか4WSとかそういうのが付いておるんでしょうか。

○委員長（下岡）はい、生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）はい、災害対応車両更新事業でございますが、こちらの方は生活安全課の方で今現在活用しておりますファミリアバンの方を更新させていただきまして、軽自動車のスクラムバンの方に変更させていただきたい。その装備につきましては、無線でありますとか、赤色灯、こちらの方を装備したいと考えております。

○委員長（下岡）よろしいですか。岡田委員。

○8番（岡田）もう1点、その上ですね、災害時要援護者事業、今この辺、どの程度進んだらんでしょうかね。

○委員長（下岡）生活安全課長。

- 生活安全課長（丹羽）こちらにつきましては、大変こちらの作業が遅れておまして、申し訳ないと思っておりますが、今現在、自治会長さんに配れるような台帳を整備しまして、お配りして、順次、個別プランの方に進んでいけたらと考えております。
- 委員長（下岡）はい、岡田委員。
- 8番（岡田）ということは大体役場の方とか行政のほうでいろんな、保健センターの担当の方でだいたい要援護者というのは分かると思うんですけど、そのうちのまだそういうふうな段階ということは、まあ、進み具合は10パーセントかそれ未満というふうなか感じなんでしょうかね。
- 委員長（下岡）生活安全課長。
- 生活安全課長（丹羽）実際にお配りはできてないんですが、対象者については、こちらの方で把握して整理をしておりますので、あとは実際にですね、自治会長さん、民生委員さん等のご協力を得ながら、個別プランに進んでいければと思っております。
- 委員長（下岡）はい、岡田委員。
- 8番（岡田）去年も同じような事業で、去年から全然進んでないということですか。
- 委員長（下岡）生活安全課長。
- 生活安全課長（丹羽）この度予算計上さしていただいておりますのは、新たに対象者となられる方について、また、郵送して、その方のご意向を確認するという作業、毎年で発生しますんで、そのための予算計上をさしていただいておりますのでございます。
- 委員長（下岡）はい、先ほどの桑原議員の答弁の中でですね、能力について具体的なスペック等の説明がなかったんですけれども、非常に重要なポイントですのでですね、答弁をお願いします。もし答弁ができないのであれば、後でも構いませんので、どれだけの能力を持ってるのかですね、何ワットであるとか、発電能力について、説明を。はい、生活安全課長。
- 生活安全課長（丹羽）具体的なワット数でありますとかそういったもの、今、手元にございませんで、また後ほどご回答させていただければと思います。
- 委員長（下岡）ほかに質疑、住吉委員。
- 5番（住吉）桑原委員の発電機の続きなんですけど、1時間しかもたない、そこへもってきて1台あたり11万ぐらいになる。なんか恐ろしく割高な発電機のように思えるんですね、通常ガソリン入れて回すやつだったら時間も使えますし、それなりの発電能力もあります。それをあえてなぜわざわざ1時間しかもたない割高な発電機を揃えられる

のでしょうか。

○委員長（下岡）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）1時間程度ではございますが、簡単にガスボンベを交換できる。ガソリンですと、やはり携行缶持って行ってガソリンスタンドで注ぐとかというようなこともございますので、非常に簡易に発電を継続できるというメリットはあるんじゃないかと思って考えておりますので、今回購入をさせていただくものでございます。

○委員長（下岡）はい、住吉委員。

○5番（住吉）じゃあお伺いしますが、その予備のカセット式のガスも一緒に何本かスペアを購入されるんですね、カセットのガスも。今の答弁でしたら、簡単にガスが交換できるからこれにした、ということは当然にこのガスのカセットボンベを備蓄したらんと、それが切れたらそれこそどっかへ買いに行かんやあいけん訳でしょ、商店に。今言ったガソリンの供給も困難な時にそれも当然ないでしょうし、ということは当然このカセットボンベも何本かまとめてスペアを購入されるということですか。

○委員長（下岡）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）この度のカセット発電機の購入につきましては、ちょっとそういう予備のどこまでは踏み込んでおりませんが、当然に、今後、カセットガスについては必要になるかと思っておりますので考えていきたいと思っております。

○委員長（下岡）住吉委員。

○5番（住吉）ちょっとその、元の話に戻ろう。そもそも1時間の発電で非常用、これはどういった使い方を想定されるのかが分からんのですよね。あくまでもその施設の、例えばだれか職員がついてその携帯の充電用なのか、そもそも何を想定して1時間、最低限ぎりぎりの発電能力があればいいとそういうふう考えたんでしょうか。

○委員長（下岡）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）あくまでも、あの、緊急、地震発生後すぐの対応ということでございますので、夜間でありましたら、簡単な照明でありますとか、もちろん通信手段としての携帯電話の充電とか、本当にこれは復旧なり、次の手が打てるまでの間、早急に対応するまでの間を想定して、今回の選定に至ったものでございます。

○委員長（下岡）はい、副町長。

○副町長（三宅）非常用電源というふうにして長時間の利用を考えられているので、不十分だとか色んな今議論になってるんだと思うんですが、これは最初の本当の瞬間をとい

うときに、非常にすぐに置いといて、どの職員でも直ちに使えるというところに着目をいたしました。この導入に至りました経緯は、停電時に、そういった施設へバッテリー、本当のガソリン式のバッテリーを持って行って、それを動かすには、やはり時間を要する。あってもその実際そのバッテリーに火を入れてということになったときに、備蓄用のものですねかなかというときに、これは直ちに入りますので、それ以後にそれぞれの建物の非常用電源への切替えですとかそういうことをやっていきたいと。ただし、停電、起こってすぐにそういうところへ行くための照明とか何とかというの、懐中電灯とかいろいろありますが、それだけでは、やはり心もとないところがあるので、これがあれば、最初の1時間、これで微量なりとも電気が動かせると、そこにしております。ですから、例えば今から後でワット数の説明等させますが、それで何ができるのかという話になると思いますが、大きくできるものは、例えばこの度停電があったところへも、電気自動車を持って行って、電気自動車からすると、ただしそれのつなぎの間の1時間というのを、この機械は、本当に直ちにだれでもが使って発電能力があるというところへ着目して、全てのところへ常置すると。そうでない今の部分でいくと、それぞれの建物に、非常用電源、当面ございますし、中国電力からその後もいろいろと、避難所については応援が来ると、そういうところまでの持たしでございまして、今さっき住吉委員の、その後の分はどうするのかというところがありまして、その後は、そうでない本格的な発電機の方の準備に入ると。ですから、ガソリン等の備蓄という形になると思います。ただ、これは本当に最初の初動の1時間をするのに非常にいい機械という形で、全ての避難所へ配置するというにしましたものでございます。

○委員長（下岡）はい、崎本委員。

○13番（崎本）説明はね、よく分かりました。どういうもんかどういう形態のもんかがちょっと分かりませんので、もしか資料があったらね、資料提供をお願いしたいと思いますが、皆さんどうですか。

○委員長（下岡）ただいま崎本委員から、具体的な資料の請求ございましたけれども、資料請求にご異議ございませんか。はい、住吉委員。

○5番（住吉）今の副町長の答弁聞いて、使い方は分かりました。それやったら、最初の1時間やったら家庭用の備蓄バッテリーのほうが安くつくように思えるんですが、こんなわざわざ発電機を買わなくても。今頃ようありますよね。あまり売れてないですけど、四、五万円で1台。それの方が、普通にコンセントをさすだけで使えるんです、でしょ



う。発電機回さんでも。こっちの方法、1時間でいっていうのであれば、そっちの方が安上がりですし、携帯の充電でしたら、その辺に行けば、1回か2回の満充電できるやつを数千円で売っていますし、なんか、わざわざ、今の使い方だったら、わざわざこんな高い者を買わんでも、すぐその辺で数千円で買えるもので揃えられるんですよ。なぜ、それをいきなり11万円もする発電機になったのか、その辺の説明もう一度お願いします。

○委員長（下岡）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）これにつきましては、繰り返し使いますし、今、1時間限定の話になってますが、もしかしたら、次のバッテリーが、発電機が届くまでに2時間とか、そういったときもやはり繰り返しカセットを変えれば使えるということで、それなりのメリットはあるんじゃないかと考えております。

○委員長（下岡）はい、では、あの先ほどの崎本委員の資料請求にご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）ということでございますので、資料の提供をお願いいたします。資料準備できますか。生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）こちらの方でカタログ等ございますので、資料提供の方はさしていただければと思います。

○委員長（下岡）はい、よろしく申し上げます。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）はい、次のページ行きます。182、183 ページです。はい、佐中委員。

○15番（佐中）ポンプの管理事業の問題で、海田町は堀川と竹貞にポンプを持っておる訳ですが、12月議会の中で尾崎川のポンプの問題でね、これが堀川に当たるんだと思うんだけど、このポンプはいつ頃、購入をされて、毎秒0.5トンとか、ポンプ能力というんですかね、ある訳ですが、私が議員になってもう40年以上になるんですけれども、大型のトラックの荷台に載せてディーゼルでポンプを回しておる、それ以後、40年以上もう経つと思うんですよね。そろそろ買い替えるのか、また28年度で、尾崎川のそういうポンプの整備ということで、現在毎秒9トンが28トンになるというようなそういう計画もあるようですが、現在、これが町で管理しとるんですね、これを、なぜ、県に課されないのか。2級河川ですから。県のそういう排出能力いうんか作業について、不十分だから、町がそれをカバーするためにこれを持っておるのかどうか。それ

をちょっとお尋ねします。

○委員長（下岡）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）議員ご指摘のとおり、随分と経ったものでございますが、あくまでも、県のポンプの予備的なものと、町としては位置づけております。あくまでも、県の方が、尾崎川を管理すべきだろうと考えておりますので、県がまず、整備していただく。ここを県の方に要請した上で、もし、それで対応できなければ、堀川ポンプを回すと、町の方で稼働させるという体制で、現在進んでおります。

○委員長（下岡）はい、佐中委員。

○15番（佐中）これを逆算すると4万3,000円の委託料になる訳ですけども、まずあそこはご承知のように、袋小路なんですね。ですから、予備的にというの、意味分かんことないですよ。分かんことないけども2級河川で県がね、管理しとるのを全部これらをね、県に持たせりゃあえんじじゃないかというように私は思うんですが、予備的じゃ、排出能力、行き止まりの水路じゃから、多少なりとも浸水を防ぐために置くんだという考えであるならば、もっと県に働きかけて、管理も運営も全部、維持もですね、県にして今の施設そのものは町が持つとる訳ですが、それはそれとして、維持管理について、あるいは運営について、県にやらしたらどうかというように思うんですが、それはどうなんですか。

○委員長（下岡）はい、副町長。

○副町長（三宅）県の方は尾崎川の管理というのは、矢野の方のポンプでやると。ですから、今、能力不足の分についても、矢野のポンプ場の増強というふうな計画になっておりまして、堀川については、今の段階で県の整備計画に上がってきておりません。そのために、ここはやはり今後とも、ただ町としては、全て県の矢野のポンプ場で何かあったときに、町としても何らかの手を打たないといけないという意味では、堀川のポンプ場は、町として予備用に持っておきたいとそのように考えております。

○委員長（下岡）佐中委員。

○15番（佐中）尾崎川の樋門のポンプについてはそうかもしれませんが、クリークそのものが2級河川になつとるんですね。2級河川のそういう維持管理の問題は、今の副町長が言われるのは、私どうも筋が違うというように思うんですが、それはどうなんですか。

○委員長（下岡）副町長。

○副町長（三宅）ですから、2級河川ですから、あくまでも河川全体の管理は県にございます。で、県は、ですから樋門のところのポンプ、これの増強によって尾崎川の管理の増強を行いたいという整備計画になっておりますので、その他の手というのは、県、今、計画にございません。一応私どもとしてもその抜本的な計画というのは矢野の樋門のところのポンプの能力増強が一番だと思っておりますが、いろいろな面で、万が一のことを考えたとき、町で何ができるかというときに、ここの堀川のポンプがございますので、この堀川のポンプというのは、県の計画のどうこうではなしに、町の方としてこれを維持管理していきたいとそのように考えております。

○委員長（下岡）はい、佐中委員。

○15番（佐中）説明分かりましたよ。分かりましたけれども、県の計画にないというのは、県の計画の方に入れさせるようにしたらどうなんですか。そのように思うんですが、それを答弁。

○委員長（下岡）副町長。

○副町長（三宅）やはり一番能力アップというのは、県の方の考え方では、樋門のところの、矢野のポンプの増強を図れば十分という形になっておりますので、2方向の依頼ではなしに、やはり、まず、矢野のポンプを増強するのを県に要望していきたいと。堀川のポンプについては、町側でその予備的な位置づけという形で維持管理していきたいと思っております。

○委員長（下岡）佐中委員。

○15番（佐中）繰り返しになりますけれども、尾崎川の管理、2級河川に、海田湾の埋め立て反対闘争の中から協定を結んでやってきておる訳ですが、協定書もある訳ですよ。ですから、町がそこまでね、するんであれば、県の方にさせるような努力という、県のそういう計画にないと突っぱねるのではなくて、その中に盛り込むように努力をすとか働きかけるとか、そういう方向ではできないのかというのを、私問うておるんですが、それはどうなんですか。

○委員長（下岡）副町長。

○副町長（三宅）まずとにかく県にやっていただくのは、現在ある矢野のポンプを早い時期に増強していただくと、そこに尽きるというふうに思っております。

○委員長（下岡）はい、住吉委員。

○5番（住吉）今の佐中委員の続きでございますが、まずこのポンプはどこがつくって、

なぜ町が管理するようになったのでしょうか。

○委員長（下岡）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）こちらの方につきましては、町の方で購入さしていただいて設置したものでございます。

○委員長（下岡）住吉委員。

○5番（住吉）なぜそんな大でたらめな答弁になる、これ、国がつくったんですよ。で、その後、町が管理するようになった。だから、県が管理できない。それを知っとらんから、答弁が行き違いになる、今も。これ建設部長に確認してもろうたら分かりますわ。国道事務所が設置したんです。どういった経緯じゃったかは忘れたんですけど。で、今役場の職員が回しておりますが、昔はうちの近所の散髪屋のおじさんが回しに行きよったんです、水位を見て。そういった経緯もあったんですよ。そういった経緯が分からんから、今委員から質問があって、何で県が管理できんのか、答弁が同じところをぐるぐるぐるぐる回るんですよ。やっぱそういったこと、知っとかんにゃね。だれだって不思議に思いますよ。2級河川のポンプをなんで町が管理して回すんや、何で古いのに更新せんのか。これ質疑というか、もう意見になっておる。やっぱそういうのを把握しとかんと。町民の皆さんやっぱり不思議なんです。私も不思議じゃったんですよ。何で2級河川のポンプを町が管理しよるんじやろうか。それをたまたま建設部長に聞いてみたら、いや、ありゃあ、もともと国道事務所があそこバイパスつくるときにポンプをつくった。記憶違いかもしれませんが、私の。記憶違いかもしれませんが、国道事務所があそこ2号線のバイパスつくるときポンプをつくって、それを町が譲り受けたんですよ。詳細違いかもしれんがそういった流れの話じゃったと思います。ちゃんと、防災に関連するもの、そういった経緯の把握しとかんにゃ、町民の皆さんにとってみれば、どういうことなんやって聞かれたときに、今みたいなひっちゃかめったやかな答弁になるんです、副町長もですけど。これどうやったって、もう県に移しようがないポンプなんです。その点は理解しといてください。

○委員長（下岡）答弁求められますか。ほかに質疑ございますか。宮坂委員。

○11番（宮坂）防災備蓄用の消耗品ですよ。こちらの消耗品は何なのか確認をさせていただきます。

○委員長（下岡）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）こちらを備蓄品につきましては、アルファ化米でありますとか、

缶入りパン、アレルギーの方に対応した白かゆ。それと、大人用のオムツ、子供用のオムツ、そのほか哺乳ビン等でございます。

○委員長（下岡）はい、宮坂委員。

○11番（宮坂）何で聞いたか言うたらですね、先ほど住吉さんの179ページの消耗品の時に、多分課長、口が滑ったんじゃないかと思うんですけども、簡易段ボールベッドとか、間仕切り等、消防団員の備品等とかのほかに、アルファ米とかも買うというて言われたんですよ。先ほどの時、言われたんで、で、こっちで買うんじゃないかかと思ってたんで、あえて聞いたんじゃないけど、そんな時口が滑ったん、どっち。

○委員長（下岡）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）すいません、今申し上げた防災備蓄事業に関しましては、完全に備蓄するもの、で、先ほど答弁いたしましたのは、あくまでも防災訓練で使用されるアルファ化米というふうに考えております。

○委員長（下岡）はい、岡田委員。

○8番（岡田）先ほどの尾崎川の、住吉委員言われたんですけど、あそこバイパスができるこということだったら、かなり以前に設置されたポンプで、保守点検ということになったら、もう部品そのものももう入手困難になって、特殊なものをつくるいうたら、ものすごく保守点検でも高くつくじゃないかと思うんですけども、保守点検で、本当に、動くいうんか、もうものすごく年数がかなり経つと思うんですよ。保守点検で本当に能力を発揮する、もしどっか故障したときに、部品そのものも、当然生産中止になつてくると思うんですけど、その辺のところはどういうふうになつてくるのでしょうか。

○委員長（下岡）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）保守点検の方で確実に動くことは確認をさせていただいた上で、実際にですね、尾崎川が増水したときも、現に稼働はいたしております。そこら辺に関しては大丈夫でございます。それと、修繕につきましては、確かに部品等はございませんので、生産の方を個別に生産をしていただくようにはなろうかと思っております。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございませんか。はい、住吉委員。

○5番（住吉）今の答弁ちょっとひっかかるんですが、部品を生産していただくようになろうかと思っております。どうなんですか。生産してもらうんですか。それとも、もう職員がやすり削って何かつくるんですか、どちらですか。

○委員長（下岡）はい、生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）失礼しました。部品についてはもう既に生産中止になっておりますので、何か必要が生じた場合は、生産していただくようになります。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）はい、次のページ、232、233 ページです。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）232、233 ページです。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）はい、次行きます。234 ページ、予備費です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）以上で、関連の審査を終わりますけれども、その他、企画、総務、会計管理、議会事務局の関連で、質疑漏れ等があれば発言を許します。はい、前田委員。

○14番（前田）最初の方でね、13 ページの方の原動機付自転車で、入の方で4,000 円ほど上がってしまったと思うんですが、これはどういうもののあれをしておるのか、13 ページのほうの原動機付自転車でね、何をこれを見込んで上げとるのか、それをひとつ聞きたい。

○委員長（下岡）はい、税務課長。

○税務課長（中下）これにつきましては、原付、原動機付自転車等の製造者または販売業者で、その商品及び商品である原動機自転車等を試乗等目的で、使用する場合に、商品である原動機付自転車等の商標の交付申請により、その商標を交付、いわゆる商品ナンバーでございますが、その交付を受けることができとなっております。それを交付するときの手数料を上げさせていただいたものでございます。現状でも1枚が500 円でございますから、9枚ほど交付しておりますので、その現状を、実績をもとにして計上させていただいたものでございます。

○委員長（下岡）はい、前田委員。

○14番（前田）そいでね、いわゆる商品ナンバーといわれる、仮ナンバーとも言うたりしとる訳ですね、年間500 円、これ当たり前の原動機のバイク、自転車の税金から比べたら、格段に安い訳よ。これ年間だからね、倍ぐらいにしてもいいんじゃないかというような気がね。もうひとつあるのはついでじゃから二つまとめて言うが、2年かなんぼかぐらいで更新しとるんじゃないと思うんよ、これがの。1年更新ぐらいにして、ナンバーはまあ無理につくり変えんでもええ思うが、1番を渡した人には引き続きずっと10

年でもええよ、1番使うてもらやあええ。まあ破れり壊れたりすりゃ別じゃが。そいで、更新手数料という形で1,000円ぐらいに上げたらどうか。もう4,000円、ここね、ちょっと少ないんじゃないかという気がするんだが、その辺の考え方はどうなんか。

○委員長（下岡）税務課長。

○税務課長（中下）現状としいたしましては、この手数料の方を現在のところは上げる予定はございません。毎年、更新の方をさせていただいております。

○委員長（下岡）前田委員。

○14番（前田）再度確認しますが、今言う500円という、9件出しとるいうたらね、これ小学校でも今頃2、3年生ぐらいの子やったら、充分計算できるんじゃないかおもうが、わしゃようせんけどね。ちょっと数字があわんのよの、4,000円と9枚出とる500円というね。それはどういうことじゃったんか知らんけどもの、そこらのところからしてもね、そういう、一つには言えることは引き続きいっぺんに発行したら、極端な話が、10年でも20年でも末代使うて、商売をしとるうちはずっと使う。そんなんじゃないしに、1年ぐらいの固定、その数字が合わんいうことと、再度確認で、1年更新ぐらいしたらこれがばらっとすぐ1万円ぐらいに上がってくるんじゃない、わずかであるかも分からんけども。そういうふうな、やっぱり何かして上げて行くことを考えにやいかんのじゃないか、どうかいね。

○委員長（下岡）税務課長。

○税務課長（中下）予算計上でございますが、先ほど言いましたように500円掛け現状9枚出しております。ですから、500円掛け9で4,500円でございます。予算計上する場合、歳入の場合は切り捨てになりますので、4,000という形で予算を計上させていただいております。更新につきましては、毎年、更新をしていただいて、毎年、変わらなければ、500円ずつ1枚について入れていただいているような形で対応させていただいておりますけど、繰り返しの答弁になりますが、現状のところでは、この手数料のところを変更する予定はございません。

○委員長（下岡）はい、佐中委員。

○15番（佐中）昨日聞き逃したんでお尋ねしますが、真田会館の有効活用の問題ですね、費目の中に、53ページに上がっておりますが、これの活用が基本に目に見えない、不十分なんでかどうするのか、もう少し、こう有効に活用の方針を出してやってもいいというように思うんだけど、それはどうなのか。もう一点はですね、26年度の補正で決めた

地方版の総合戦略策定事業、これ、企画というように524万円、これ補正でやったんですが、新年度にはない訳ですね。しかし、事業をやる訳ですが、いろいろ事業をやる中で、プレミアム商品券であるとか空き家対策であるとか、いろいろあるんですが、5年間の方針を出す、そのもとでやらなければ、毎年このつまみ銭というか、そういうまあ方針なって、生きたものにならん訳ですね。それをどのようにして、いつ頃まで目標を持ってやる、策定事業で方針を出されていくのか、それをお尋ねします。

○委員長（下岡）企画課長。

○企画課長（門前）まず、真田会館のですね、有効的な活用についてなんです、駐車スペースがですね、3台程度しかとれないということで、これまでもですね、地域住民の皆さんといろいろと相談してきたんですが、なかなか妙案がないというのは実情でございますが、今回、住民活動センターが保健センターの2階に移りますが、その関係で、各いろんな団体の方々が、仮に保健センターが使えないような場合には、住民活動センターも、しっかり使っていただきたいということで、お願いしとるところでございます。ということで、今後ですね、ちょっとその状況を見守りながら、さらにはまた引き続きですね、地域住民の皆様とも一緒に話をしながらですね、有効活用については、今後とも検討してまいりたいというふうに考えております。あと1点のですね、総合戦略についてなんです、これは国の方からですね、27年度中に策定するよにということで、要請といいますか求められておるんですが、これにつきましては、町としてもできるだけ早くですね、取り組んでいくというふうな考え方でおりまして、特に、海田町の場合は、いわゆる雇用であるとかそういうところは広域的な連携の中でやっていきたいんですが、海田町としては、子育てであるとか、安全・安心の部分について、特に重点的にですね、盛り込んで進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（下岡）佐中委員。

○15番（佐中）地方版の総合戦略の策定については、まあよう分かった。真田会館についてね、もうあそこシルバーが一時おったことがあるんですが、それ以後、同じ答弁がずっと返ってきとる。それで、途中、適応塾をやったりして対応しましたけども、考えてみりゃ今答弁があったように、中途半端な建物で、なかなかね、有効活用できない。それは分かるんだけども、もっと知恵を出して、もっとね、せっかくの、寄附してもらった人に対してでもね、もっと知恵を働かせる、あるいは活力へ向けてのそういうことよね、一般質問続行みたいになるかも分らんが、60周年に向けて、あそこにいろん



なボランティアの団体を入れた、活用したね、そういう方向も、ええんじゃないかなと思うように思うんですが、一般質問みたいになるんで、もっと知恵を働かしたね、有効活用が私必要だと思う、10年間ずっとおんなじことを言うてきとるんですが、それはどうですか、お尋ねします。

○委員長（下岡）はい、企画課長。

○企画課長（門前）確かにご指摘いただいたように、なかなか妙案がないというのが実情で、我々としても反省しなければならん部分があるんですが、先ほど申しましたように、各種団体、今回いろんな各種団体、保健センターにですね、移る各種団体の方々とちょっともう一度ですね、ちょっと、何らかの妙案はないか、改めてちょっと検討させていただきたいというふうに考えております。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございませんか。兼山委員。

○3番（兼山）53ページの国際交流事業で、昨年度は、たしか今年見直しで廃止になってます日系人労働者の生活相談員なんですが、一応資料では減少傾向であることということで盛り込まれてないんですが、減少傾向でもゼロではないということで、少数の方に対しての対応はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（下岡）企画課長。

○企画課長（門前）現在ですね、日系人の方々から、特に現在、生活相談員を置いておりませんが、困ったとか何らかの苦情というのは企画課の方に寄せられておりませんで、その辺ちょっと考えてみますと、やはり長くもう住んでおられる、それで、例えば企業の方とか身近な方々にいろいろ相談、相談いっしょについて来ていただいたりですね、そういうことも可能な面があるんだと思います。それで、もし仮にですね、企画課の方に、そういうふうなご相談がある場合にはですね、県ですね、国際センターの方で、毎日のように、毎日決まった時間にですね、生活相談日がちゃんと設けられております。いろんな言語での相談が設けられておりますので、そちらの方をご案内したいというふうに考えております。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございませんか。多田委員。

○10番（多田）これはその場所で聞きゃあえかったんですが、この度防犯カメラを町内に設置されますが、この能力について、例えば360度見渡せるカメラとかいろんな防犯カメラがあると思うんですが、その点についてと、今の4Kのビデオカメラっていうのが、防犯カメラが出てるんですが、ものすごい鮮明に映るそうで、こういうのをちょっと検

討してみたらどうですか。

○委員長（下岡）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）今回、補正上げさしていただいております防犯カメラですか、左右に 350 度、上下方向に 120 度、回転できるカメラでございます。ただし、委員ご提案の 4 K ほどのものは、今回は想定しておりませんので、今現状のものを設置させていただければと思います。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございませんか。はい、桑原委員。

○7 番（桑原）先ほど、兼山委員の方から話しがあった日系人労働者の生活相談員の配置、ここをちょっと聞かしていただきたいんですが、何年か前にその相談員を設置した訳ですけども、何年か前にね、これは、そのときには必要だと思って設置された訳ですよ。今は必要でないという判断がなされておるということは、相談者が少ないからという、その困った相談がないということで、相談員の廃止ということを考えておられると思うんですけど、これは、今現在、日系人労働者の数が激減したのか、それとも本当にその相談がなくて日本語に困らないと、そういう状況で廃止されたのか、まずそれをお伺いします。

○委員長（下岡）企画課長。

○企画課長（門前）日系人に限らず外国人、かなりピーク時から減少しとるんですが、特に、日系人の方ですね、ブラジル人とペルー人の方、ピーク時と比べて、6 割ぐらい減少しているというのが現状でございます。そういった中で、ではどこまで、町としてですね、やるべきなのかというふうに判断したときに、確かに相談等がありましたら、それについては現在、置いてなくてもですね、実際には、特に苦情も寄せられておらないというところから、現時点ではですね、特に、置く必要はないのではないかというふうな判断で、来年度は置かないという形で、判断させていただきました。

○委員長（下岡）はい、桑原委員。

○7 番（桑原）大体よく分かるんですけども、言葉の壁があるということで、仕事につけないというね、民間企業の現実ってある訳ですよ。そういう方がやはり、生活保護、ここらあたりを申請されて、困窮者ですから、これは仕方ないんですけども、そのことによつて、やはり言葉の壁っていうものが大きく問題があるというふうに、私は判断しております。そこで、その 141 万 9,000 円の廃止案、廃止金額、効果額っていいですかね、そこら出ておりますけども、そこら本当にやっぱり今の言う、生活保護者の方もいらっ

しゃる訳ですけれども、生活相談員の方を置かなくても、現状として、町には問題ないというご判断をされとる訳だろうと思うんですが、それでいいんですか。

○委員長（下岡）副町長。

○副町長（三宅）そのとおりでございます。今常駐の臨時職員を置くだけの、現在、需用はないと、そういうふうに考えております。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございませんか。住吉委員。

○5番（住吉）まずちっさい話、同じ53ページの国際交流事業で、広島県日中親善協会会費、5,000円の話ですけれども、これはなぜ日中だけ会費を払うのか、素朴な疑問です。

日韓もあるし日米もあるし日豪もあるじゃろうし。なぜ日中のとこだけ会費を払わにやいかんのでしょうか。

○委員長（下岡）企画課長。

○企画課長（門前）これはですね、県と中国の四川省との友好提携が締結された昭和59年9月に設立された協会なんです、これに対して町としては、この中で、中国からの訪問団の方らとの交流であるとか留学生への支援、そういうふうな活動に対して、町としても、負担をすることによってですね、そういった活動の趣旨に賛同するという形で、長年計上させていただいておるといふものです。

○委員長（下岡）はい、住吉委員。

○5番（住吉）その意味は分かった。ですから私が聞いているのは、なぜ日中だけに限っているんですか。

○委員長（下岡）副町長。

○副町長（三宅）ここの部分については、申し訳ございませんが、あまり、町としては、積極的に各国の親善協会にかかわっていくんじゃなしに、そういったお申し出があったときに、そういったそれぞれの国との関係とかそういうことを考えております。現段階でお申し入れがあったのが、これは県の肝入りもあったというところもあると思いますけれども、中国との関係ということだけになっているからでございます。

○委員長（下岡）住吉委員。

○5番（住吉）まあいいや。で、先ほど出ております日系労働者生活相談員配置の見直し、確かにピーク時に比べて数は減っていると思います。バブル崩壊やリーマンショックで国に帰られた方が多いと思います。ただ問題なのは、日本で生まれた子なんです。広島弁と海田弁しか話せない、でも国籍はブラジル。そういった子たちが、今大人になっ

てます。戸籍上は外国人ですから、就職にも不利になってます。逆に言うたら、相談に来ないのは需要がないなんじゃなくて、相談するとこそのものを知らんのじゃないかいう考えもできるんですよ。これ、需要はないというのは、ちゃんとそういった方々に対してのうちの役場は窓口を設けてますよ、そういったことをちゃんとPRした上で需要がなくなったんですね。

○委員長（下岡）副町長。

○副町長（三宅）ケースということを考えたときには、先ほど課長が言いましたけども、県の国際交流協会あたりには2か国だけではなしに、すべての言語の対応とか、そういう専門的なところができております。私どもとしてその需要というときに、すべての専門的な窓口という形ではなしに、特にリーマンショックの後では、多くの方々がどこへ相談に行けばいいのか、そういうような身近な相談窓口と。場合によっては専門的なところを教えて差し上げると、うちに窓口があるという宣伝ではなしに、そういう方がたくさん役場に相談にこられて、それを援助するために置いたものでございますから、私どもとしてはそうでない、どちらかという宣伝するんであれば、そういった専門的な窓口を紹介していきたいと。日系の2か国の言葉だけではなしにという形で。で、あとはそうでない、行政上の必要性という形では、今、継続しております。これは本来流用が禁じられておりますので、問題が生じない範囲で答えますけども、そこら辺を活用とか、的なことをしてですね、最低限困らないようにはしておりますが、やはり我々としては、その専門的な窓口を紹介するのが役場の仕事だろうと思っております。特に雇用の問題とか、そういうのは、それぞれそういう専門の窓口がございますので、単に言語ではなしにその後ろにあるものが必要となりますので、そういう積極的な宣伝はしておりません。来られた場合に、今までも対応しておりましたし、今後もそういう対応をしていくことになると思います。

○委員長（下岡）はい、ほかに質疑ございませんか。宗像副委員長。

○副委員長（宗像）昨日の続きなんですが、山地番耕地番の重複の関係です。昨日一番大事なことをお聞きするのを忘れとったんですが、これ、課税上支障がないというご答弁がございましたと思いますけれども、町がお金を出してやる場合には課税上支障がある場合、多分、町が積極的にやるべきものだろうと思うんですが、これは明らかに、要は、法務局の、要するに、法に原因があって行う場合は、本来は法務局が、まずお金を出してやるべき案件ではないかと思うんです。というのが、課税上全く支障ない訳ですね、

今のところ。それは昨日ご答弁があったと思います。二重課税になっていないし、きちんとした課税がされてる。じゃ、うちの方として課税上支障がないのに、あえて海田町としてしなきゃならない理由が理解できない。それともう1点は、昨日も申し上げたんですが、旧東海田町にある地番の中に耕地番と山地番が接している部分があるんじゃないかと思うんですが、考えたときに、順番に考えたら、この隅っこから1地が始まって、山地番1番が同じようにこう回っていったときに、山地番が耕地番を追っかける場所はほとんどないような気がするんです。それでもあるんでしょから148筆ですかね、確か出したと思うんですが、それでも、なぜ法務局の方の費用でせずに、海田町の費用でやらないといけないのか。それとも法務局がやるけども、課税上楽になるからあなたたちも負担をなさいやと言ってるのか、どちらでしょうか。

○委員長（下岡） 税務課長。

○税務課長（中下） 今後の解消事業につきましては、副委員長が申されるように、法務局、昨日も答弁しましたけど、町自体に、課税自体に影響は今までなかったということで、法務局の方からの要請によるものでございます。最終的には、法務局の方が職権で、これはできる、いう形になります。法務局の方で、例えば職権で、山地番に1万地番を加えるという形で地番を変更されましたら、町の方としても変更せざる得ないと。今回予算計上させていただいたものにつきましては、電算の委託料でございます。今のところは、地番管理の方が4ケタ対応でしかできておりませんので、それを1万付すということになりましたら、5ケタ対応になりますので、その対応のために電算の委託料を計上させていただいたものでございます。

○委員長（下岡） はい、宗像副委員長。

○副委員長（宗像） ということは町としてやるんじゃなくて、法務局が実際やったものに対して、町がそれに対応するための、そういう今言われました電算を変更するための費用と考えて間違いないですね。

○委員長（下岡） 税務課長。

○税務課長（中下） そのとおりでございます。

○委員長（下岡） はい、ほかに質疑ございませんか。大江委員。

○2番（大江） ふるさと納税の件なんですけども、昨日お聞きしましたら、返品品が1人3,300円、送料が1,340円ということなんですけども、かなり、1,340円ということは、送料がかかるということは重たいのか大きいのかということで、想像して、これ勝手な想

像なんです、海田町ゆかりといたら、「ほっぷ・すてっぷ・じゃんぷ」のお酒だったらこのくらいの送料かなっていうふうに勝手に想像したんですけども、お願いみたいなんです、もしそれでしたら、正直言って「ほっぷ・すてっぷ・じゃんぷ」飲んだときに、ぱっと裏ひっくり返したら、広島市船越って書いてるんですよ。そうすると、やっぱりゆかりで、もし、そういうものを検討されてるんでしたら、後ろの住所を見たら海田町にはなくなって船越になってるんですね、お酒をつくってる所が。そうするとそこでちょっとガクってきたんですけど、もしそういうものを送付される時には、その中のパンフレットにその住所があるけれども、その由来的なものが少し入ると、ゆかりのものというふうに関連づけられると思うんですけども、ちょっとすいませんその送料でちょっと気になって、ひょっとして、お酒かなっていうふうに、自分で勝手に想像しました。するんならそういうふうには、お願いで、パンフレットの中に工夫を入れたらどうかなっていうふうに思いましたので、ちょっと。

○委員長（下岡）財政課長。

○財政課長（鶴岡）送料につきましては、寄附が、どちらの方からしていただけるか分かりませんので、東京都内から寄附があって、東京都内に送るという前提で1,340円という送料を計上したものでございます。返品品の活用といいますか、海田町とのPRにつきましても、委員ご指摘の内容も踏まえてですね、今後検討して、返礼品の方を決定していきたいというふうに考えております。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。以上で企画、総務、会計管理、議会事務局案件の審査を終わります。1件、資料請求の対応をお願いいたします。

ここで執行部の入れ替えがございますので、暫時休憩をいたします。再開は、10時40分からいたします

~~~~~○~~~~~

午前10時25分 休憩

午前10時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（下岡）休憩前に引き続いて委員会を再開いたします。まず冒頭にですね、先ほどの総務部関係で資料請求いたしました資料がお手元に届いておりますので、これにつ

いて発言を許可いたします。生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）はい、それでは、資料のほう提出させていただきましたカセットガスの発電機についてご説明をさせていただきます。まず、出力につきましては、900W、重量につきましては19.5キロ、で、使用燃料が2本で、運転時間、最大で2.2、出力いっぱいに使いますと1.1、でございます。寸法につきましては、全長が36.5、幅が26.2、高さが52.4センチでございます。はい、簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（下岡）はい、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）それでは、再び審査を開始いたします。ここで執行部の福祉保健部関係の審査を行います。ここで執行部の方をお願いをしておきます。質疑は原則一問一答形式によりますが、答弁は質疑の趣旨に沿って簡潔に要領よく的確に行い、メモをとるなどして答弁漏れがないようお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○委員長（下岡）それでは、第18号議案、海田町保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。18号議案、議案書の方をお願いします。よろしいですか。これより質疑を行います。質疑があれば許します。はい、佐中委員。

○15番（佐中）保育所条例の一部を改正する条例で、削除をするということがあるんですが、これは法に基づいてやられるんですか。今まで市町が、村も含めてですが、自治体が責任を持つというのがあるんですが、法の削除という、そこまで私認識しとるんですが、町がそれだけ削除をするということになれば、国の法律がどこまで、何かよう分かりませんが、例えば、削除によって、保護者が責任を持ってやるということが前面に出てくると、全く保育のそういう問題に大きな支障があるんですが、その辺は法的にはどうなっとるのかお尋ねするんです。

○委員長（下岡）こども課長。

○こども課長（森川）今回削除いたしますのは、第4条について、第8号議案でご承認いただいた海田町保育の実施に関する条例の廃止に伴い、条文を削除するものでございまして、保護者の責務等については、これまでと変わらないものでございます。

○委員長（下岡）佐中委員。

○15番（佐中）分かりませんが、24条に、児童の保育に欠けるところがある場合

において、保護者から申し込みがあったときに、それらの児童を保育において保育しなければならないというのがあるんですね。そうなれば、申し出がない場合はそれで済むんでしょうけども、町がそれを削除したら、国は申し出があったらしなければならない。けども裏を返せば、申し出がなかったら何もしなくてよい、保護者が責任持たないかんというようなね、そういうニュアンスが取れるんです。その辺はどうなるのか、それがね、次の子ども・子育て支援の中での幼稚園の扱いは、またそこへ含んでくるんで、これらの措置は、保育と幼稚園との扱いですね、これはどうなるのか、お尋ねします。

○委員長（下岡）はい、福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）はい、先ほど子ども課長が答弁いたしましたとおり、あくまでも国の法律の中で定められたため条例委任を廃止したことによる条例の削除でございます。これまでどおり、保護者についての責務については、これまで定められているとおりの引き継ぎがございます。先ほど委員が言われました、佐中委員が言われました申し込みによるということですが、あくまでも保育所、保育をするというのは、あくまでも保護者の申し出、申請がないと受け付けられない、こちらから、保育しますよ、来てくださいという話ではないですから。あくまでも保育をしてくださいという申し込みに対して、うちのほうで保育を実施するという形になりますので、これは今までと何ら変わるものはないというふうに考えております。

○委員長（下岡）佐中委員。

○15番（佐中）そうなるそうですね、保育に欠けることで保護者がどうしても保育もお願いしますという申し出があったら、待機という言葉は全くなくなるんですかどうですか、お尋ねします。

○委員長（下岡）はい、福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）あくまでも定員に対して申込者数が多かった場合、どうしてもこの保育所でないといけないよという、今、海田町の場合では、町内の公立私立の保育所へと、ここでも、私はここへ行きたいんだけどもこちらでも構わないですよというふうな形での割り振りをして、全体を待機がないという状態にしているんですけど、どうしてもここに行きたいとかいうふうな話になれば、待機が出てくる。海田町では今のところ出てないんですけど、よそではそういう状態が出てくるということで待機が発生するということだと思います。

○委員長（下岡）佐中委員。

○15番（佐中）ちょっとしつこいようなんですが、保育所を指定しないで保育に欠けることが生じた場合は、町として、申し込みがあれば、全部対応する、こういう方向なのかどうか。

○委員長（下岡）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）申し込みがあった方について、当然、第1希望、第2希望、第3希望という順番はつけてもらいます。あるいはどこでもいいですよというふうな形で出してもらってます。皆さんが第1希望のところに入ればいい訳ですけど、そういうことは、どうしても多少の定員オーバーになってまいりますから、それを今度、第2希望の方に回ってもらって第3希望の方に回ってもらうというのは、保育の優先順位、フルタイムで働かれておる方とかパートの方とか、そういった優先順位に基づいて割り振りをした後、本人さんのご了解、あなたは第2希望でもいいですか、第3希望でもいいですか、あるいはどこでもいいですかというふうなことで、了解を得ての割り振りをさせていただいて、皆さんが入れるような状態をつくっているような状況でございます。

○委員長（下岡）佐中委員。

○15番（佐中）私の発言が悪いのか分かりませんが、保育所を指定しないで海田町の工場に勤めるとか住居を持つとか、そうした場合に、どこでもいいから入れてくれということになれば、待機ということはないんですかという聞きよるんです。

○委員長（下岡）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）現状では、待機はないというふうなことで理解、ただし、町内の居住者、保育所については町内の居住者、ですから町内に勤務をされている、職場が海田町にあって町外に済んでおられる方の受け入れというのはしておりませんので、町内居住者についての保育についてはカバーできておるということです。

○委員長（下岡）ほか質疑ございませんか。はい、前田委員。

○14番（前田）たまたまこの度の資料の二十、これでいくと、乳幼児はなんでもええが、難しいとは思いますが、そういうことで1日中いた方がいいのか、24時間という方がいいのか、そういうことで特急な場合に、保護者が調子悪いから、2、3日を預かるようなシステム、なんかそんなものを考えられんのかというのが一つ。

○委員長（下岡）はい、こども課長。

○こども課長（森川）2、3日、保護者の保育ができない場合については、ショートステイという制度はございますが、この場合は、乳児院等にお預けするようになりますので、

保護者以外の方で本当に保育できないか状況を確認してからご利用いただくことは可能でございます。

○委員長（下岡）前田委員。

○14番（前田）その下にね、4条の方であるが、特に町長がね、適当と認めるというのを場合があるようなことを想定しておるんじゃないがね、どういうときにこういう、あんたはだめじゃいうて、そりゃ伝染病とかなんかいうのは分からんでもないが、特に何かこれを明記しとるということは、特別な事情が、想定がほかにできるんかどうか、一つ聞く。

○委員長（下岡）こども課長。

○こども課長（森川）現状において、不適當と認めたことは、ここ何年かはない状況でございます。

○委員長（下岡）ほかに質疑。前田委員。

○14番（前田）だから、どのような場合が想定できるのかないうて聞きよる訳よ。

○委員長（下岡）はい、こども課長。

○こども課長（森川）現状のところはほとんどない状況でございますが、想像するに、例えば、重度の障がいがありなんだけれど、集団保育が難しいという医師からの判断があるにもかかわらず、集団保育をご希望する場合であるとかってというのは想定されるかと思いますが、現状のところは、今適当な事案が今ないので、このような形でお願いいたします。

○委員長（下岡）前田委員。

○14番（前田）もうひとつはね、保育料の納付の話なんだけれどね、一般的に借家とか何とかは日割り計算というのがある。保育所の場合は返さないというのがあるんよの。だから月単位で計算してしまうのか、だから一旦、例えば3月分預かった。今日緊急でどっか転勤になった。そうすると、5割返却しましょうとか、いや、もろうたんで3月分いただいたんで、もう1万円なら1万円、もう3月分は返しませんよ、半分なら本当は5,000円返します。その辺はどういうことになるのか。返却しないというのはちょっとよう分からん。

○委員長（下岡）こども課長。

○こども課長（森川）現在保育の利用については、1か月を半分使われた場合と、2分の1と1か月分とに分けた納付をお願いをしております。ですから、1日利用されても半

月分はお支払いするようにお願いしているところでございます。

○委員長（下岡）前田委員。

○14番（前田）しつこいようじゃが、借家の例をとって言うたんじゃが、日割り計算とかするような場合がある訳よの。それを全くなしにうちの場合は、月か半分とか、この二つしかない、日割りというのは全く考えていない、こういうことなのか。

○委員長（下岡）こども課長。

○こども課長（森川）日割りは考えてございません。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございませんか。住吉委員。

○5番（住吉）今のこども課長の答弁、ちょっと引っかけたことがあるので確認です。

町長が不相当と認めるものの例として、重度の障がいを持った子というふうにおっしゃいましたが、じゃそういったこの保護者が保育を希望しても、今海田町では一切対応できないということではよろしいのでしょうか。

○委員長（下岡）こども課長。

○こども課長（森川）医師から、集団保育が可能という診断が出ておりましたら、お預かりをしております。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）質疑なしと認めます。

~~~~~○~~~~~

○委員長（下岡）それでは、第19号議案、海田町児童クラブ運営条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑があれば許します。桑原委員。

○7番（桑原）これまで、1年生から3年生を目的にこの事業がありましたけども、これからは、これを削除するというので、オール学年ということでありましたけども、これは何を目的として、この条例を出されたか。

○委員長（下岡）こども課長。

○こども課長（森川）こちらの条例は、小学生の保護者の就労を目的とすることと、子どもたちの健全育成、放課後の居場所の確保することが目的でございます。

○委員長（下岡）はい、桑原委員。

○7番（桑原）これまで健全育成がされておらんかったんかということなんですけども、

そうじゃない、やはり今、この時点で、オール学年が、こういった児童クラブへ行かれると、人数の設定があるのか、例えば、児童生徒が少なくなってますよということで受け入れ体制ができるようになったっていうことも、一つの例があるのか、そういったことも聞きたい。要するに今まで3年生まででしたね、これから6年生までになりますよっていう受け入れができるのは、こういったことで受け入れできるようになったのかということ、ちょっと具体的に教えていただきたい。

○委員長（下岡）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）まず、6年生までの受け入れというのは、今回新しく、子ども・子育てに対する新法ができて、これ来年度から27年度から子ども・子育て計画、新たな計画をつくっていく、こういうことがスタートいたします。この中で、国としての考え方、今まで3年生まで児童クラブで見とったものを、6年生まで拡大しましょうよという国の考え方が出てまいりました。それに基づきまして海田町の子ども・子育て計画の中でも、6年生までの受け入れをしましょうと。当然6年生までの受け入れをするということになれば、受け入れのもとになる、施設自体も大きくしなくてはいけないということで、以前は南小、これは南小の児童数が増えたので、先に南小児童クラブを二つにしました。今回は27年度に向けて、東小の方を定員増のために、町民センターの改築を行うと。ですから、あくまでも国の考え方、町の考え方が6年生まで、先ほど子ども課長が言いました、いろんな目的のために、児童クラブを増やそうという中で、今後じゃあどう受け入れていくかということで対応したところでございます。

○委員長（下岡）はい、ほかに質疑ございますか。はい、佐中委員。

○15番（佐中）去年の9月に、海田町放課後児童健全育成条例の設置及び運営に関する基準を定める条例、私はここで、はあ決まっとるんじゃないかって思いよったが、やっぱり削除とかそういう条文の整備というのが提案をされておる訳ですが、新しい法律ができる跟前の法律が死んでしまうと、そういうのがあって、何か、二重のような手間があるんですが、やっぱり条文の整理をせんにゃあいかんのですか、ちょっとこそら辺をお尋ねします。

○委員長（下岡）子ども課長。

○子ども課長（森川）今回は、海田町の児童クラブの条例を6年生までに延長したものでございます。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（下岡）質疑なしと認めます。

~~~~~○~~~~~

○委員長（下岡）続きまして、第 20 号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

○委員長（下岡）これより質疑を行います。はい、岡田委員。

○8 番（岡田）介護保険料が上がるということなんですけど、この前資料を出してもらったんですけども、この、で介護保険のところ、ま、26 年度も 7 年度でもいいんですけど、介護の要支援、要介護、要支援 1、2 と、要介護 1、2、3、4、5 の人数をちょっと教えてもらえます。

○委員長（下岡）はい、福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）要支援者と要介護の認定の人数につきましては、要支援の方が平成 27 年 1 月分の報告では 303 名、それから要介護の方が 802 名、計 1,105 名でございます。

○委員長（下岡）岡田委員。

○8 番（岡田）段階ごとの、1 はいくら、2 はいくら。

○委員長（下岡）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）要支援 1 が 185 名、要支援 2 が 118 名、要介護 1 が 248 名、要介護 2 が 102 名、要介護 3 が 133 名、要介護 4 が 121 名、要介護 5 が 108 名でございます。

○委員長（下岡）はい、よろしいです。岡田委員。

○8 番（岡田）今、この度、多分全国的なんだと思うんですけども、介護が上がるということで、今これ、制度そのものがね、それはこういう制度になってますから、いわゆる 1 号被保険者の人が、サービス多くなったら、当然保険料が上がるというふうな格好になってくるんでしょうけれども、海田町でいくらですか、五千いくらになると思うんですけど、そのうちの中で、今度この計画の中で 29 人以下の施設を整備されるんですけども、その中に、上がる人数の中に、整備費が、例えば 200 円か 300 円かかかりますというんが入るとるんでしょうかね、分かります。

○委員長（下岡）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）この保険料につきましては、平成 27 から 29 までのサービス見

込み料について計算しております。29年度から今の計画では、小規模特養が増えるということなので、その29名分の29年度からのサービス料を含んでおります。その金額についてはちょっと細かくは出ておりません。

○委員長（下岡）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）先ほど質問の整備費については含まれておりません。

○委員長（下岡）岡田委員。

○8番（岡田）それです、今のままでいったら、2025年がピークになるということなんですけども、2025年か、国かなんかの試算だったら、大体、八千いくらになるというふうな予想らしいんですけども、やはり今の新しい介護の中でも、今いわゆる、予防給付地域支援事業の方にどんどん移していくと。で、受け皿がないから、今できてないから、2年間は猶予しますよということなんですけれども、この今のどっちにしても、保険料、介護保険料が上がるというのは間違いなく、今からずっと上がっていくんですけども、で、これで、今の多くの自治体も、サービス料がどんどん増えていくと、この今の保険料が上がっていくというふうな、自治体としても板挟みみたいなのが、多くの自治体であると思うんですけども、このことについて、やはりあの、ほかのところは、やっぱり今の保険の負担割合ですよね、負担割合が、今、今回は1号被保険者の人が、多分22パーセントぐらいになると思うんです。今21パーセントで、今度22パーセントになって、さらに上がっていくような格好になるんだと思うんですけども、国は25パーセントですかね、25パーセントで、で、市町村が同じ20パーセント、50パーセントとなって、あとの50パーセントを2号被保険者と1号被保険者が入るような格好になっておるんですけども、これを国の割合を、もう少しどんどん増やしていかないと、やはりいつまでたっても同じような格好になっていく訳なんですよね。そのところはというふうに思われとるんでしょうかね。

○委員長（下岡）はい、副町長。

○副町長（三宅）今おっしゃいましたことは、自治体レベルでは何とも言えないところまでございまして、全国一律の制度でございますから、決められた中で、いかに決めていくかというところで、すいません、国費が高いか安いかというところの感想ということは、控えさせていただきたいと思います。

○委員長（下岡）岡田委員。

○8番（岡田）今の全国一律の制度と言われましたけども、今回でその制度が崩されて、

今度市町村に移っていく訳なんですよね。だから、全国一律じゃなくて介護保険そのものが、どんどん変わってきよる訳です。海田町だったらそうでもないでしょうけど、どうか分からんのですけど、ほかの市町村と比べて、やっぱり、同じようなサービスが受けられなくなるというのがこの制度なんですよね。だから、そのところはどうかというふうな、だから、今の地域支援事業にしても、まだなかなか決まってないような状況の中で、やはり、いわゆる民間の色々なボランティアなんかを活用するというふうな方向の中でやっていかれるんでしょうけれども、そうなったら、ますます、いわゆる、介護の要支援の1、2の人は、なかなか介護サービスが受けられなくなると、で、自立を促すようなことになっていくというふうな格好がこの制度だと思うんですけども、それはどういうふうに考えておられるんでしょうかね。

○委員長（下岡）副町長。

○副町長（三宅）先日の全員協議会で福祉保健部長が答弁しておりますように、2年間の猶予の中で、今受けられているサービスと同様のサービスを受けられるように、海田町の独自性というのも考えてまいりたいと、そのように考えております。

○委員長（下岡）はい、ほかに質疑ございますか、はい、岡田委員。

○8番（岡田）海田町の独自性になる訳でしょ。介護保険というのは、全国一律一律の制度であったのが、それぞれの市町村でそれぞれ違ってくると。同じサービスが受けられなくなると、ここにやっぱり問題があると思うんですよね。だから、もう一律の制度でなくなってくると、それが、どんどん今から進んでくると、国はそういうふうな方針だから、町もそういうふうな方針でいくんでしょうけどね。だから、こういうふうな保険料に関しても、どんどんどんどん上がっていく訳なんですよね。だから、やっぱり、こういうふうな制度そのものを、やはり町としても、これ国なり何なり声を出さないと、ほかの自治体でもそういうふうな、同じような状況になっておる訳ですからね。やはり、今のこの介護保険制度そのものがもう破綻をしてくるいうんか、そういうふうな格好になってくると思うんですけども、その辺のところはどうかというふうに考えておられるんでしょうかね。

○委員長（下岡）はい、副町長。

○副町長（三宅）もう一度申し上げますが、介護保険制度自体は全国一律の制度でございます。その中で一部分について町の独自施策をとるよというのが今回の改正で、それもあくまでも全国一律の介護保険制度の中で、その一部分を町が担うと。町が担う分

については、今後2年間の中で、十分検討して実施してまいりたいと思いますが、全体的にはこれ国の制度でございますから、町は保険者として、適切なサービスをし、それに必要な経費を適切に積算してまいりたいと、そのように考えております。

○委員長（下岡）ほかに、佐中委員。

○15番（佐中）昨日予算のこの資料をもらったんですが、年々お年寄りが増えるんで、何らかの対応しなければならない。これは十分もう理解はできるんですが、今、答弁がずっとありましたように、第6期の介護保険の計画に基づくその方針で、国の方針の中で、要支援1、2の訪問介護と通所介護を保険給付から外すというのがあるんですね。この外された分はどうなるのかちょっとお尋ねします。

○委員長（下岡）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）要支援1、2につきましても、今後、総合事業に変わった場合でも、介護保険の財源で行うようになっております。外れた訳ではございません。

○委員長（下岡）佐中委員。

○15番（佐中）そいじゃ法律でいう、外すというのがあるんですね、介護1、2、3、4、5は介護保険で給付するんじゃけども、今の通所介護と訪問介護、これ外すという法律の中であるんですが、そのサービスはどうなるのか、それをお尋ねします。

○委員長（下岡）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）現在予防給付の中で行っている訪問介護と通所介護につきましては、町が定めた日から、介護保険制度下の中の地域支援事業の訪問介護と通所介護に移ります。で、その、その総合事業というのは、今まで国が一律に決めていた個人負担金や介護報酬について、町が定めて実施していくということになりますので、そこで町の独自性とかが出てくるということになっております。

○委員長（下岡）佐中委員。

○15番（佐中）それじゃあ、国が決めとったのを、町でその基準を決めなさいよと、で、保険は今までのを適用する。じゃ今から先、今度7期になる訳ですが次のね、その変更の法律ではどうなるとるんです。

○委員長（下岡）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）介護保健法は基本的なものを国がしっかり決めているんですが、高齢者の状況や時代の状況に応じて、少しずつ変化というか柔軟な対応をしながら持続できる制度になるようにしておりますので、7期につきましては、そのときに、また何

か制度の変更があれば出てくると思いますが、現状では今の、今回の第6期の制度変更が大きいものでしたので、これを10年後に向けて継続していくというふうに聞いております。

○委員長（下岡）佐中委員。

○15番（佐中）家庭の事情とか、色々介護をなかなかね、訪問も、あるいは自宅もできないと、入所をしたいというのも、要支援の場合じゃったら、町が判断をして、それを決める。今まで国の基準があって、要支援と介護5までがね、対象じゃったのが、町がその基準を設けてやるということなんですか。

○委員長（下岡）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）要支援1、2の方につきましては、本人のご希望により、どうしても自宅ではできないということであれば、養護老人ホームとか、それから経費老人ホーム、それから、高齢者のサービス付き住宅などのいろんな手段がありますので、それはその制度に則って、ご本人さんと相談しながら、支援していきたいというふうに考えています。

○委員長（下岡）佐中委員。

○15番（佐中）分かった。7期は、もうすごい上がってきてるんですね。それも、そのことは問いませんが、一定の所得があれば、2割というのがね、出てきとるんですよ。年間160万の収入がある人で、介護保険料が、今までサービスを受ける利用料が1割じゃったのが2割という、これはいつから実施するんですか。

○委員長（下岡）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）27年の8月から実施の予定です。

○委員長（下岡）佐中委員。

○15番（佐中）私調べる中では、全体の20パーセントが2割という、そういうのを、私の調査の中ではあるんですが、海田町では、今の言う、ここに該当する人、昨日表を出してもらいましたが、要介護とか、要支援、要介護者というのが、数字が出てきておりますが、その中で、どのぐらいの割合、人数はいいです、割合を占めるのか、いわゆる160万円以上の収入があったら2割の方々が何パーセントぐらい該当するのか、お尋ねします。

○委員長（下岡）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）現時点の試算で23.1パーセントに該当します。

- 委員長（下岡）ほかに、住吉委員。
- 5番（住吉）不勉強なので確認ですけども、この所得段階別保険料、所得段階が全部で11段階まで記載されておりますが、これは、5期と6期で、段階変わってるんでしょうか。
- 委員長（下岡）福祉保健部次長。
- 福祉保健部次長（湯木）全体の11段階は変わっていませんが、中の、所得金額の基準が国の方で変わりましたので、国の基準と合わせております。
- 委員長（下岡）住吉委員。
- 5番（住吉）それで気になりましたのが、資料23の方の条例の新旧対照表で、2号の方、旧でしたら、5期でしたら3万3,588円じゃったものが、こちらが5万1,507円、これだけ見たらとんでもない値上がりのように見えるんですが、これは、どの辺、多分第2、第3が変わったんかもしれませんが、こういった形でこれ変わったんでしょうか。
- 委員長（下岡）福祉保健部次長。
- 福祉保健部次長（湯木）5期で言います1段階、2段階の方が、新しい6期では1段階になっておりますので、合わせたものになっておりますので、急激な変化は起こらないと考えております。
- 委員長（下岡）はい、住吉委員。
- 5番（住吉）資料24の3ページの、第1号保険料の低所得者軽減強化なんですけど、まず、私の頭の中では、介護保険特別会計に一般会計から繰り入れはできないというふうに聞いておりましたが、ここでは、給付費の5割とは別枠で公費を投入し、とございますが、なぜここだけは公費が投入できるんでしょうか。
- 委員長（下岡）福祉保健部次長。
- 福祉保健部次長（湯木）これは、国の軽減強化対策でありまして、27年度につきましては、国、県、町で割合をもって公費負担をするということになっております。
- 委員長（下岡）住吉委員。
- 5番（住吉）今の答弁でしたら27年度はとおっしゃいましたが、これ27年度及び28年度の2か年度じゃないかと思うんですがどうでしょう。
- 委員長（下岡）福祉保健部次長。
- 福祉保健部次長（湯木）27、28を、第1段階の方で、軽減強化いたします。
- 委員長（下岡）住吉委員。

○5番（住吉）国が決めたことで、ここで言うても仕方がないでしょう。なぜ3か年の計画なのに、27年度と28年度のみで軽減になってしまうのでしょうか。

○委員長（下岡）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）もともと国の方におきましては、消費税を10パーセントに上げるということで3か年の軽減を考えておられましたが、今回それができなかったということで、現段階では27と28に第1段階の方に対して、これはこの軽減をするというふうなことが決まるということです。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございませんか。岡田委員。

○8番（岡田）えっとですね、総合事業に移る時に、今までだったら、流れなんですけども、今までだったら、利用者の方が市町村の窓口に来て、そして、介護認定をするというふうな格好の中で、そこで色々なるんですけど、今度はその前に、いわゆるチェックリストいうんですかね、何かそういうふうなことで、あなたは要支援でなくて、総合事業に移ってくださいというふうなことができるようになるというふうなことなんですけれども、それは、そういうふうになるのでしょうかね。

○委員長（下岡）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）今後、今の予防給付から町が定めた総合事業に変わったときに、現在の要介護認定でサービスを受けられる方もおられますし、チェックリストを、体の状況がそう重たくなかったりとか、ただそのデイサービスに行きたいだけというふうな方については、より簡便化するためにチェックリストでも、サービスの導入は可能というように国は定めております。

○委員長（下岡）岡田委員。

○8番（岡田）そういうことが、いわゆる安上がりな介護につながってくると思うんですよ。だから今回、総合事業でまあ雇用労働者とか有償ボランティアというふうなのが総合事業のなかでできるようになるわけでしょう。だから雇用労働者というたらいわゆるシルバーの会員さんであるとか、ああいうふうな方もできるようになるというふうなことになつとるわけですけれども。そのへんのところはまだこの総合事業が確定されないと分からないのか、総合事業の確定の中にそういったものも盛り込まれているのでしょうか。

○委員長（下岡）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）今後総合事業を構築する中でそういうところを決めていきたいと考えてます。

○委員長（下岡）岡田議員。

○8番（岡田）介護度、一段階の方で、軽減措置があるんですけども、0.5の人が0.45、保険料という、当初、国は0.5を0.3にするはずだったんですけども、町は0.45上げておるんで、これはどういうことでしょうか。

○委員長（下岡）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）先ほども答弁させてもらったんですが、国が当初考えていたのは、消費税の10パーセントを値上げのためという時に、第1段階の方については0.3という考えがありましたが、今はそれができなかつたので、財源の関係で、0.5に下げたということになっております。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）はい、質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○委員長（下岡）続きまして第21号議案、平成27年度海田町一般会計予算を議題といたします。資料の方は8、9ページ、歳入からはじめます。ここのですね、12款の1款、8、9ページの12款、1項、1目、民生費負担金と、2目、衛生費負担金でございます。質疑ございませんか。はい、住吉委員。

○5番（住吉）簡単な質問でございます。保育所保護者負担金、こちらの方が、予算の概要を見ますと、私立保育所の定員増による保育所保護者負担金の増1,900万、約2,000万増えておりますけれども、これ、定員は何名増やされたんでしょうか。

○委員長（下岡）はい、こども課長。

○こども課長（森川）私立保育所について、海田保育園が10名、龍洞保育園が10名、全体合計で40名増員しております。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）質疑なしと認めます。次、10、11ページ、2目、民生使用と3目、保健施設使用料でございます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）次のページ行きます。中段12、13ページのうち、中段1目、総務手数料のうち2節、戸籍手数料及び3節、住民基本台帳手数料の二つでございます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(下岡) はい、なしと認めます。次へ進みます。14、15 ページ全てでございます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(下岡) はい、次、18、19 ページ、進んでください。あ、すいません。4 節の 1 印鑑、その他証明手数料も先ほどのページに含んでおりました。失礼しました。はい、14、15 ページの 1 目、民生費国庫負担金、全てでございます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(下岡) 18、19 ページでございます。国庫補助金の 2 目と、3 目、衛生費国庫補助金でございます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(下岡) 次、20、21 ページ、ここでは、上の 7 目の 1 節、教育費補助金の中の、私立幼稚園就園奨励費補助金と次の 3 項、1 目の中の 2 節、住民基本台帳費委託金及びその下の 2 目、民生費国庫委託金と、15 款、2 目の民生費負担金、全てでございます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(下岡) 次のページにお進みいただきまして、引き続き、上から 3 目の衛生費負担金まで。あっ、22、23 ページのですね、2 目、民生費負担金からの続きと、3 目、衛生費負担金と、一番下の、2 項、2 目、民生費補助金でございます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(下岡) 次、24、25 ページの先ほどに引き続きの、2 目、民生費補助金と 3 目、衛生費補助金のうち、1 節、保健衛生費補助金のうちの 1 の在宅福祉事業費補助金と、二つ目の健康増進事業補助金と、一つ飛ばしまして、4 の産科医等確保支援事業補助金、5 の自殺対策緊急強化事業補助金、6 の産後早期ケア支援事業費補助金でございます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(下岡) 次、26、27 ページ、上の 2 節、住民基本台帳費委託金、厚生統計調査委託金と 2 目、民生費委託金でございます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(下岡) はい、次に進みます。28、29 ページの 20 款、2 項、1 目の貸付金元利収入のうち、4 の高齢者住宅整備資金貸付金償還金元金と、同じく、高齢者住宅整備資金貸付金償還金利息でございます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（下岡）はい、次へ行きます。次、30、31 ページの下の2節、福祉医療費第三者納付金と3節、福祉医療費返納金でございます。これは、次のページの32、33 ページの上段の4の療養給付費負担金返還金も含まれます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）はい、次へ進みます。66、67 ページをお開きください。あ、すみません。雑入でございますけれども、たくさん項目がありますので、番号で言いますから、28、29 ページです。番号でいきますから。一番右の、4 保育士給食費、6 集団健診個人負担金、次の30、31 ページの21 番、後期高齢者医療広域連合健康診査事業費補助金、24 番、生活保護法に基づく返還金、25 番、生活保護法に基づく徴収金、26 番、児童扶養手当返納金、27 番、後期高齢者医療制度特別対策補助金、31 番、町が主催するセミナー等の開催経費に対する助成金、33 番、食育活性化支援事業補助金と、2 節、福祉医療費第三者納付金と第3節、福祉医療費返納金と、次のページ、32、33 の4 節、療養給付費負担金返還金でございます。はい、住吉委員。

○5 番（住吉）不勉強で申し訳ないので聞きます。31 ページの方、生活保護法に基づく返還金と徴収金の違い、これ説明願います。

○委員長（下岡）はい、社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）返還金につきましては、多くは年金の遡及受給等ですね、通常であれば、通常の支払いであれば戻入で2か月間については処理するんですが、それを越えた分については返還金で処理するというルールがあります。で、年金の遡及受給又はですね、保険、交通事故等で亡くなられたときの保険請求などがあります。で、徴収金につきましてはですね、社会福祉事務所の方へ申告されてなかった収入が、後で分かった場合、これを徴収金で徴収しております。以上でございます。

○委員長（下岡）はい、住吉委員。

○5 番（住吉）ふと気になったのが、31 番の町が主催するセミナー等の開催経費に対する助成金、これはどういったものが対象になってるのでしょうか。

○委員長（下岡）こども課長。

○こども課長（森川）こちらは、福祉保健まつりの会場設営等のイベント費用に充てております。

○委員長（下岡）住吉委員。

○5 番（住吉）イベント設営費用のみに助成されてるんですか。

- 委員長（下岡） こども課長。
- こども課長（森川） イベント設営であるとか、イベントの内容ですね、スタンプラリーを行ったりする費用に充てております。
- 委員長（下岡） 住吉委員。
- 5番（住吉） イベント全体の費用に対する助成じゃないんですか、今の話だと。違うんですかね。
- 委員長（下岡） 福祉保健部長。
- 福祉保健部長（臼井） この助成金につきましては、広島県の市長村振興協会が市町村が開催するセミナーとかそういった今のイベントとか、そういったものに対する補助として、一つのイベントに対して50万を出してくれるという補助でございます。
- 委員長（下岡） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（下岡） なしと認めます。次、66、67ページ、このページ、総務費、全てでございます。多田委員。
- 10番（多田） 住居表示事業、前も一般質問で出したんじゃないけど、まだ新築でつけていない家がたくさんあります。で、デザインのどうなんかっていうこと、デザインをちょっと変えたらどうですかっていう提案をしたんじゃないけど、その後検討されたんでしょうか。
- 委員長（下岡） はい、住民課長。
- 住民課長（尾木） 住居表示の街区表示板のことですかね、大きな分の。これについては、実施基準で街区標示板、大きさとか決まっておりますので、デザイン的には変えてないんですが。
- 委員長（下岡） よろしいですか。多田委員。
- 10番（多田） 個人の家につけるとる番地表示のやつ、ここじゃないんかいね。あれのことを言いよるんですが。
- 委員長（下岡） 住民課長。
- 住民課長（尾木） 個人の家についております住居番号標示板ですね、これも、今の実績基準の中で大きさとか配置とか決まっておりますので、変えておりません。
- 委員長（下岡） 検討する気があるかないかという質疑でございますけども。はい、住民課長。

- 住民課長（尾木）今のところは、特にそういった要望もありませんので、検討しておりません。
- 委員長（下岡）福祉保健部長。
- 福祉保健部長（臼井）先ほど住民課長が答弁しましたように、変更することはできません。ただし、表示することについて、今なかなか新築の家の方に貼ってもらえないという状況がございますので、他の市町でやっとなる貼りつけ用のボンドをお渡しししところもあるみたいです。そういった工夫もしながら、できるだけ表示をしていただけるように啓発していきたいと考えております。
- 委員長（下岡）佐中委員。
- 15番（佐中）電算管理室のことで、8,000万も組んだるけえ、そこで質疑しようか思ったら、いろいろクレームがあつて、ここでやりなさいという指摘があつたのでさしてもらいますが、今の税番号の問題なんです。昨日とほぼ同じことを言いますが、最近テレビで、その問題を、10月から施行するにあたって、ずっと宣伝がなされておる訳ですね。あまり国民が知らない、もう我々もこうして携わつとるから、知る範囲の中におる訳ですけれども、これを徹底するのにね、町は努力せにゃいかんというんで、どういう努力を考えておられるのかどうか、お尋ねするんです。
- 委員長（下岡）はい、住民課長。
- 住民課長（尾木）マイナンバー制度の広報につきましては、国の方も周知が遅れていることを認めておりまして、昨日付けでやっとなる制度の広報とかですね、周知についての協力依頼文書がですね、送られてきたところでございます。国の方では3月9日からテレビCMとか新聞への掲載を始めるということでございますが、本町におきましても、早速、広報やホームページによりまして、制度の周知の方を積極的に図ってまいりたいと考えております。
- 委員長（下岡）はい、佐中委員。
- 15番（佐中）この制度でね、背番号制を付ける訳ですが、一番恐れ取るのはやっぱりね、一つの番号で全部が管理をするということで、これが、医療であつたり介護であつたり保険であつたり、預金であつたりね、全部管理をされて、それだけならいいんだけど、他の方に流れるというおそれも考えられるし、これを十分対応するような、プライバシーの保護よね、これはどうなのか。最後には、このあいだの審議の中で、民間にも情報を流すシステムも可能だという答弁を、私、いただいておりますが、民間に流



すいうたら、銀行ぐらいしかないと思うんですよね。そうしたら財産も全部管理されて、色々がなじがらめでね、やられる、家族の構成も全部分かってね、やるような背番号制。これの保護はどうなるのかというのがね、今の法は法に基づいてやっておいででしょうけども、一番町民や国民が不安なところは、そこなんですよね。それをどう管理するのか。法をもって従いますいうたらそうかもしれませんが、答弁願います。

○委員長（下岡）住民課長。

○住民課長（尾木）このマイナンバー制度におきます特定個人情報の保護につきましては、個人番号の適正な取り扱いを確保するために、特定個人情報保護委員会という組織におきまして、監視監督を受ける仕組みになっております。また、番号法におきましては、限定的に明記された場合を除きまして、個人番号の利用を禁じております。また金融機関での利用につきましては、将来的にはどのようなようになるか分かりませんが、現段階では利用対象にはなっておりません。

○委員長（下岡）はい、岡田委員。

○8番（岡田）このマイナンバー制のことなんですけども、まず多分最初導入をして、どんどんどんどんこの情報量が増えていくと思うんですけれども、最終的にはちっこいチップに新聞紙1枚ぐらいの情報が楽に入るようなことなん、個人の情報が入ることなんですけども、まず最初は、どの、海田町は何と何と何を情報としてここに取り入れようとされておるんでしょうか。例えば住所とか名前とかああいうふうな。

○委員長（下岡）住民課長。

○住民課長（尾木）この個人番号カードにつきましては、今の4情報ですね、住所、氏名、生年月日、年齢、それとあと個人番号、そこまでしか記載されておりません。今のところはですね、公的個人認証の、証明の情報がそのカードに入る予定でございます。

○委員長（下岡）岡田委員。

○8番（岡田）これで例えば税の関係とか、どれくらい納税をしておるかとかいうふうなもの、何かそういうふうなものも入れていくんだということなんですけども、その辺のところはどうなっておるんでしょうかね。

○委員長（下岡）はい、副町長。

○副町長（三宅）その点は、カードに入るのではなしに、その番号を持って国税それから地方税が連携をすると、情報交換で使われるということになっております。カードにそういういった情報が入ることではございません。番号が使用されるということござ

います。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございませんか。はい、西山委員。

○12番（西山）来年度からこの個人情報のナンバー制度がスタートする訳ですが、今まで行われてきておりました住民基本台帳カードの件ですけども、これはもういらなくなると判断しておりますけど、この扱いはどうなってくるのでしょうか。

○委員長（下岡）住民課長。

○住民課長（尾木）現在の住基カードにつきましては、本人を証明するためのカードでございますが、制度が始まりますと、個人番号カードが発行されますため、平成28年の1月からはですね、住基カードの新規の発行は行わない予定でございます。ただ、それ以前に発行されております住基カードにつきましては、10年の有効期間がありますので、この間はですね、引き続き使用できることになっております。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございますか。前田委員。

○14番（前田）全く同じようなことなんじゃけどね、法律じゃけどね、今頃銀行預金まであっち向いて引っこ抜かれるいう時代、管理しますどうじゃいうて、法律じゃけえ言うて、個人的に脱会することはできんのか、わしゃ嫌でいうて。番号が決まっとるんかも分からん。あんたは35番ですいうて、例えばね、ケタ数は別じゃがね、決まっとるというんじゃけども、わしの分はそれで情報がでていくんじゃけえ、わしゃいややいうていうたら、できんのか、できるかできんか、まず最初言うてみよう。

○委員長（下岡）住民課長。

○住民課長（尾木）これは法律に基づいて行っておりますので、拒否することできないと思います。

○委員長（下岡）前田委員。

○14番（前田）法律じゃいうてこっちも言うとりんじゃが、無理やり脱会できんのかいうて、そりゃまあできんのならできんでええんじゃけどもね、明確な答弁をしてくれんにゃ困る。ついでにちょっと違うんじゃけども、最初の方の、もうちょっとその上におるんじゃがね、このなんか分からんけども、公的個人の何か分別じゃないけども、このシステムをどうやらしとるいうが、これは、前にもあるかないかよう頭はないんじゃけれどもね、どういう事業なんかいうの、ちょっと説明してほしい。

○委員長（下岡）はい、住民課長。

○住民課長（尾木）公的個人認証サービスはですね、インターネット等を利用して、

申請や届け出といった、行政手続を行う際に、他人によるなり済ましのデータや改ざんを防ぐために設けられます本人確認の手段でございます。

○委員長（下岡）前田委員。

○14番（前田）だからそれが今のなんかいね、その、あれが、上の公的個人の認証と今度は下の、住基ネットというかその番号制度というやつと、どう連動するんかというか、その辺がちょっと理解しにくいですが、ちょっとその辺の説明願いたい。

○委員長（下岡）住民課長。

○住民課長（尾木）この公的個人認証は今は住基カードの方に装着しておりますが、これが個人番号カードに替わりましたら、この個人番号カードの方に装着するようになります。

○委員長（下岡）はい、崎本委員。

○13番（崎本）今ね、このカードですよ、監督する機関ができる言われますが、これは、どこがどういうふうに監督する機関ができるか、ちょっとそれ詳しくお願いします。国がやるか、市町村がやるか、県がやるか、そこをちょっと。

○委員長（下岡）住民課長。

○住民課長（尾木）特定個人情報保護委員会のことだと思いますが、これは、国の第三者機関で、昨年1月1日付で設置されております。特定個人情報の取り扱いに関する監視・監督、各自治体が作成します特定個人番号、保護評価に対する助言や評価内容の承認等を行う機関でございます。

○委員長（下岡）崎本委員。

○13番（崎本）個人情報が漏れんように監督、その監督するのは、どういうふうに監督するんかということ。国がそういう機関はあるのは分かる、分かるんじやが、漏れんように監督するもんがおらんかったら、どこでどういう管理をしていいか分からんじやない。そこら、詳しく分かりゃあ、そうしなかつたらね、わしも、詳しく聞かんかつたらね、監督するいうて、今、その扱う機関のものが悪いことするんじやけえ、結局は。そういうものをきちっと決めとかんかったら、監督する警察が悪いことをするような時代やから、何やってもあれじゃけえ、あんたら笑うがほんまよう、新聞等に載つちよるのは警察か、学校の先生か、公務員か、ね、いや、そいじゃから、こういう情報があっても、きちっとどこが管理するか、県が管理するか、市町村が管理するか、国がまとめて管理するか。国がまとめて管理するいうたら莫大なもんじやけえ国は目が届ん思うんよ。そ

この詳しい説明をお願いします。

○委員長（下岡）副町長。

○副町長（三宅）制度全般的にいけますと先ほど言った国の委員会になりますが、海田町の中における、その個人情報の管理につきましては、私が責任者になっておりまして、私が管理することになっております。必要に応じて、ですから、他の機関の例でいけますと、のぞき見をするとかそういうことがないように、そういうのはシステムの監視を行わせておりますし、どういうんですかね、漏れが、そういう情報が漏れていないかというのを監視するシステムを持たせておりますので、それに則って、現在の段階では、そういう漏えいはないというふうに思っています。

○委員長（下岡）はい、崎本委員。

○13番（崎本）さっき言うようにね、あなたが監督責任者いうたら、町は、言われたけえ、分かったんじやが、もしか何かあったら場合はどういう対処する、それ、もう決めておられるかどうか、そこをちょっとお願いします。

○委員長（下岡）副町長。

○副町長（三宅）事例によって異なりますが、通常他の自治体の例で申しますと、まず地方公務員法違反という形で守秘義務の違反という形で警察への通報というのが一つ考えられます。もう一つは、内部規定に則りまして処分を行うと、そういう形になるかと思えます。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございますか。はい、西田委員。

○9番（西田）先ほどのですね、住民基本台帳カードに関して聞きたいんですが、10年の有効期間というふうに申し述べられましたよね。私の例ちょっと出しますと、2023年の8月28日に期限がくると、その場合の更新は可能なかどうかということと、個人番号制度においてのカード、要するに個人認証できるようなカードはつくられるのか、この2点をお伺いします。

○委員長（下岡）住民課長。

○住民課長（尾木）今までに発行しております住基カードについては、それから10年間有効期間がありますので、マイナンバー制度が始まって、まだ有効で使えます。

○委員長（下岡）今の質問質疑はですね、期限が来たとき、更新ができるかという質疑です。

○住民課長（尾木）更新はできません。有効だけです。使えるだけです。

- 委員長（下岡）はい、宮坂委員。あごめんなさい。西田委員。
- 9番（西田）個人認証ができるカードはつくられるのかということは。
- 委員長（下岡）副町長。
- 副町長（三宅）それがマイナンバーカードです。
- 9番（西田）カードはできるんです。
- 委員長（下岡）マイナンバーカードに変わるいうて。はい、宮坂委員。
- 11番（宮坂）私も不勉強で申し訳ないんですけども、今の住基カードが28年1月で作成が終わるといって、予算の収入のところで、13ページ住基手数料で423万8,000円ってあって、この新作成する予定は何枚ぐらいを想定されているのかというのが1点と、住基カードのほうですよ。これは発行するのに確か手数料を取って、手数料、今、上がっていると思ってるんですけど、先のこと、住基ネットのこのマイナンバーのカードは、これは発行手数料、国が送り付ける分なので、多分手数料は取らないと思うんですけど、発行手数料は取る予定なんですか。分かれば2点。
- 委員長（下岡）住民課長。
- 住民課長（尾木）住基カードの作成の予算でございますね、ちょっと、待ってください。委託料として、6万4,000円ほど組んでおります。個人番号カードの発行の手数は、今のところ無料となっております。
- 委員長（下岡）はい、宮坂委員。
- 11番（宮坂）今年度の、ですから、作成予定費を6万5,000円の委託料、これ何枚ぐらい予定しているのか。
- 委員長（下岡）住民課長。
- 住民課長（尾木）大体50枚程度予定しております。
- 委員長（下岡）ほかに質疑ございませんか。はい、岡田委員。
- 8番（岡田）先ほどのマイナンバーのことなんですけども、副町長は副町長のところで管理すると言われたんですけども、例えばこれが総務省とか県とかがいろんなことで照会をしてくれときたときには、それはできる訳でしょう。
- 委員長（下岡）副町長。
- 副町長（三宅）法律に則って照会がありました場合には、それは当然に通常のネットワークでできますけども、先ほど私が申しましたのは、ですからその、国全体についてはそういう外部委員会がもうでき上がってる訳ですけども、この役場の中における情報管

理は私の責任でもって、もちろん、各担当において私の責任でもってやっております。

○委員長（下岡）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）質疑なしと認めます。暫時休憩いたします。再開は午後 1 時、13 時でございます。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 53 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（下岡）休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。78、79 ページをお開きください。3 款、民生費の 1 目、社会福祉総務費全てでございます。はい、住吉委員。

○5 番（住吉）くどいようですが、こちらの方、社会福祉協議会助成事業、補助金ということで 3,771 万 2,000 円、かなり大きい金額を補助されておりますけれども、これは具体的にどういった内容に対してこれだけの補助金がついたのでしょうか。

○委員長（下岡）はい、社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）社会福祉協議会への補助金につきましては、海田町社会福祉事業運営費等補助金交付要綱に基づきまして、交付要綱に基づきまして、職員の人件費、それとボランティアセンターの運営費、心配ごと相談、健康福祉まつりの助成、それと社協だよりの発行に対しての助成をしております。

○委員長（下岡）住吉委員。

○5 番（住吉）まあ先日、一般質問でしつこいぐらいにやった話の続きですが、人件費を助成しておきながら、社会福祉法違反をやったことに対して何ら指導もできないというのは、腑に落ちませんが、どういうことでしょうか。

○委員長（下岡）はい、副町長。

○副町長（三宅）この前も申し上げましたが、一義的には、町から補助金を出す、それから町から職員を派遣しておりますが、サービス管理につきましては、社会福祉協議会内部の指揮命令系統になりますから、一般職に対しては事務職員、それから事務局長に対しては会長の方が指揮・命令されるという中で、そういう議員からそういう指摘があるという事は伝えてはおりますが、一義的に、どうしろこうしろという部分については、先ほど言った指揮・命令権の中でされると、現段階で補助金の趣旨に沿っていない運営を

されていれば別ですけども、そういった職員が活動される、福祉協議会の補助目的に沿った仕事はされていると思っておりますので、そういう声が起こっておることは伝えておりますが、現段階で、指導とか、そういうところまでには至っていないと思っております。

○委員長（下岡）住吉委員。

○5番（住吉）業務委託を行っているところであつたら別にいいんですよ。助成でしょ。

今、人件費、社会福祉協議会いうたら、本来、会費をもって、その活動経費にあてとるはずなんですよ。そこにもってきて、町の方から人件費も出している。さらにボランティアセンターの運営費まで出している。そう考えていきますと、要は、感情的に腑に落ちん部分もありますし、確かに罰則規定がない社会福祉法の116条ですけども、それに対して町としてはこういうお話がありますよとしか言えないのか。これだけ莫大な税金を投入しておきながら、町が何らもできない。これは、果たして本当に税金の使い道として正しいのか。3,700万ですよ。建売住宅買えますよ。毎年建売住宅買えるだけの金額を助成しておきながら、法を犯しているのが明確にあるにもかかわらず、町として何ら関与できない、これは道義的に不思議な感じがいたしますが、これはどういうことなんでしょう。人件費を補助しとるとというのが一番よく分からん。その点はどういうことなんでしょうか。

○委員長（下岡）副町長。

○副町長（三宅）社会福祉協議会が本来の目的に沿って行われている事業につきましては、町として公益性を認めて、その部分で補助すると。その補助の使い道として、そういった活動するための人件費が必要だという形で補助しております。ですから、そういった目的に反しているという部分のご指摘でございますが、おっしゃられましたいくつかの事業につきましては、そういった町が補助している対象事業、そういったような部分を越えて、もう一度申しますが、他団体の寄附を集めるとかそういった行為でございますから、その部分については私どもから主張する立場にないと。ですから補助金を補助の目的以外に使われていると、そういうところになりましたら、それは当然に直ちに是正の指導の対象になりますけども、そういった人件費ですとか先ほど課長が言いました目的に合った使われているということであれば、補助の要綱とかそういうのに抵触していませんから、そこについては、ただちの指導と義務はないと。当然に補助金でございますから、そういった一定程度の目的外の使用があるとかが認められると、これは、

監査委員の方の監査事項その他で是正、2段階の是正という形で法律的になります。ですから、おっしゃいましたような趣旨のことが、いわゆる補助対象として逸脱しているかどうかという、判断になるんですが、それぞれの募金の募集等につきましては、当該団体から事務費等が出ておりますから、そこからの支出という形になっている部分については、当然これは町の指導権は及んでいません。そういう意味でいきますと、確かに社会福祉協議会に大きく関与はしておりますけども、現段階ではそういう話が出ているということを伝えるという段階のところだと思っております、補助金の執行上の是正指導とか、そういうところまでは至っていないというふうに判断しております。

○委員長（下岡）住吉委員。

○5番（住吉）しつこいようで申し訳ないんですが、要は、人件費、給料を助成している。その職員が社会福祉法、法律に違反している。にもかかわらず、何ら手当、町行政としては何ら口がはさめない。道義的に考えたらおかしいように思います。明確に法律に違反、社会福祉法に違反しているんですよ。社会福祉法に定められる団体の職員が。にもかかわらず、給料を補助しとる。ありえん話ですよ。法を犯した者に対して給料を払っとるんですから。たぶんこれ水掛け論になるんで、そろそろ打ち切ろうかと思いたすけども、そうであるならば、法を犯した者に対して税金から給料を払う、ほかの団体云々かんぬん抜きにして、法律を犯した者に対する人件費を補助すること、それを税金から払うこと、それは全く問題ないということですか。

○委員長（下岡）はい、副町長。

○副町長（三宅）もう一度申し上げますが、法律を犯したかどうかということで、その職員に対してどのような指導を行うか、そういったことは、先ほど言った指揮命令権の中で出てくる問題でして、補助しているからといって、補助団体の職員、目的に照らし合わせて妥当な使われ方をしている部分、それが処分に至らないからとかというのではなしに、それで、人件費として使われているというところでは、直ちに是正指導に至るものではないというふうに考えております。それは欠員がいて人件費以外に使われているとか、そういうところが本来補助金の規定による是正指導です。おっしゃいますように、形式で申しますと、事務局長に関しては、現在、補助金ではございませんで、これは派遣しておりますので、人件費自体、直接町の方で給与という形で出しておりますが、そういう派遣においての段階では、指揮命令権については派遣先の団体に移っております。そういう段階で、そういう情報を伝えるとか、もっと分かりやすく言えば、例えば私が



何かしたときに、県が直ちには、私に対する指揮監督権は一切持っていません、町長を通じて私に対して何らかのその、指揮権を発動するとかそういう形になりますけどもども、それと同じように、補助団体その他につきましても、そういった部分、で、これが例えば、明らかにそういった状態が続いている、それから、そういったようなときにその監督機関が放置されているというようなことになりました場合には、今度は、補助金のこれまた任意の補助金でございますから、委託とかと違って、その補助金を支払うかどうかというところになってくるかと思いますが、現段階では、それぞれの団体の、特に社会福祉協議会の内部において議論される問題だと思っておりますので、町として補助金を出しているからという形で是正指導する段階ではないというふうに判断しております。

○委員長（下岡）住吉委員。

○5番（住吉）で、ちなみにこの3,771万2,000円のうち、の人件費はいくら補助されます。

○委員長（下岡）はい、社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）3,301万5,000円、率にして87.5パーセントでございます。3,301万5,000円。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）はい、次のページ、80,81ページ。1目、27節、公課費と2目、2節、給料全てでございます。はい、前田委員。

○14番（前田）上の方に、生活困窮者自立支援というのがある訳ですが、これの中身とこのかね、例えば、簡単にちょっと困るとるんじゃ助けてくれやと、うん分かったよ。これぐらいでかたがつくのか、実際に、そういうところの何ちゅうんかいな。ちょっと、ど忘れした、おるじゃない、世話するおばちゃんか、おじさんが。民生委員、それが出てこんかったんよ。で、そういう人たちが実際に家に行って、ほんまに困るとるんか、そんななんか、いいあれ持とってから、毎日パチンコして遊んどって困ったいうて、生活困窮者じゃ言うるとる、分かりやすういうと、そのチェック体制、実際に家まで行ってチェックしとるのか、鵜呑みで、分かったいうてぽんと通すのか、ちょっとその辺のところを聞きたい。

○委員長（下岡）社会福祉課長。

- 社会福祉課長（中川）生活困窮者自立支援法につきましては、基本的には、生活保護に至る前の方を対象にして、生活相談、自立への生活相談、もしくは就労支援、場合によっては、住居の確保のための資金を出すような形になります。ちなみに職員が実施する予定としておりますので、民生委員さんとはちょっと若干異なる状況にあります。
- 委員長（下岡）前田委員。
- 14番（前田）だから、そこまで行って、たとえば窓口に来て、ちょっと助けてくれいうたら、鶺呑みでは分かりましたというのか、実際その家まで行って本当にそこまで困るとするのか、どこまで調べるかというのはまあ難しいかもわからんがね、いわゆる鶺呑みじゃなくしてここまで実際調べとるんだよというところがあるのかどうか。
- 委員長（下岡）社会福祉課長。
- 社会福祉課長（中川）基本的にはですね、役場窓口で生活相談をします。それが、生活保護にあたるような形であれば生活保護を進めて生活保護の適用になりますけども、窓口だけで対応するかということにつきましてはですね、ケースバイケースで、状況によっては職員が家まで行くという状況が出てくるかと思います。
- 委員長（下岡）ほかに質疑ございますか。西山委員。
- 12番（西山）9の臨時福祉給付金給付事業でございますが、平成26年度も実施されました。で、受給されたパーセントが低いように思いまして、今回この給付に対しまして、何らかの、昨年とは違った周知方法をお考えになってますでしょうか。
- 委員長（下岡）社会福祉課長。
- 社会福祉課長（中川）基本的には、一番最初ですね、発送につきましては、税情報を持っておりませんので、税務課の方から発送してまいります。その後、周知について社会福祉課の方でやっていきますが、昨年と同様のやり方を現在のところは考えておりません。
- 委員長（下岡）西山委員。
- 12番（西山）1人でも給付対象の方には給付してあげたいと思いますので、その辺、もう一度、何らかの方法を、平成26年度にできなかった方法を検討していただきたいと思います。それといつから申請を受け付けられるんでしょうか。
- 委員長（下岡）社会福祉課長。
- 社会福祉課長（中川）現在の予定としましては、7月から受け付け開始をしまして、12月までを受け付け締め切りとします。こちらの方、支給開始としては10月からという

形で考えております。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございませんか。はい、住吉委員。

○5番（住吉）先ほど課長の答弁で、生活困窮者は、生活保護に至る前の段階というふうに答弁されたと思います。やっぱり何らかの基準もあろうかと思いますが、生活保護受給者とそうじゃない方との間に生活困窮者がいるというふうに見た場合は、こういった基準が当てはまるんでしょう、この困窮者というのは。

○委員長（下岡）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）基本的にはですね、生活が苦しいという方について相談を受けるのが中心となってきますので、実際にお金を支給する場合については、一定の基準、例えば預貯金が50万円以下とか、そういった基準が出てきますけど、そういった金銭的給付がない場合はですね、相談だけの対応となります。

○委員長（下岡）はい、住吉委員。

○5番（住吉）自己申告で生活が困るといったら、例えば預貯金50万未満で生活困ってますよ、となれば、私当てはまりそうな気がするんですが、そういった場合でも、これは、相談、へたすりゃあ、住居確保給付金とか、そんなもんも払われてしまうんでしょうか。

○委員長（下岡）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）住居確保給付金につきましては先ほど言いましたことに加えましてですね、離職されているという条件が出てきますので、離職をされて生活に困って一定の条件に当てはまる、それでその方については就労支援をしながら、給付していくという形をとりますので、単純に、困ったからお金くださいって、あげる訳ではございません。

○委員長（下岡）はい、ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）はい、次のページ行きます。82、83ページ、2目、人権啓発費の残り3目、老人福祉費全てでございます。はい、住吉委員。

○5番（住吉）これは不勉強なんで教えてください。人権啓発事業、積み木ワークショップというの、今までもあったんかもしれませんが、これ、名前が積み木ってついでるので分かりにくいんですが、具体的にこういった形のワークショップなんですか。

○委員長（下岡）社会福祉課長。

- 社会福祉課長（中川）こちらの方につきましては、健康福祉まつりの会場を借りまして、積み木を搬入しまして、コーディネートしていただく方を中心に親子で遊んでもらうという事業を展開するということでございます。
- 委員長（下岡）はい、住吉委員。
- 5番（住吉）積み木で親子で遊んで、なんで人権啓発事業なんですか。
- 委員長（下岡）社会福祉課長。
- 社会福祉課長（中川）親子で人権、遊んでもらう中ですね、人権啓発のグッズなどを配りながら、人権啓発していくということでございます。
- 委員長（下岡）はい、佐中委員。
- 15番（佐中）敬老の記念品のことでお尋ねします。早くいうたら苦情やら苦言がいっぱい出てきたんですね。この今の記念品について、10数年前までは作木の梨を配られておりましたけれども、その後、交流が途絶えてですね、海苔というかたちで、なんとか改善をしてほしいという声はあるんですが、それはどう考えておられますかね、お尋ねします。
- 委員長（下岡）福祉保健部次長。
- 福祉保健部次長（湯木）敬老お祝品につきましては、海田の特産である海苔というのを、来年度も企画しております。
- 委員長（下岡）佐中委員。
- 15番（佐中）祝い金でなくて記念品よね、敬老の。759万円組んでおられますけれども、大体2,500人程度の敬老者の人がおるんですが、夫婦で海苔をずっともらって、もらっておることはありがたいんですが、もうあきたという声もありますし、夫婦でもらって海苔ばかりというのもありますので、改善をしてほしいというのが、苦言や苦情なんです。それをどう考えられますか。
- 委員長（下岡）福祉保健部長。
- 福祉保健部長（臼井）今の段階では、先ほど次長も申しましたように、27年度につきましても、海苔というふうに考えておりますが、私どもの方の役場の方に直接の苦情というのは、直接入ってきてないところもあります。今日、お聞きしたことも含めて、今後敬老祝品をお配りするまでには検討していきたいと考えておりますが、基本線としては海苔を引き続きやっていきたいというふうには思っております。
- 委員長（下岡）佐中委員。はい。

- 15番（佐中）ちょっとくどいですがね、今まで町長もう地場産業育成のためにも、海苔じゃいうてから決めてずっと今まできとるんですが、今、部長が答弁されましたけど、町長、どういう考えでしょうか。
- 委員長（下岡）町長。
- 町長（山岡）確かに以前、私町長になったとき梨ということがですね、作木村との姉妹縁組関係があったんですが、梨も、そのときのやっぱり流行と申しますかね、時代的なニーズと、やはり私は昨日も申し上げましたように、町の商工会も含めて、町でできるものとして海苔が非常にいいということから、また二つもらったら困るじゃなしに、保存がきくからすぐ食べんでもいいという意見もあったりですね、私の思いは、各会、会場とかいろんなところへ行っていますが、年寄りの方とかですね、貰っておる方から苦情の1件も今んところは入っておらんような気がするんですが。
- 委員長（下岡）はい、岡田委員。
- 8番（岡田）広島県人権委員なんか三部第三部会、あれはどういうふうな委員会でしょうか。
- 委員長（下岡）社会福祉課長。
- 社会福祉課長（中川）安芸地区の人権擁護委員さんが集まって会議研修されるような会議でございます。
- 委員長（下岡）岡田委員。
- 8番（岡田）去年はなかったような気がするんですけども、なんか特別なことがあるんでしょうかね。
- 委員長（下岡）社会福祉課長。
- 社会福祉課長（中川）去年ちょっと啓発推進センターの会費と合わさっていて、表記が適当でないということで今回分けさしてもらって、2万8,000円のを分離して、去年も一応事業としてはありました。
- 委員長（下岡）ほかに、はい兼山委員。
- 3番（兼山）社会福祉施設整備等助成事業の補助金なんですが、毎年これぐらいの予算をされてるんですが、これの予算を決める根拠ですかね、それをちょっと説明をしていただけますでしょうか。
- 委員長（下岡）はい、福祉保健部次長。
- 福祉保健部次長（湯木）これは、社会福祉整備補助金といたしまして、平成11年度から

平成 29 年まで、社会福祉法人メインストリームに対する補助金でございます。今のエバーグリーンさんが施設整備したときに、元金償還金の 2 分の 1 を補助しているというものでございます。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございますか。はい、西山委員。

○1 2 番（西山）5 の老人ホーム入居措置事業でございますが、当てはまらないか分からないんですけども、平成 27 年度から要介護の方の 1、2 が、特別養護老人ホームに入所できないという施策、展開がありまして、この中から何十人かが対象になれる方があられるかと思うんですけども、そういった方が入所できるような措置の増額なんですか。

○委員長（下岡）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）この老人ホーム入所措置事業につきましては、養護老人ホームの入所の方に対する措置の費用を委託しております。対象は、要介護度というよりも、経済的にやや困窮の方で、身寄りのない方が対象になっております。

○委員長（下岡）はい、西山委員。

○1 2 番（西山）そういたしますと今回の予算支出でどこにも見当たらないんですけども、こういった方のために、広域で、広域で考えていくという答弁をいただいているんですけど、その辺の、今後の進捗はどうなっていくんでしょうか。

○委員長（下岡）福祉保健部部长。

○福祉保健部部长（臼井）今、西山委員さんの言われとるものについては、あくまでも介護保険の、会計の、特会の中で考えるものでございまして、ここについては介護保険の対象外のものというふうに考えていただければと思います。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）はい、次行きます。84、85 ページ、3 目の老人福祉費、全てでございます。はい、前田委員。

○1 4 番（前田）この徘徊システム、認知症とか分からんでもないが、この度のようなあいう事故があるんで、ある程度ね、高齢者の方とか、元気であっても、ひとり暮らしの人とかいうそういうね、そういう人にも、今頃のGPSじゃないけども、そういうものを持たすというかな、何かそういう考えはないのかな。

○委員長（下岡）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）現時点では、認知症の方に対する対応策というふうにしており  
ますので、お元気な方までの制度の拡大、拡充とかいうのは考えておりません。

○委員長（下岡）前田委員。

○14番（前田）だから、今年度すぐやれというたって、予算の枠の中じゃから無理としてもね、そういうシステムがあれば、遠くの方の山の方まで行とっても何かそういうGPSみたいながあると、ちょっとあの辺で止まったままになっとるじゃないかということもあると思うんよ。元気な方であっても、特に今言うた、独居、そういう人のね、そういう類には。近所とでも毎日のようにつき合いでもあって、いわゆるカラオケとか、あるいは社協のプールとか、いつも顔を合わせとればそうもないが、プールも生まれてからこのかた行ったこともないよとかいうような人だと、そういう事故があっても全く気がつかんじゃろ思う。この度の方はわしも知らんけども、聞くところによると、何か民謡じゃないけどもなんかやとったということで、おかしいのいうことになったらしいんじゃないかね。そういうことを含めると、やっぱり今後そういう人にも、特にそういうひとり暮らしの人にはそういう何か位置感知システムいうんか、測量システムいうんか、今後いう、まとめて言うけども、GPS、そういうもの、発信機を持たせておくと、どこかのポイントで止まっておる、おかしいじゃないかということ、すぐ分かるんで、それやっぱり一考する必要があるんじゃないか。今年度については、とやかく言おうと思わんが、今後やっぱりそういう人がどんどんどんどん増えていくと思うんよの。ひとり暮らしとかいうのが。それをやっぱり検討すべき時期にきとるんじゃないか。それについての考えはどうかいの。

○委員長（下岡）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）はい、先ほど言いましたように、現時点では認知症をお持ちの方の徘徊についてということで考えております。確かに高齢者、ひとり暮らし老人であったり、高齢者のみの世帯の方の対策をどうしていくかというのは今後の課題であろうかと思っております。ただ、認知症の今の認知症探知システム自体もなかなかご理解いただけなくて、使ってもらえないということもあります。お元気な方にGPSをとってもなかなか理解してもらえない部分もあろうかと思っております。で、それともう一つ、町としてどこまで介入していくかということのもあろうかと思っております。そこらも含めて、研究はしていきたいと考えております。

○委員長（下岡）前田委員。

○14番(前田) そういうことになるとね、やっぱり一つは研究課題というのか、例えば、認知者が、例えば100名おられると。で、100名の予算を組んでしとったけども、実質は、例えば50とか60しかなかった。そうすると、20台なり30台なり余る訳だよな。そうすると、今言うたその部長答弁のような高齢者というか、無理にひとりでのうても夫婦でもいいよ。そういう30なり40なり余っておるものを、希望があれば、何かで募るとか、あるいはそういうアンケート調査よの、今後に対してこういうことをもしあれだったら、予算の許す範囲で、もしやろうと思えば、考えとるんだが希望はないかとか、そういう事前調査、こういうなこともやっぱりやるべきじゃないか、そういう時期にきとるんじゃないかと思う訳よの、部長認識しとってのように。夫婦であっても老夫婦でやっぱりそういうなのは考えておる人もあろうし、もう1人じゃからやっぱり心細い人もおるようじゃから、ある程度、データのなものかなんかそういう情報をこっちが持たんにゃいけんのじゃないかなというふうに、わしは考えるんじゃないけどね。そこら、どうじゃろう。認知の中の数が余るかどうか別にしてね。そうすと、その高齢者の中でも、無理に100人おられるから100台を確保せんでも、30台ほど確保すれば、認知症はいらん、今の部長の答弁でいうて60ほどしかいらんのやったら、こっちにも30余っておる、こっち30、六、七十人は使えるけえ、ほとんどの高齢者に回っていく、例えばこういうまい話になるかならんか知らんけども、どうかいのそこら。

○委員長(下岡) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(臼井) 一点あれなんです、この徘徊システムについては、機械をうちの方で買って持とって、お渡しするという話であって、申し込みがあった時にお渡しするお願いするということですので、ちょっとあれなんです。それともう一つは、現在、お年寄りの方でも、皆さん、携帯電話を使っておられる、GPSだけでは、電話とかメールとかの機能を持った中にGPS機能を持っているというふうなものもございますので、果たしてどのものが、多分携帯電話等の方が安くてGPS機能も付いておるというふうな話でありますのでそこらを利用いただくということでも可能なんではないかと考えております。基本的には、今の段階ではそちらの方が有利なんではないかというふうには考えております。ですからそこら、比較検討の話になるでしょうけど、今のGPS機能の機械というのはかなり大型のもの、携帯より大きいものですから、反対に便利が悪いのではないかというふうに考えております。

○委員長(下岡) ほかに質疑ございますか。はい、副町長。



○副町長（三宅）現時点では機器については、認知症の徘徊可能性のある方のみというふうに考えておりますので、前田委員がおっしゃられたような調査のところは、現在考えておりません。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）はい、次のページ、86、87 ページ、3 目、老人福祉費、4 目、老人集会所費、5 目、福祉センター費、6 目、障害者福祉費、全てでございます。大江委員。

○2 番（大江）単位老人クラブ補助金についてお伺いします。現在老人クラブの数、それと1人につき100円掛ける人数、プラス、月毎か年毎か分からないんですけど、7,000円の補助金、そういうことなんでしょうか、お伺いします。

○委員長（下岡）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）現在、単位老人クラブの数は22クラブあります。この単位老人クラブ活動事業補助金の積算は、7,000円足す100円掛け会員数で12か月分ということで積算しております。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございますか。はい、西山委員。

○1 2 番（西山）高齢者の居場所づくり事業補助金でございますが、これ自治会に対して、何自治会が、この補助金を受けていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（下岡）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）平成26年度は、21自治会です。

○委員長（下岡）はい、西山委員。

○1 2 番（西山）次に、一番下の障害者支援事業でございますけども、平成27年度は扶助費が3,500万円増額予算計上なさっておりますして、この障害者介護給付費も、前年より1,000万円余り増になっておりますが、人数が増えたのか、サービスが、1人の方がサービスを受けるのが増えたのか、まず、大体対象をどのぐらいに計算された予算計上でしょうか。

○委員長（下岡）はい、社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）介護給付費の予算につきましては、少しずつそれぞれが伸びているところもありますが、主な要因としてはですね、重度訪問介護というサービスがありますが、これを使われる、人は変わらないんですけど量が増えたという状況でございます。

- 委員長（下岡）西山委員。
- 12番（西山）といいますと、その人数は大体どれくらいで、重度度が深くなったと判断してよろしいんですかね。
- 委員長（下岡）社会福祉課長。
- 社会福祉課長（中川）重度訪問介護につきましてはですね、重度の障がいの方で長時間にみるとですね、みる場合の介護給付費です。それで、人数につきましては3人でございます。
- 委員長（下岡）佐中委員。
- 15番（佐中）一番上の単位老人クラブの補助金、さっき質疑があったとおりですけれども、その下の下の高齢者ふれあい事業補助金、ざっと分かる訳ですね、11団体で1,000円というの。これの事業のそれぞれの目的、同じようなことを、単位老人会があって、今のふれあい事業補助金、何が目的でそういうふうに事業をやっておるのか、よく分からないのです。漠然と分かってもよう分からないので、何の事業のためにそれをやるとるのかちょっとそれ教えてほしいんです。
- 委員長（下岡）福祉保健部次長。
- 保健福祉部次長（湯木）町内の単位クラブの老人会の方々の活動の一環として、県内の公衆浴場等を利用して皆様の親睦と健康づくりを行うために、その一部を助成するということで、高齢者の福祉の増進に資する事業ということでございます。
- 委員長（下岡）佐中委員。
- 15番（佐中）あの、公衆浴場に限定をされとるのかどうか、ふれあい事業ですから、公衆風呂だけでなく、一般のふれあいですよ、通所、集まっていくとか、グラウンドゴルフがさかんなけえ、そこら辺は該当するんかどうかわかりませんが、風呂だけではないというふうに思うんだけど、その位置づけがね、この目的は、事業の目的は何なのかちょっと教えてほしいんです。
- 委員長（下岡）福祉保健部次長。
- 福祉保健部次長（湯木）単位老人クラブの皆様の、親睦と、それからより老人クラブに入っていただく楽しさ、それから健康増進という形で、県内の公衆浴場、いろんな施設があるんですが、そちらの方にいかれることに対して一部補助するということでございます。
- 委員長（下岡）佐中委員。

○15番（佐中）公衆浴場に頭がひっかかるんですが、もし行かんかったらそれ返さないかのかどうか。今の単位老人クラブの中の老人クラブというように、どういうん、なんとか同好会みたいなものよね、風呂の同好会であるとか何とかいう、そんな感じを受けるんですが、もし風呂へ行かんかったら、この補助金はどうなるのかというのがあるので、そこら辺を説明。

○委員長（下岡）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）この高齢者ふれあい事業補助金につきましては、もともと海田温泉があった時代に、海田温泉を使って単位老人クラブで老人クラブの親睦であるとか、そういったことをやるための補助金をつくったんですが、海田温泉がなくなっただけで、海田温泉にかわる、今でいう、スーパー銭湯であるとかそういったところを利用したときにも補助金を出しましょうという形で、それが変化したものでございます。だから、もともとは、ですから海田温泉でやりよった、多分海田温泉でそういった事業をすると、その分だけ補助しましょうよというのが広がっていった分で、上の単位老人クラブはあくまでも単位老人クラブで銭湯に行く、今のおふろに入りに行くとかいうことではなくて、事業に対して補助しましょうよというもの。これも今のもともとの形態を引きずってきとるもので、スーパー銭湯を利用するということで限定しての事業をつくっておるものでございます。

○委員長（下岡）使わんかったら。

○福祉保健部長（臼井）これはあくまでも参加者が、あくまでも申請していただくんですが、これについては1人1回のみの利用ということで限定されております。

○委員長（下岡）はい、佐中委員。

○15番（佐中）そうなればですね、この補助金を活用しようと思えば、申請書を出して、じゃ、スーパー銭湯に行きますよとか、あるいは、行ったから補助してくださいということが言えるのかどうか。

○○福祉保健部長（臼井）あくまでも申請していただくんですが、これについては1人1回のみの利用ということで限定されております。

○委員長（下岡）はい、崎本委員。

○13番（崎本）今のちょっと関連ありますがね、だからこの単位老人クラブ補助金の中で、今言われたように、こういうことをやるからこういう補助金をくださいって申請があった場合は、今年度じゃないですよ、今後申請があった場合は、28年度かなんかでね、

今年度中に、こういう単位でこういうことをしますから、こういう補助金はもらえんでしょうかという様なあれがあったら、それは、認めて出してもらえるんでしょうか。そこらをちょっと、これが風呂へ入るのがそのままあったんなら、そういった増な事業がもしか考えられたら、それに対しての補助金は、来年度から出す見込みがあるかないか。

○委員長（下岡）はい、副町長。

○副町長（三宅）そこら辺につきましては、各老人クラブなりからのご意見、ご要望等を受けた段階で考えたいと。直ちに要望があったからといった場合に、どういう形態なのかとか、いろいろあると思いますから、検討はいたしますが、それを 28 年度から直ちに導入ということになるかどうかというところは、お約束はしかねるというところだと思います。

○委員長（下岡）大江委員。

○2 番（大江）すいません、間違っていたら申し訳ないんですが、高齢者の居場所づくり事業補助金ですね、これは解釈違うのか分かりませんが、月に 1 回か 2 回か各地域の老人の方が集まってカラオケするとか、何か物事をやった場合に、回数によって 1 万円とか 2 万円の補助金を出すっていった、そういう事業のこれは予算なんでしょうか。

○委員長（下岡）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）高齢者居場所づくりの補助金は、実施回数によって補助額を変えております。

○委員長（下岡）大江委員。

○2 番（大江）でしたら、この 180 万は、大体どのくらいのところが、例えば 1 から 2 回利用するところが何件あって、それ以上利用するところが何件とか、数が分かれば教えてください。

○委員長（下岡）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）予算につきましては、4 万円が 3 自治会、それから 2 万円が 6 自治会、1 万円が 31 自治会と積算してます。この積算は、社会福祉協議会がいきいきサロンを補助しておられます、その数から積算いたしました。

○委員長（下岡）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）はい、すいません。4 万円につきましては、週 1 から 2 回程度、それが 3 自治会です。それから 2 万円の 2 週間に 1 回程度というところが 6 自治会、それから 1 万円の月 1 回程度というところが 31 自治会でございます。

- 委員長（下岡）はい、福祉保健部次長。
- 福祉保健部次長（湯木） 予算積算につきましては、いきいきサロンをされているところの 31 自治会で積算しております。
- 委員長（下岡） 大江委員。
- 2 番（大江） この、いきいきサロンもこの中に入るのでしょうか。いきいきサロンの場合、ちょっとお聞きしたんですけど。
- 委員長（下岡） はい、福祉保健部長。
- 福祉保健部長（臼井） いきいきサロンとは別で、自治会の行事として、いろんな行事を組まれたり、例えば花見であったり、いろんな行事を組まれたその回数をカウントして、今のあれと補助金の額としております。すいません、いきいきサロンも含まれます。
- 委員長（下岡） 大江委員。
- 2 番（大江） 例えば、これは 1 自治会に一つだけですか。例えば自治会の中でいろんなものを、例えばそれぞれがやったときに、こちらは週 2 回、こちらは月に 1 回とかいう、それぞれが申請ができるんですか。
- 委員長（下岡） 福祉保健部長。
- 福祉保健部長（臼井） あくまでも自治会単位でやっていただくということでございますから、自治会がやられる回数が何回か、その中の、極端にいうたら 1 班がやるから 1 班が何回やったからという話しではなく、あくまでも自治会として何回やられるかというカウントをします。
- 委員長（下岡） 大江委員。
- 2 番（大江） 例えば、月 1 回いきいきサロンがやって、カラオケが月 2 回やってる、そういう場合はトータルでその場合は、申請は、お金がおりるというのは自治会の方に、その場合に 2 万円の要求とかはできるんですか。
- 委員長（下岡） 福祉保健部長。
- 福祉保健部長（臼井） そのカラオケがどういうサークルかという問題があるんですが、高齢者の方のみがやられるカラオケサークルであるのであれば、自治会の高齢者の居場所づくりの補助対象としてカウントします。
- 委員長（下岡） 大江委員。
- 2 番（大江） ですから、高齢者の方が近くだれでもってということで、そういう回数をやっているんですが、その前に、そこは例えば月 2 回やっていると。で、いきいきサロンは

毎月やってると。だから、それらを全部を含めて、例えば、2万円の補助金の申請とかできるのかどうか、そこのところ。

○委員長（下岡）副町長。

○副町長（三宅）今のケースでいくとできません。というのが、今ですと月3回しかならずに、週1回程度というふうになりませんので、そうでない月1回の行事を4回やられると、大体週1回程度ということで上へ上げると。そこはあまり厳密にすごく厳密にやっておりますが、それぞれの自治会におかれては、いきいきサロンを週1回とか週2回やられて、それでカウントされることもありますし、そうでなしに毎月いろいろな事業を変えられて、今の2万円の団体になるために、そういった、週1回に当たるようにいろいろな行事を組まれているところ、いろいろとございますけども、あくまでも実態的には次長が言いました、週何回程度、それから、月で何回程度という基準をつくって、これは自治会長さんの方にお示しして、これぐらいの実態だったらここで認定できて、この金額を差上げられますという説明をしております。ですから、先ほどおっしゃられたようないろいろ組み合わせたらっしゃるところもありますし、いきいきサロンの実施という形でもその一番上を突破されているところとか、いろいろと実態がございます。そういうことで、これ特に自治会長さんには、できるだけそういう機会をつくっていただくという形で、うまいことこのあれが使えるように工夫してくださいというふうにお話をしているところでございます。

○委員長（下岡）大江委員。

○2番（大江）すいません。ですから今2週に1回ということで、今その今の高齢者のカラオケが2週に1回の割合でやってるんで、2万円の請求できるんですかっていうふうに聞いたんです。

○委員長（下岡）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）ここで回答するというよりは具体的な内容を、できれば長寿保険課の方に来ていただいて回答する方がよろしいかと思っておりますので、そのようにしていただければと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○委員長（下岡）はい、ほかに質疑、住吉委員。

○5番（住吉）確認の質疑です。今言いよった高齢者居場所づくり事業補助金、しょっぱな21団体が利用してると聞いてたんですけども、31団体であっているのでしょうか。

もう一度いいますよ、高齢者の居場所づくり事業補助金は26年度は31団体が利用され

たということによろしいですか。

○委員長（下岡）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）26年は21団体です。予算の積算で31団体とお答えしました。

○委員長（下岡）住吉委員。

○5番（住吉）27年度は31団体を見込んで予算を計上されたということによろしいですか。

○委員長（下岡）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）そのとおりでございます。

○委員長（下岡）崎本委員。

○13番（崎本）私ちょっとわからんけえ、住吉さんは自治会で聞けば分かる言うてじゃろうが、今のここで高齢者いうたら、今の前期高齢者のことを指してか、後期か何歳のことを高齢いうのが、もう今言われるような申請しようか思うてね、何歳か分からんのだよ。何歳か分からんのが、例えばよ、後期高齢者を対象か、それとも65歳を対象か、そういうのが分かったら、この申請の申し込み方が大変分かり易いんじゃ思うんじやが、そこらをちょっと、ちょっとわし勉強不足じゃけえ教えてもらいたい。

○委員長（下岡）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）65歳以上の方を対象としております。

○委員長（下岡）ほかに、住吉委員。

○5番（住吉）今65歳言いましたが、いきいきサロンは60歳以上というふうな形で、社協からは聞いとるような記憶がございます。どちらが基準なんでしょうか、別にその辺こだわらんでも適当にやっときゃあええいう話なんですけども。社協の方は60歳以上、役場の方は65歳以上というたら、二つの基準ができてしまうんですよね。その辺の見解は、私がひょっとしたら勘違いして社協の方も65歳かもしれませんけれども、もしずれているのであれば、その辺どのように考えていらっしゃいますか。

○委員長（下岡）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）先ほどの高齢者65歳以上と申しました、おおむね65歳以上に訂正させていただきます。

○委員長（下岡）ほかに質疑は。はい、崎本委員。

○13番（崎本）おおむねいわれたら、ほんじゃ65歳以下のもええか思うんじやが、それはちょっとそこは基準はちょっと決めとかんかったら、おおむねいわれたら、63歳じゃ

が 65 歳に扱いをしてくれ、いやそういうふうになるんじやが。それとね、委員長、今の  
大江さんの質疑質問での、下へ聞いてくれじや言うことになる、ここにおいてんじ  
やえ、総務部長が。答えられんにゃあいけんよ。下へ聞いてくれじやいうことはちょっ  
とちょっとこれは、親切味がない思うんじやが。

○委員長（下岡）そこらまとめてお願いします。以上 2 点。はい、福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）まず 1 点目のおおむね 65 歳の分についてですが、極端に言えば、  
65 歳で切った場合、幅広い運用できませんので、60 歳以上であれば大体オッケーでは  
ないでしょうかというふうな考え方でございます。あんまり若い人から入ると、それは  
ちょっといけませんよということで。先ほどの大江議員さんの件ですが、今の、月に何  
回という考え方は、ですから、その実施される回数でカウントしますから、先ほども言  
いましたように自治会で催しされる回数が何回であるかということ、それぞれの自治  
会でカウントしていただいて、それが月に何回なのか週に何回になるんか、そういうふ  
うなことの判断の中で申請していただくということでございます。その申請の内容を見  
て、長寿保険課の方でこれは確かに月に何回ですねという形で、補助金を差し上げる  
という形にさせていただきたいと思っております。ですから、その回数については各自治  
会でカウントしていただければと思います。

○委員長（下岡）はい、よろしいでしょうか大江委員。はい、それでは、ほかに質疑ござ  
いますか。はい、次のページ、88、89 ページ、6 目の障害者福祉費全てでございませ  
ん。はい、西山委員。

○1 2 番（西山）障害児通所給付費でございませぬが、平成 26 年度に比べて 1,000 万余り増  
額に給付するような予算計上ですすけども、これは人数が平成 26 年度の人数と今年  
度計画されてる、予算計上されてる人数は何人でしょうか。

○委員長（下岡）はい、社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）平成 26 年度予算ベースでは 45 人でございましたが、平成 27 年度  
につきましては、55 人の放課後のデイサービスの事業が反映しているものでございます。

○委員長（下岡）はい、西山委員。

○1 2 番（西山）そういたしますと、障がい者の方が年々増えていると理解してよろしい  
んでしょうか。

○委員長（下岡）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）近年ですね、発達障がいに関する部分が見直しをされております



ので、そういったもの早期発見の中です、そういう通所が必要な児童が増えているのは実態だと思います。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございますか。はい、桑原委員。

○7番（桑原）障害者地域生活支援事業の中での相談支援事業委託料というのがあります。これはどういった内容なんでしょうか。

○委員長（下岡）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）こちらにつきましては、今まで、障害者の相談を受けてもらっておりました柏学園に加えてですね、今年度から来年度ですね、27年度から社会福祉協議会へ障害者相談を受けてもらうような委託をするというものでございます。

○委員長（下岡）はい、桑原委員。

○7番（桑原）これは新たにそういった方を設けるということですか。

○委員長（下岡）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）新たにの部分につきましてはですね、社会福祉協議会への委託の部分で新たにという形になります。こちらの方は、人を配置してもらうということで、県からの補助金を、国からの補助金を得るようにしております。

○委員長（下岡）桑原委員。

○7番（桑原）この相談員に関しては、どういった、あるかないか分かりません。いわゆる、何かのキャリアを持つてるとかというものは限定されるんですか。

○委員長（下岡）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）今回雇う者につきましてはですね、保健師ということで、専門職でないとこの強化事業の補助金対象になりませんので、保健師を雇うようにいたします。

○委員長（下岡）桑原委員。

○7番（桑原）これに該当される方、これは決まっていらっしゃいますか。

○委員長（下岡）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）社協の方で決めておられるということで聞いております。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございますか。はい、前田委員。

○14番（前田）あんまり高いことはないが、この要約筆記、下の方にある。年に、これ予算的にいうても2回も3回もできそうにもないが、特にうちの場合はどんなような事業のときに使うんかの、近ごろテレビなんかで模様をやったりしとるがの。どういう時に使うのか、ちょっとその辺聞いてみたい。

- 委員長（下岡）社会福祉課長。
- 社会福祉課長（中川）この事業については立ち上げましたが、今実際、使われている方がございません。使われてらっしゃる手話通訳だけという状況になっております。
- 委員長（下岡）はい、ほかに質疑ございますか。はい、住吉委員。
- 5番（住吉）さっき言いよった相談支援事業で社協に委託される、別にこれは良いんですよ。ただ思ったのは、障がい者の相談事業を、今まで柏に委託して、今回からまた社協にも委託する。民間に任せるとするのは正直言ってどうなのかと。行政として最低限のまず相談のラインを、もういきなり民間にらせてしまう。正直いかなものかと思えます。これは役場でできないものなんですか。
- 委員長（下岡）社会福祉課長。
- 社会福祉課長（中川）こちらの方につきましては、やはり、町の方で相談しづらい、行政のほうに相談しづらい方もたくさんいらっしゃるということとですね、社会福祉協議会の方ですね、27年度から、サービスプラン計画、計画相談をする予定となっておりますので、それと抱き合わせでより効率的に相談を受けれるという形で考えて、社協に委託を考えております。
- 委員長（下岡）はい、住吉委員。
- 5番（住吉）役場に相談しづらいけど社協や柏学園に相談しやすいというのがちょっと分かりにくいのでその辺を説明してください。
- 委員長（下岡）はい、社会福祉課長。
- 社会福祉課長（中川）役場の方に来やすい人はいらっしゃると思うんですけど、なかなか障がい者はどこへ行って相談したらよいか分からないということと、あと、そこへですね、出向いて、柏については、就学時健診等で出向いてですね、状況把握したり、社協さんにつきましてはですね、町内にいらっしゃるということで、町と連携してサービス事業者との連携の会議をしたりということで、いろんな形で、連携をとっていきたいと思います。
- 委員長（下岡）住吉委員。
- 5番（住吉）なんか分かるようで分からん答弁なんよ。どこに相談したらいいか分からん人が、いきなり柏に相談するか。やっぱり役場に相談しにくるじゃろう。役場を一旦窓口として相談して、そこから先は民間に委託されるならまだええんですけども、いきなりしょっぱなの窓口の段階から、民間に行ってください、なんか順番が違うように思

えるんですが、その辺、逆に、役場に相談にこられた方はどのように扱います。

○委員長（下岡）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）当然役場にこられた方については、役場で相談を受けたいと思います。相談の窓口を増やすという意味で、町と社会福祉協議会と柏学園というふうな形の窓口の門戸を開いたというふうなことで、ご理解いただければと思います。

○委員長（下岡）住吉委員。

○5番（住吉）相談したい人がそんなに多いとは思いませんし、要は、しょっぱな役場に来てからそれから柏なり社協に行くのか、それとも今言った三つの中から皆さんお好きな所へどうぞという考え方なんでしょうか。

○委員長（下岡）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）柏学園に行かれる方というのは、就学前健診であるとか3歳児健診であるとかそういった中で、そういう色々そういった該当するよということで引き続き柏学園に行かれる方が多い。今まで柏学園というのはどちらかというところ、今の、発達障がい系の方のみだったんですが、要は、身体障がい者であるとか知的障がい者の方の相談窓口というのがなかった部分があります。で、役場でいうそういった方の相談を受けとったんですが、今回、社会福祉協議会の方で、障がい者の、高齢者でいうケアプランを立てんにゃいけんようになったんですが、そういった窓口を社会福祉協議会でも受けてもらうようになったんで、併せて一般相談も受けてもらうということで、委託を行うということで、今回委託料を計上させていただいたものでございます。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございますか。はい、崎本委員。

○13番（崎本）今の言われるのにね、私はね、住吉さんがさっきの社会福祉協議会の、補助金か何かのことで言われたんじやが、それと絡まして考えてみたらね、私は、障がい者ちゅうものはやっぱり、障がいがあるから相談に行きとらない人もおるんじやが、そこを個人情報のことも配慮し、今の社会福祉協議会でそういう問題が出ておりますから、私はやるんじやったらそういうことをするんじやったら、私は、保健センターに、保健センターもそういう人員がいるんじやから、相談員を何でも相談ができるような人を保健センターに常時置いとったら、これだけではないんですよ、ほかの相談もできるように、きちっとそういう構えをしとったら、私はその方が個人情報や何じゃかんじや漏れる心配もないし、そこまでの社会福祉協議会いうたら誰が見ちよるか分からんし、どこへはいるか、それ皆分かるんじやけえ。保健センターにそういう、いろいろ相談で

きる人員をね、何でも相談できる何でも、そういうあれを、持っておる、人をね、置かれた方が、私は、そういう障がい者とか、心配ごと相談所いうか、何かあった場合に相談に行きやすいのは、保健センターの方が、私は相談に行きやすいと思うんじやが、増やされてもいいんですよそれは。そこもほんじや相談を受けていますという答弁じゃったらそれでいいんですが、そこらをちょっと詳しくお願いします。

○委員長（下岡）はい、副町長。

○副町長（三宅）まずあの先ほど聞き覚えがあるというふうにおっしゃいましたのは、この一般相談ではない計画相談、ケアプランの相談につきまして、障害者計画を全員協議会でしましたときに、その部分について社会福祉協議会の方においてそういう事業を行うというお話をいたしました。それで、社会福祉協議会は、その準備のために、先ほどの質疑のやりとり中でありましたが、来年度から保健師を雇用するという形になっております。この一般相談につきましても、そういった計画相談の方を社会福祉協議会でもやられる訳ですから、社会福祉協議会においてもその相談窓口を受けるといってほしいと思っております。今、保健センターというふうに出ましたが、役場の機構上、障がい者のそういったご相談につきましては、特に制度の面、そういったところがございいますから、これは社会福祉課の方で実際にさせております。あとは、その治療度と色々と、健康増進というところで、保健センターは当然にそういうご相談がありましたら受けますが、一応今の段階では制度その他について、社会福祉課の方で受けますが、そういった相談窓口について、この度、社会福祉協議会の方が事業としてそういった、この相談ではなしに、計画相談の方の指定事業所となりますので、そちらの方でもそういった相談業務を受けていただくという形をとっております。当然に、そういった場合のこういう事業をお願いする以上、守秘義務とかそういうのは十分に守っていただくと、そういった委託内容になっております。

○委員長（下岡）はい、崎本委員。

○13番（崎本）ほいじゃから、これは新たにできるんじやが、従来どおりでもやりましょちゅうことですね。

○委員長（下岡）はい、福祉保健部長。

○保健福祉部長（臼井）そのとおりでございます。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございますか。はい、宮坂委員。

○11番（宮坂）先ほどの、障害児通所給付費のところ、西山さんの質疑で、45人から

55人に増えたというので、1,000万円約アップしたという、で、説明で聞き逃したかもしれないんですけども、これ単純に障がいを持っているお子さんが増えたのか、それとも以前中国新聞等で読んだことがあったんですけども、障がい人に対する社会の目があがる程度こう優しくなって、そういった施設に通うことに、保護者がね、引け目っていったら言葉が悪いかもしれないけど、ある程度社会的にそういうお子さんに対しての温かい目が向けられるようになって、そういった重い気持ちを受けなくなった保護者の方が多くなったというのも要因、とみたことがあったんですけども、単純に、そういった今までとそういった、症状があまり変わらないんだけど、そういったふうに、じゃこれならそういった施設に行かしてもらおうか、といった子が何人かいらっしやるか、それとも単純に本当に同じような、障がいを持った子が増えたのか、それが分かればお願いします。

○委員長（下岡）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）平成24年度から児童のサービスの体系が変わりましてですね、放課後等デイサービスというのができるようになりました。その中で、先ほど言いました昨年度予算45人から55人という、予算が増えた原因を申し述べたところです。そこらの詳しい、行きやすい、行ける場所が増えたということが大きな要因だと思いますけども、その、引け目なく行けるようになったかどうかということまでは把握はちょっとできておりません。

○委員長（下岡）よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）はい、次に行きます。90、91ページ、6目の障害者福祉費の続きです。大江委員。

○2番（大江）まず1点ですが、障がい者の施設通所交通費助成金がここの予算の概要と予算額が違いますが、まずそれをちょっと説明してください。10ページ、予算の概要の10ページは、271万、こちらに載ってるのは268万8,000円で、2万2,000円が合っていないんですけど、私の見間違いだったらあれですが、説明をお願いします。

○委員長（下岡）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）こちらの方は、予算の概要につきましては、通信運搬費が入った金額で計上さしてもらっておりますので、その差が出た状況でございます。

○委員長（下岡）はい、社会福祉課長。

- 社会福祉課長（中川）通信運搬費につきましてはですね、10番のところの、社会生活援助事務事業の通信運搬費で計上してる部分が、これ全てそちらへ行く訳じゃないんですけど、その一部がこちらの方に計上されて、その金額になっておる状況でございます。
- 委員長（下岡）大江委員。
- 2番（大江）以前聞いたときには、支払い、確か1日280円の交通費ということでしたが、これはどういうふうに支払うのですかっていうことを聞いたときに、そちらの施設の方でカウントして支払うということでしたが、実際に親が施設まで車で乗せて毎日行ってるという人に対しては、そこで、施設で、何日来たということで、個人の方にこの交通助成の方は払うんでしょうか。
- 委員長（下岡）社会福祉課長。
- 社会福祉課長（中川）全て施設の方が代理という形で、施設でまとめてもらうことで、出勤日数なんかも分かりやすいので、施設を通して支給する予定としております。
- 委員長（下岡）大江委員
- 2番（大江）ですから、施設に全部一応それを確認して支払って、もし個人で毎日行ってる方は、施設から個人に払うような形態になりますか。
- 委員長（下岡）社会福祉課長。
- 社会福祉課長（中川）そのとおりでございます。
- 委員長（下岡）ほかに質疑ございますか。前田委員。
- 14番（前田）下の方に8万8,000円、補聴器の助成じゃけえ、1,000円あげても500円あげても、助成には間違いのない訳じゃがね、今、だいたい補聴器一つ買うと、大体15万ぐらい、いいやつ買うと二十五、六万。まあ30万円いうのはあるかどうか。そこで、1,000円か2,000円か1万円でももらえりゃあ、ありがたいのはありがたいかも分らんが、何か、さみしい補助じゃの。まず1件にどれぐらいを予定しておるのかという、1件どれぐらいかいやあ、自ずから何件ぐらい補助しとるのは分かる訳です。8万8,000円をどの様な形で分配していくいうんか、その辺を聞いてみたい。
- 委員長（下岡）社会福祉課長。
- 社会福祉課長（中川）こちらにつきましては2件分を計上しているところですが、こちらにつきましては、児童の方が手帳が取れない方を対象としております。手帳が取れば補装具の申請という形になりますので、補装具類で計上し、さしていただいているところでございます。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）はい、次行きます。92、93 ページ、先ほどの続きからですね、7目、遺族援護費、8目、福祉医療費でございます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）はい、次へ行きます。94、95 ページ、先ほどの8目、福祉医療費の続きからと、9目、町民センター費でございます。はい、住吉委員。

○5番（住吉）ついでに聞いてみる、町民センターだけじゃなしに、ひまわりプラザもそうなんです、ああいった施設の時計がね、時間ひっちゃかめっちゃかになっとうことが多いんですよ。いつじゃったか自治会連合会でひまプラを使ったときも、時間が何時間もずれとるとかね、あるいは時計が止まるとか、町民センターも議会報告会で使った時に時間がとんでもないぐらいずれとったりとか。そういった公共施設、今回たまたま町民センターが載るとるけえ聞くんですが、そういったところ、時計の管理すらうちの職員はようできんのかと。いつも使う度に不思議に思うんですよ。数分間ずれとるんなら、まだ許しちゃろう。5時間も6時間もずれとるいうたらどうというこというのもあるし、この時計止まるとるということもあるし、ふだんどういった管理をしてるのか、その辺ちょっと聞いてみるんですが。

○委員長（下岡）こども課長。

○こども課長（森川）毎日施設内の班点検清掃を行っているところで、気がついた段階で対応しているところですが、今後気をつけるようにいたします。申し訳ございません。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）はい、次のページ96、97 ページ、10目、国民年金事務費、11目、国民健康保険事業費でございます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）はい、次行きます。98、99 ページ、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費でございます。はい、西山委員。

○12番（西山）3の児童虐待DV防止対策事業で、講師謝礼が2万4,000円の計上されておりますけども、これはいつ、何回の講演を実施される予定でしょうか。

○委員長（下岡）こども課長。

○こども課長（森川）年1回で、今年度につきましては、昨年11月に実施をいたしております。

○委員長（下岡）はい、ほかに質疑ございますか。はい、住吉委員。

○5番（住吉）児童虐待DV防止対応事業、今の答弁聞いとると、年1回の講演だけで終わってしまうのでしょうか。ほかに何か、この予算の中に事業はあるのでしょうか。

○委員長（下岡）こども課長。

○こども課長（森川）この予算の中には、まず職員の児童虐待に対する研修会の特別旅費であるとか負担金を組んでおります。また、啓発といたしまして、出産直後に虐待が発生しやすい事例がございますので、啓発用にマグネットを購入する予定としております。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございますか。はい、住吉委員。

○5番（住吉）マグネット購入するいうたら、なんか磁石だけ購入するように聞こえるんじやが、そのマグネットには何か書いてあると思うんですが。

○委員長（下岡）こども課長。

○こども課長（森川）こちらにつきましては保護者の方が相談しやすいように、西部こども家庭センターであるとか、保健センター、こども課等の電話連絡先を、子育ての相談を十分にさせていただけるように啓発をするマグネットでございます。

○委員長（下岡）はい、ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）はい、次のページ、100、101ページ、1目、児童福祉総務費でございます。はい、住吉委員。

○5番（住吉）食育健康の方かもしれんですが、子育て応援まつりということで、これわっしょい海田のことだと思われませんが、まつりと銘打って、どちらかといったら、ちっちゃいお子さんとその保護者の方々が会場にいっぱい来られている中で、妙にオープニングが堅苦しいんですね、いつも。町長も挨拶するわ、社協の会長も開会宣言するわ、で、来賓紹介で何々議員でございます。来とる人、頭くる言う。やっぱりまつりなんじゃけえ、もう、その辺は、もっと砕けた感じで、何か式典みたいな感じでだらだらやるよりも、皆さん楽しみましようという形にこれ変えてみたらいかがでしょうか。

○委員長（下岡）こども課長。

○こども課長（森川）他の方法につきましては、今年度もご意見をいただいておりますので、来年度改善をしていきたいと考えております。



- 委員長（下岡）はい、ほかに質疑、西田委員。
- 9番（西田）子育て世帯臨時特別給付事業ですか、これが昨年度より随分減ってきているのですが、いつ頃から支給されて対象人数は何人ですか。
- 委員長（下岡）こども課長。
- こども課長（森川）申請につきましては、児童手当の現況時期6月を予定しております。支給につきましては、10月を予定しております。対象児童数につきましては、4,400人を予定しております。
- 委員長（下岡）ほかに質疑ございますか。はい。西田委員。
- 9番（西田）4,400人ということは、昨年は、4,300万程度計上されておったんですが、今年が、1,300万程度なんですが、対象人数が随分増えているんですが、これは、その整合性はちゃんととれてますか。
- 委員長（下岡）こども課長。
- こども課長（森川）まず、昨年度、今年度より来年度につきましては1万円が3,000円に変わっております。また、対象児童数につきましては、昨年度対象になっていない生活保護世帯の子ども様、それから、臨時福祉給付金対象の児童が今回含まれるものでございます。
- 委員長（下岡）ほかに質疑ございますか、兼山委員。
- 3番（兼山）母子家庭の自立支援給付金なんですが、これについては、また、どのような資格取得いうんですかね、そういったことに充てられるようなことなんでしょうか。
- 委員長（下岡）こども課長。
- こども課長（森川）高等技能訓練促進費でございますが、看護師、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、保育士を来年度予定しております。
- 委員長（下岡）はい、兼山委員。
- 3番（兼山）一般質問のほうでも言ったんですが、今後また資格の枠を増やすことは、今のところはないんでしょうか。
- 委員長（下岡）福祉保健部長。
- 福祉保健部長（臼井）一般質問でもご答弁をさせていただきましたとおり、枠の拡大については検討していきたいと考えております。
- 委員長（下岡）はい、ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）はい、次のページ行きます。102、103 ページ、先ほどの続きから2目、保育所費でございます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）はい、次のページ行きます。104、105 ページ、引き続き保育所費でございます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）はい、次へ行きます。106、107 ページ、先ほどの続きから、3目、児童措置費、児童館費。住吉委員。

○5番（住吉）西浜保育所仮園舎借上料いうて、もう再整備に向けて動き始めるということなんですかね。

○委員長（下岡）はい、福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）西浜保育所につきましては、幸保育所を27年度いっぱい、28年度の初めに廃園にしますんで、その受け入れ先として西浜の園庭にプレハブの仮園舎を建てるということで、来年度中、再来年の3月31日までに仮園舎を建てなくてはいけないということで、整備をしたいと考えております。

○委員長（下岡）はい、住吉委員。

○5番（住吉）まあ、1年、2年の話しじゃけえええんでしょうが、安いよね、子どもを預かるプレハブにしちゃあ。203万7,000円いうて。これは、安全性とかそういったものをこれで十分耐えられるプレハブ、今頃のプレハブはスーパーハードで頑丈にできておりますけれども、あまりにも借上料にしても、安いように思いますが、こんなもんなんでしょうか。

○委員長（下岡）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）これにつきましては、現在も他の市町で仮園舎として使っているものを参考にして見積もりをとっておりますし、その参考にするときにはその園舎にも行って、見させてもらっております。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございますか。はい、岡田委員。

○8番（岡田）上のところの病児病後児保育なんですけれども、4市町ですかね、広域でやるということだったんですけど、これは海田町の利用状況いうかそれはどういうふうになっとるんでしょうか。

○委員長（下岡）こども課長。

○こども課長（森川）海田町の利用状況につきましては現在ございませんので、来年度以降利用された場合の負担金として計上させていただいている金額でございます。

○委員長（下岡）岡田委員。

○8番（岡田）利用がないというんか、利用しにくいんじゃないんです。広域でやるから、なかなか、近所に、町にないから利用しにくいというふうな感じで利用されとらんじゃないでしょうか。

○委員長（下岡）副町長。

○副町長（三宅）本年度は広島市との協定が遅れましたので、正式利用は来年度からです。ですから、そういう意味で現在広域利用、正式な広域利用は全くございません。しかしながら、実質的に、現在、船越にある施設と南区の宇品にあるこの2施設について、海田町の方が、公的なものはなしに使われている実績は相当数ございます。これが、来年度からは正式に海田町の住民もそこが使えるという形になりますから、逆に私どもとしては来年度から、広報を通して、今後は海田町の方も正式に使えるんだということを出したいと思っております。現在も、先ほどの課長の答弁はあくまでも公式答弁でございますが、実質的には相当数の方が使われているというふうに判断をしております。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）はい、次のページ、108、109ページ全てです。はい、住吉委員。

○5番（住吉）一番下の児童クラブ管理運営事業で放課後指導支援員等報酬、こちら概要の9ページと40ページに、まず一つ聞きますが、西小、南小、1名指導員増員ということですが、この理由は何でしょう。

○委員長（下岡）こども課長。

○こども課長（森川）全体的に上級生加配を各1名考えておりまして、昨年からの差額で、海田と西についてプラス1名、上級生加配をしたいと考えております。

○委員長（下岡）はい、住吉委員。

○5番（住吉）南と東はどうなんでしょう。上級生、これが27年度から6年生まで預かるということは、当然児童の数は増えるように思えるんですが、そちらは加配しなくてもよろしいんでしょうか。

○委員長（下岡）こども課長。

○こども課長（森川）これまで障がい児の加配等もございましたので、それでカバーでき

ると考えております。

○委員長（下岡）住吉委員。

○5番（住吉）障がい児の方に、加配した方に、上級生が増えた分もいっしょに見てもらおうという形でよろしいですか。

○委員長（下岡）こども課長。

○こども課長（森川）それで対応できると考えております。

○委員長（下岡）住吉委員。

○5番（住吉）じゃ今度、西と南の加配の分ですけれども、これもう人は確保できているんでしょうか。

○委員長（下岡）こども課長。

○こども課長（森川）現在のところ、常勤については確保ができております。ただ常勤の方がお休みになられたりとかした場合には加えまして、1年生が入学したときにはプラスで職員が必要です。その部分については、現在雇用募集を進めているところでございます。

○委員長（下岡）住吉委員。

○5番（住吉）人件費の単価募集上昇ということも書かれておりますが、こちら何パーセントぐらい上昇上げたんですか、人件費の方。

○委員長（下岡）こども課長。

○こども課長（森川）これまで単価1時間当たり800円だったものを、児童クラブ支援員については950円、児童クラブ補助員については850円を予定しております。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございませんか。多田委員。

○10番（多田）放課後児童クラブなんですが、今各校どんな状況ですかね、現在の状況でいいんですが、各校の児童クラブ、定員オーバーしておるところがあるじゃないかと思うんですけど、どの程度の人員になっていますかね。

○委員長（下岡）こども課長。

○こども課長（森川）来年度に向けての申し込み状況です。海田については70名、海田東で83名、海田西で33名、海田南で104名のお申し込みがございました。定員につきましては、若干定員オーバーしておりますが、来会状況と施設に余裕がございますので、対応できるものと考えております。

○委員長（下岡）はい、ほかに質疑ございませんか。はい、西山委員。

○12番（西山）今定員を報告いただきましたけど、この中で、4年生から6年生の人員は何名でしょうか。

○委員長（下岡）こども課長。

○こども課長（森川）現在4年生で18名、6年生で1名のお申し込みがあります。5年生はゼロでございます。

○委員長（下岡）西山委員。

○12番（西山）どこの小学校でしょうか。

○委員長（下岡）こども課長。

○こども課長（森川）まず、海田児童クラブで4年生が5名、海田東児童クラブで4年生1名、6年生1名、海田西児童クラブで4年生2名、海田南児童クラブで4年生が10名でございます。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）はい、次のページ行きます。110、111ページ全てです。はい、前田委員。

○14番（前田）まず、ひまわりプラザの中ほどちょっと下にね、臨時職員ということで550万ほど計上されておる訳ですが、要するに今臨時とかなんとかいうような、本採用が非常に減ってるということですね、事務がスムーズでないところがある。それで、まず、言いたいことはいっぱいあるじゃけどね、臨時の五百何万ということにいなると、相当の人数というか延べ人数にはなる訳ですが、臨時だけでこの事務が対応できるのかどうか、まずこれひとつ。

○委員長（下岡）はい、副町長。

○副町長（三宅）昨今の募集をかけましてもその採用の応募の人数が足りない職種もございますし、それから、試験に合格してもそれ辞退される、それから人数を確定した後の退職が出てというところで、実質的に正職員が満たしていないところも確かでございます。そういう意味では、また来年度の募集というところで正職員を更に増やさなければいけないというふうに思っておりますが、その穴を、十分に、現在の段階では臨時職員を配置することで、住民サービスに漏れがないようにというふうにはしているところでございます。

○委員長（下岡）はい、前田委員。

○14番（前田）それでね、過去にもそれらしきのがあって、それで言うただけですが、

こういうことはできるかどうか分かりませんが、今、そういう応募がないとか、採用した後にも辞退するというのもあるようなんですが、臨時の方が来るというね、臨時で3年も4年も雇うというのはおかしいじゃないか、こういう言うたこともあってね、だからそういう人を本採用にできんのかと、こういうことになる訳よね。臨時でこうやって、半年ほどして、はい、あんた交代、1年以上雇うたらやかましゅう言われる、これ、過去に実際あった話。この際じゃけえ、あんた本採用できんさいやいうことにしてもええんじゃないかと考えるんじゃが、その辺はなんか法的に問題があるのか、できんのかいうことで。

○委員長（下岡）はい、副町長。

○副町長（三宅）地方公務員制度上、臨時職員につきましては臨時の職員であったからということを理由に採用することができないことになっております。臨時職員につきましても、その正職員の応募の試験を受けていただく必要がございますので、自動的に臨時職員から正職にすると、そういうことは法的にできないことになっております。

○委員長（下岡）はい、前田委員。

○14番（前田）そういうことなら仕方ないけども、極力そういうのはね、何かこう、せっかく応募してくれるんだから、何かうまいことやれいうたら語弊があるかも分かんがね、そこらのとこで、してもいいんじゃないか、これは要望に変えますが、その次にね、この度もどこやら太陽光発電というのがあった訳ですが、ひまわりプラザに太陽光、過去、一昨年くらいかな、付けたと思うけども、そのまず実効、年間、例えば電気代10万円上がると、で、普通の中電から買う分が、3割ぐらいの効果がありますよ。ちょっとこの辺を聞きたい。

○委員長（下岡）こども課長。

○こども課長（森川）太陽光発電設置後のひまわりプラザの電気料金につきましては、年間で約12万5,000円の削減につながっております。

○委員長（下岡）はい、前田委員。

○14番（前田）この度も200万かなんぼか、多分2,000万ぐらいかけたとわし記憶してるんだがね、非常に実効のほうは言うたら、わしの目の黒いうちには追いつかないかと思うんじゃがね、だからまず経済効果っていうかね、それは化石エネルギーは止めてくれというのはそれは、世界的な動きなんか知らんけどね、どうもこの辺のね、経済効果というか、実効、それだけの2,000万円も投資して、それだけの効果は上がらな

い、無駄な投資ではないかというふうに言いたいんじゃが、その辺、どういうふうに認識されておるか。

○委員長（下岡）副町長。

○副町長（三宅）太陽光発電につきましては、単なる経済効果というところだけでは計り知れないものがあると思います。委員がおっしゃいましたような、いかに再生利用しません、再生利用資源を使うかというところが一つあると思っておりますし、今一つには、特に今回福祉センターに付けるものにつきましては、災害時における、これまた代替電源としての利用ができると、そういったことから、いずれも、国や県のそういった補助金、その補助金と合わせた形でいかに元をとるかということだと思っておりますが、最後はやはり現在もパネル等で、児童生徒に見せるといったような教育効果とか、そういった電気料金以外の効果全体を測った場合には、やはり太陽光発電については今からも考えていかなければいけないというふうに思っております。

○委員長（下岡）はい、前田委員。

○14番（前田）そのね、何でもこういうことを言うかというたら、回収もしたい訳じゃが、この再生エネルギーというのね、これがこの度もちょっとどっかで揉めたが、ガスにするじゃあ、エネルギーね、せっかく太陽光のそういうものをつけておきながら、ひまわりプラザのガスで今度やる、ひまわりプラザじゃなかったかな、どこじゃったかな、福祉センターか、なんであっちのほう、ちょっと違うとるかも分からんがその、言いたいことはね、あっちでこうやってその経済効果やっても、再生せにゃならんと。地球の温暖化かなんか何か知らんよ、そんなことで、片方で言うときながら、こっちじゃあ無駄な銭を使うてね、訳の分からんことをやっておるから、そういうことを言いたい訳でね、それじゃったら、同じような資本投資2,000万するんならやって、電気であればいい訳で、やっとなることが違うじゃないかとか言いたい訳じゃが、部長答弁しとうて手がうろうろしとるけえ、先に答弁しんさい、ほんじゃあ。

○委員長（下岡）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）確かに今の、この多分次のページになると思うんですが、ひまわりプラザの空調の分でございますが、本会議の方で説明したときに、工事の概要のときに説明したんですか、そのときに、ガスであるとか電気というふうな話をさしていただいたんですが、実は今回計上しておるものは電気の金額で計上させていただいております。電気の金額で計上、この前も言いましたように、電気と実際に今はあそこガスで、

ガスでの空調をしとるんですが、ガスと電気どちらがいいかということで両方に見積もりをとったときに電気の方が安かったんで、今回は電気の金額で計上させていただいております。ただし、予算が確定した後にガスの方でも、もう少し金額が落とせるんですよという見積もりが出てきたんで、この前課長が言いましたどちらにしようかというふうな話しのことが出たんですが、今ここでは、電気の方で計上しております。ただ、今言いましたように予算の中でできるだけ経費を抑えてやるのが、ただし、その効果が同じでないと、その金額は、本当に正しいかどうかということの積算をしておりますんで、その分については、着工までに考えていきたいということで発言をさせてもらった次第でございます。

○委員長（下岡）前田委員。

○14番（前田）それがね、今言うように、多少の、そういう色んなもろもろ時代の流れでね、多少の犠牲はしょうがないというんなら、そりゃあそれで分かるんじやが、じゃ今から検討しますよ、ガスにしましようか、いや電気、ここに数字出してから、ね、昨日も言うたかも分からん。例えば、水道の事業で100ミリ管で100メートルやりますよ、100万円かかります。それじゃ容量が足らんだら、150ミリにせいや。じゃそのように検討します。ほんで今度は150万かかったら、その銭50万どうするんか。予算審議の意味はないじゃないかということは今言いたいけど、昨日もそれでやかましゅういうとる訳じゃがね、で、まずそこで一言苦言を言うとかんにゃあいけんのが一貫性のあるような、これもう組んだんじゃけえ、今言うようにの、電気でしか考えとらんじゃ、それぐらいつっぱねえ、それぐらいの答弁は欲しいよ。で、元に戻るけども、12万5,000だったかな。15年でなんぼ、10年で125万円、月12万円いうたんかの、年間150万、年中2万円、で100年かかるじゃない、150年。2,000万いう頭があるがの。じゃあ、これも言うてもだめだ、言わんけども。もうちょっと資本投資を考えてやれいうことを言いたかったんじやが、100年も150年もかかるから、もうやめた方がええわ。そこらについて、認識があれば、やっぱり今後も150年200年もかかるようなことに資本投資するんかいの。それ、半分答弁できりゃしてくれんさい。

○委員長（下岡）副町長。

○副町長（三宅）2点答弁いたします。第1点目は、予算の算定の段階で決めたものはそのとおりにというお話でございますが、やはりその予算を執行させていただく段階で、特に、これ内示の段階で私の方からも各職員に言っておりますが、執行段階にあたって、



もっと安くできる工法があればそれはもっと工夫しろと。執行はもっと安くするようにというふうに言っております。今回も、当然に、先ほど部長が言いましたように、中途半端になってしまいましたのは、十分に研究してたつもりなんですが、やはり、各業界の日進月歩といいますか、もう少し安いものができましたという触れ込みがあった場合に、どうしてもそっちの方に、予算執行としては色気が行ってしまういうところがございます。第2点目の再生エネルギーにつきましては、地方自治体の役目というのは2通りあると思います。一つは、実際に経済効果を上げること、二つ目は、再生エネルギーの導入という啓発的な意味合いがあるということで、これはですから、委員は、今、事業費全体をおっしゃいますが、私どもとしてはそこから補助金とかそういったようなものを差し引いてどうなるか、それに啓発効果がどのぐらいあるかという、その兼ね合いだと思っておりますので、そういった今後の新築建物等を建てる場合にも、やはり新築建物の場合にはそういった補助金が出てまいりますので、そういったものを合わせた上で、そういった再生エネルギーの導入というところは考えてまいりたいと、そのように思っております。

○委員長（下岡）はい、住吉委員。

○5番（住吉）ひまわりプラザ職員給料2名となっておりますが、私の勘違いかもしれませんが、今1名じゃないんですかね、ひまわりプラザの職員、正規職員は。

○委員長（下岡）副町長。

○副町長（三宅）本来2名ずっとおりましたけども、この昨年度、先ほど少し申しましたような欠員状況の形で、今は1名になっております。

○委員長（下岡）住吉委員。

○5番（住吉）ということは、今回2名、もう人員の目途がたったというふうに考えてよろしいですか。

○委員長（下岡）副町長。

○副町長（三宅）これは毎年のケースでございますが、今から、人事異動を考えてまいります。当初申しましたように、今年度につきましても、全体で穴があいておりますから、この穴をどこで正規の人間を臨時に置き換えるかということ、今検討しておるところでございます。検討結果によっては、毎年のごとく、6月の補正予算で最終的に実態に合わせさせていただくという形になります。これは、人事異動がもう確定して置いているのではなく、それぞれを置いて今例えはいる職員だといくらになるとか、そういうこと

でやっておりますので、当然、そこにつきましては職員異動したときに、その給与が当然違いますので、そういったところで動いてまいります。この2名についても、場合によっては1名が臨時になる、そういったような可能性もまだそれは当然に残っております。

○委員長（下岡）はい、住吉委員。

○5番（住吉）今、人事異動という話がありましたが、最近近所の方から、またひまわりの館長が代わるらしいでいう話を聞いたんですが、これ本当なんですか。

○委員長（下岡）副町長。

○副町長（三宅）この点だけで申しますと、現在の館長が60歳になっておりますので、定年退職になることは、これは確定しております。ほかですとなかなか申し上げられませんが、ひまわりプラザに関してだけ言えば、定年退職でございますので、間違いなく代わるという形になります。

○委員長（下岡）住吉委員。

○5番（住吉）定年ならやむを得んのんですが、何かここ数年、ころころころころ館長が代わっておるんですね。近所の方々が、なんでころころ、やっと馴染んだ思うたらまた代わったで、ありゃ誰や。ここ数年どうもそういうのが続いとるらしいんですよ。実際の話が、奥谷館長が昔館長しよるんですが、あの人がおる時は、定年までここに居てくれいうて言いよったらしいんですよ。実際、人事異動ですからそうはいかんでしょうけども、もう2年、1年でころころころころ館長が代わる。地域住民にしてみれば、どういうことなんじゃろう、海田町何考えとるんかね、住民にとってみたら窓口みたいなもんなんですね、ああいった施設の、職員は。一番接しやすい職員、地方公務員。それが、1年、2年で、また代わった、また代わった、その点は今どうなっとるんですかね。

○委員長（下岡）副町長。

○副町長（三宅）おっしゃられたとおりのところもあると思いますけども、館長職については二とおり、ちょっと考え方がございまして、ちょうど本庁で言えば主幹職になりまして、その先が今度は課長職になります。そういった面では、まず管理職の通過点という形になりますと、現在、部長、課長、退職が続いておりますから、そういった主幹職からまず課長にしていくというところで動くケース、もう一つは、これは、長年勤めておりますとどうしても体調面に少し不調を訴える職員につきましては、そういった就け

ましたところが合う合わないといった要望も出てまいります。確かに、地域にとっては長い期間、同じ職員がというところもあろうかと思いますが、現在主幹職であります各館長、それからもう一つは公民館長、こういったようなところにつきましては、長いのが望ましいのが分かっておりますが、いろいろな人事面のことから、短期間になっているというところがあります。ここのところは、もう何年かすると少し落ちつくかもわかりませんが、館長職については、少し流動的にならざるを得ないというふうに考えております。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございませんか。はい、西田委員。

○9番（西田）先ほどの太陽光発電の件なんですけどね、まず、導入段階での、例えばですよ、ひまわりプラザが100使用する現状において、1しか能力のない太陽電池を持っていくと、当然、非常に非効率になると思うんですね。それと、設置の仕方によっても非効率になると思いますが、そこらは、現状どのような形でこのような、12万ですね、年間12万しか差益が出てないというふうに言われたんですが、その最初の、初期段階の問題ではなかったのでしょうか。

○委員長（下岡）副町長。

○副町長（三宅）特に、途中改修の建物でございましたから、太陽光に完全に見合っていないというところもありました。そういう中で最大限の見込みをしたところで、見込みその見込み自体は下回ってないと、そう考えております。

○委員長（下岡）西田委員。

○9番（西田）ということは、先ほどのエアコンとの関係を言いますと、太陽が出てるときにエアコンをつけるという相関性はあると思うんですね、だから、エアコンつける場合の電気料は、太陽光に発電される電気を活用するというのが、普通オーソドックスな形だと思うんですが、そこらを考慮しながら今後検討されますか。

○委員長（下岡）副町長。

○副町長（三宅）ひまわりプラザの場合には、現段階ではガスになってる中でもこういった形になってますが、照明ですとか残りのそういう残りの電気料、これ昼間も十分に太陽光よりも使っておりますから、太陽光の余剰があれば、電気、例えば電気を売電してるとかそういうぐらいまでなれば、電気にした方が当然に安くつく訳ですけども、今の段階では太陽光は別にその、どういうんですかね、エアコンに充てる充てないという計算は、特に必要ないものと考えております。

- 委員長（下岡）ほかに質疑ございますか。はい、前田委員。
- 14番（前田）150年の話にいくが、今のね、その太陽光の、ひまわりのね、ちょっと一般的に聞くと、あれは半年か1年にほこりとかを掃除せんと、発電効率が落ちますよと、当たり前でも、80パーセントぐらいしかやりませんよという。その管理をどういうふうにするのか、素人がやるいうたら、屋上やけえの副町長、危ないと思うが、そうか言うても金をかけてもある程度効率ようせんにゃあ、据え付けたらそのまま150年ほつといたら、随分効率が悪いと思うが、その管理、特に清掃、表面の清掃についてどのようにしておるのか。
- 委員長（下岡）副町長。
- 副町長（三宅）すみません、次の休憩の後に。ちょっと建設課にそこは聞かないと答弁できない部分がございますので、管理自体はあそこでさせておりますので、その後でお願いしたいと思います。
- 委員長（下岡）はい、副委員長。
- 副委員長（宗像）どうしてもさっきから理解できないところがあるんですが、太陽光発電、あの大きさだと、年間、仮に全部売電したとしても12万何ぼになるとは思えないんですよ。さっき今回、もっともっと発電をしとるはずなんですが、その発電は直に自分とこで使ってその余剰で売ったものが12万円という意味なんで、そういう意味でいうと、発電量を考えたら12万の売り上げっていうことはちょっと考えにくいんですが、その辺どうなんですか。
- 委員長（下岡）こども課長。
- こども課長（森川）先ほどの数字は、発電をした数字ではなくて、実施前の電気料金と施設置後の電気料金の差額として、回答さしていただいております。
- 委員長（下岡）副委員長。
- 副委員長（宗像）その差額で12万円といっても、実際の面積のパネルの大きさを考えたら、年間12万円どころ以上の発電をしておると思えるんですね。だから、それが実際そこまで発電されてないのか、もし発電されてるとしたら電気料が事前より増えてて、12万円ぐらいしか差額が出てきていないのか。ちょっとその辺のことが。発電量考えたら12万円の効果じゃないと思うんですよ。
- 委員長（下岡）はい、副町長。
- 副町長（三宅）現在、電気料金として出すという測定しかしておりませんので、おっし

やられる部分の、発電量に見合う電気料金というのは、本委員会に提出しかねます。

○委員長（下岡）副委員長。

○副委員長（宗像）ということはぼく、出してくれと言っているんじゃないくて、要は実際には、だから今の 12 万円以上の発電をやっているということで間違いはないんですよね。

今のおっしゃられたのは、予算で考えたら、年間電気代がこんだけやったものが 12 万円ぐらいしか減ってないと言われましたけども、実際は、もっともっとたくさんの発電ができた中の、目に見える数字が 12 万円しかないというふうに理解してよろしいんですか。その辺を。

○委員長（下岡）副町長。

○副町長（三宅）現在の設置前と設置後の電気料金を考えましたときには、それ以上の発電はされているというふうに推定できますが、それがちょっといくらであるかというのは、ご説明できません。

○委員長（下岡）はい、住吉委員。

○5 番（住吉）ひまわりプラザのロビーに今の発電量とか全部表示されるようになってるんですが。それは記録としては残ってないというふうに捉えてよろしいですか。

○委員長（下岡）こども課長。

○こども課長（森川）記録としては残っております。

○委員長（下岡）住吉委員。

○5 番（住吉）今宗像議員が聞いたことは、数値として出せるということによろしいですか、あとで出せるということなんでしょうか。

○委員長（下岡）副町長。

○副町長（三宅）設置からずっとの毎月の電気料とその月ごとの電気料金でずっと計算していかなければいけませんから、本委員会中に出せる数字は、できません。ここでの答弁は、採決に影響しますので、そういう意味で、今後出して、どこかでご報告するということは、検討したいと思いますが、本委員会でのご説明ということとはできないということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）はい次、112、113 ページ、その次の 114、115 も含めて、お願いします。

はい。西山委員。

○12番（西山）ひまわりプラザ空調整備改修事業でございますが、先ほどからのずっと論議を聞いていますと、お手元の答弁がガスだの電気だの云々っていうのが、今の副町長の答弁で明確に、電気の方が安かったけどガスも安くしましたから、どっちにしようかという、今判断をしかねているという、ご答弁だったと思うんですけど、私そこで今の宗像副委員長がおっしゃったように、今後設置した後に、ガス料金、ガス結構高いんですね。で、ガス料金の光熱費をと、電気にした場合には随分その発電をしてくれる訳ですから、今後長いスパンを考えたときには、私は電気が有効かなと判断しておりますけど、その辺を十分精査されて、電気にされるかガスにされるかにお考えにはならないでしょうか。

○委員長（下岡）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）はい、確かに言われるとおりでございまして、工事費だけではなくてその後ランニングコストであったりいろんな経費がありますので、そこらを含めて検討させていただきたいと思います。

○委員長（下岡）はい、西田委員。

○9番（西田）ひまわりプラザ修繕事業の件なんですけど、前年、前々年度から比較すると随分増えてきておる、前年に比べて約倍ぐらいですね前々年度に比べて約3倍ぐらいに増えてるんですけど、この内訳はどのような、どういう修繕をされようとされているのか。

○委員長（下岡）はい、副町長。

○副町長（三宅）あの各施設が同じような状態なっておりますが、それぞれの施設が老朽化しておりまして、いろいろと不具合が出てきております。それを補正予算、間に合わなければ流用、予備費でやっておりますが、それぞれのところにおいて、そういった、逆に、箇所付けのない修繕費を、一定程度どの施設においても組ませ出したために増えているところでございます。

○委員長（下岡）はい、ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）暫時休憩と再開は15時5分からといたします。

~~~~~○~~~~~

午後2時57分 休憩

午後3時05分 再開

~~~~~○~~~~~

- 委員長（下岡）再開いたします。まず冒頭ですね、先ほどの答弁で、答弁漏れ等がございましたので、答弁を許可します。はい。副町長。
- 副町長（三宅）まずはひまわりプラザの太陽光のメンテでございますが、建設課に確認しましたところ、設計自体がノーメンテナンスでという設計になっておりまして、当然に今後、例えばハトの糞があまりにも広範囲に広がったとかそういう特殊なことがなければ、太陽光のパネル自体の寿命までメンテなしという形での使用になっておるということでございます。それからもう1点、住吉議員の西浜の仮園舎、値段が安い、グレードが相当低いのではないかという部分で、十分ですという答弁だけしておりますが、金額面での説明が少し漏れておりました。これは、年度途中から借りますので、今年度の分については、ひと月分だけが付いておりまして、年額で言えば、次の年はフルで借りますが、12倍という形になります。ちょっと説明が不足しておりましたので、追加で説明をしておきます。
- 委員長（下岡）はい、それでは、引き続き、116、117 ページ、生活保護費から始めます。このページ全部でございます。はい、桑原委員。
- 7番（桑原）生活保護の世帯数と人数というのは、予算委員会の資料でいただいておりますけども、この外国人と差別する訳じゃないんですけども、外国人労働者は、労働者じゃないですね、外国人の受給者、この割合が分かれば教えていただきたいんですけどどうですか。
- 委員長（下岡）社会福祉課長。
- 社会福祉課長（中川）平成27年1月で、全世帯が、保護世帯が173のうち、外国人の世帯数が22でございます。外国人の人数としましては56人でございます。
- 委員長（下岡）ほかにございますか。はい、前田委員。
- 14番（前田）扶助費というんか生保の関係じゃけどね、これもさっきと同じようなことを聞くんじゃけども、何やら扶助、扶助、扶助いうことで、全く、申請があれば、そのまま鵜呑みで全部執行するんか。やっぱりそれなりのちゃったしたシビアな調査いっのをやっておるんか、この辺の確認。
- 委員長（下岡）はい、社会福祉課長。
- 社会福祉課長（中川）保護開始にあたりましては、できるだけ調査、必ず開始前に1回家の方へ訪問して、生活実態を確認の上保護開始をしております。その後もケースワークを通じて、世帯訪問はしておるところでございます。

- 委員長（下岡）はい。宮坂委員。
- 11番（宮坂）今の前田さんの追加ですけども、扶助費を見ると、医療費扶助が、約全体の給付費の半分を占めておりますよね。これについての追跡、どの程度までやってるんですか。
- 委員長（下岡）社会福祉課長。
- 社会福祉課長（中川）必要に応じてですね、病状調査ということで医療機関のほうへ出向いて、聞き取り調査を行っているところでございます。
- 委員長（下岡）はい、宮坂委員。
- 11番（宮坂）その結果がわかれば教えてください。
- 委員長（下岡）社会福祉課長。
- 社会福祉課長（中川）基本的には、医療機関から継続療養については意見書をもらっております。それを、結果は、一応嘱託医の方へ回して、医療継続の問題なしという意見をもらっております。
- 委員長（下岡）はい、住吉委員。
- 5番（住吉）追跡調査ネタのパクリですが、これ実際、住宅扶助等もやっておりますが、本当に居住しているかどうかという確認はちゃんとされていますか。
- 委員長（下岡）社会福祉課長。
- 社会福祉課長（中川）しております。
- 社会福祉課長（中川）住吉委員。
- 5番（住吉）実際、2年前に、そういった垂れ込みがあったんで当時の福祉保健部長に情報提供したら、確かに、住んでないような形跡がある。近隣調査したらどうも、それは女性のシングルマザーだったんですが、男のところで一緒に住んどるじゃないかという話もあったんですよ。お金は海田町在住者でひとり親じゃいうことで、生活保護者ということ実際には毎日男が来とるで、一緒に暮らしとるじゃないかという話もあるんですよ。実際、本当にどこまで調査しとるのかというのは、今の話聞きよって疑問なんですよね。その辺、もう、ただ単に年に一回、それこそルーチンワークで、行ってみた程度の追跡しかされてないんですかね。
- 委員長（下岡）社会福祉課長。
- 社会福祉課長（中川）世帯訪問につきましては、その世帯に応じて通常でしたら1か月から3か月の間に1回という世帯訪問を行っているところでございます。



○委員長（下岡）はい、住吉委員。

○5番（住吉）そのときに全世帯必ず会えているんですね。

○委員長（下岡）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）今聞いている範囲では会えているという状況で聞いております。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）次のページの中で、1目、保健衛生総務費と2目、環境衛生費のうちの火葬料助成事業でございます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）はい、次行きます。120、121ページの全てでございます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）はい、次行きます。122、123ページ全てでございます。はい、住吉委員。

○5番（住吉）今回、来年度予算、保健センターの屋上防水等改修工事される、それは必要な工事でございますが、あそこの保健センターはいつまで使われる予定なんでしょうか。

○委員長（下岡）副町長。

○副町長（三宅）保健センターという機関ということに限りますと、今後の庁舎問題の中で、どのようにするかということを出さないといけないと思っておりますが、今度は保健センターという固有の建物ということであれば、まだまだ耐用年数はあるというふうに考えております。

○委員長（下岡）住吉委員。

○5番（住吉）まあ庁舎の移転問題も絡んでくるんですが、子育て世帯の方から何であんな不便なことをしとるんか、海田町は、よそから来た方に。何で役場と別のところに構えとるん。それともう1点、今、海田公民館の建て替えの話が出てますよね。ついでにあそこの建物を退けてしまえば広いスペースもとれますよね。そういった観点から考えると、もうさっさと役場庁舎の中に取り込んで、あの建物をなくした方が非常に便利じゃないかと思うんですが、そういった意味で、あと何年使う予定かと聞いてみたんですが。

○委員長（下岡）はい、副町長。

○副町長（三宅）まず、庁舎移転で、新庁舎になれば取り込めるとは思いますが、現庁舎と

いうことを考えますと、包括支援センターを取り込むのですら非常な厳しい思いをして取り込みました。そういう中でいきますと、保健センター、執務スペースを取り込むことも非常に困難です。さらに、その相談コーナーとかそういうことになりますと、現庁舎では対応ができないというところがございます、先ほど申しました保健センター自体、いわゆる機関としての保健センターについては、庁舎移転とあわせて考えていきたいということで、建物につきましては、今、経済的効果とかいう考えたときに、その移転が済んだ後の跡地利用を考えるとですね、新しい、もし公民館、今から特別委員会でいろいろご検討いただきますが、分室的に使えるのではないかとというふうに思っております、その中、それにつきましては特別委員会もできておりますから、今後の検討の中で、あそこも取り込んだ形でやるのがいいのか、あの建物は、改装して使うのがいいのかということについては議論をしていく必要があるのではないかと、いわゆる保健センターの建物の価値ということになりますと、そのところがございまして、で、現在の建物にエレベーターがないとかいろいろな問題ありますが、構造上、隣へ建物が建ったときに、そこと結びつけられるような構造的になっておりますので、その点は、現在、教育委員会の方でもいろいろ将来的な、もしあそこに公民館を建てた場合に、保健センターという建物をどう取り込むかというのは検討しておりますので、こちら辺につきましては今後、特別委員会の方で、まだできておりません、失礼いたしました、できるであろう特別委員会の方でも議論していただきたいと思っておりますし、私どもも考えていきたいと、ちょっと、二つに切り離してございまして、保健センターという機関につきましては、役場庁舎の移転の中で、委員おっしゃられますように、いわゆるあちらも単に健診とかそういうのではなしに、窓口的機能を持たせておりますので、それはこども課の隣とかそういうところが望ましいと、そういう声は聞いておりますが、もう既に入れる場所がないので、その点は庁舎移転と併せて考えたいと思っております。

○委員長（下岡）ほかに質疑、佐中委員。

○15番(佐中)今の保健センターのことですけれども、昭和59年にこれは建った建物で、当時、あそこへ役場を建てるかというのがあった。できんかって、いろいろ審議する中で、前の町長は、あそこを4階までする基礎をつくっておるということでね、今までやってきたんですが、今副町長の答弁では、新しい建物に連結するのかどうかというのも、ま、ありますが、予算上は屋上のそういう漏水を防ぐ。そういう状況でつくった屋上ですから、特別な強いとか弱いとか、私素人で分からんのですが、手をかけないか

んのかどうか、もう 30 年が経っておりますが、今まで個々の屋上を直したということ  
はあまり私記憶にないんですね。公民館とか役場の上とかいうのはありますけれども、  
そういう面では、どのようにみておられるんですかね。お尋ねします。

○委員長（下岡）副町長。

○副町長（三宅）建設課長を連れておりませんので、少し専門的な所で間違いがあったら  
お許しいただきたいんですが、強度的には、おっしゃられるとおりに、上にまだ建てて  
いっても大丈夫な強度は持っておると聞いております。しかしながらそれと防水面は別  
でして、やはり防水面は、年度が経ちますと、防水のために塗っている層がどうしても  
劣化をしまっています。これは、学校の校舎とかそういうのも全部同じですが、そうい  
う意味では今まであそこ、ずっと何らつついておりませんでしたので、上に上がってい  
ただくと特にわかるんですが、相当ひび割れとかそういうようなのも出てきております  
ので、この度そういった、強度ではなしに、防水機能の回復をする工事をさせていただ  
きたいと、そういうことでございます。

○委員長（下岡）はい、ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）はい、次のページ行きます。はい、124、125 ページ全てです。住吉委員。

○5 番（住吉）聞いてどうするんかという話ですが、まず伺うのは、ここにある健康食育フ  
ェアというのは、わっしょい海田の中でやりよったやつのことでしょうか。

○委員長（下岡）はい、保健センター所長。

○保健センター所長（森原）そのとおりでございます。

○委員長（下岡）住吉委員。

○5 番（住吉）で、その中でこの中に含まれるんのかどうか知らんですが、なんか長い  
海苔巻を作るやつをやりよったと思いますが、あれはこの中に入るんでしょうか。

○委員長（下岡）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）こちらの中の消耗品の中に材料が入っております。

○委員長（下岡）住吉委員。

○5 番（住吉）これ結構なことなんですが、あれ、子どもたちがメインに参加しよりまし  
たよね。そこに食育のおばちゃん、おばちゃんいうちゃあいけん、お姉さんいうんか職  
員の人が手伝います。最後作りました、持ち上げて記念写真撮りましょう。子ども、保  
護者がカメラを構えて待つとった。そっちにケツ向ける形で食育の方々が全員入ってき

て、保護者写真撮れんのんですよ。あの辺もうちょっと何か指導したらどうかと思うんですがいかがでしょうか。

○委員長（下岡）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）ご指摘の点も踏まえまして、27年度はやり方等を工夫していきたいと考えております。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございませんか。はい桑原委員。

○7番（桑原）自殺対策事業、これ謝礼が出ておりますけども、これどういった事業、具体的にどういう事業なんでしょうか。

○委員長（下岡）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）27年度につきましては、睡眠改善教室と、講演会の講師謝礼として上げております。

○委員長（下岡）桑原委員。

○7番（桑原）睡眠なんですか改善事業、これと、どう自殺対策というのはどうつながってくるか。それと、もうひとつ、講師が出られて、講師の謝礼が出るとる訳ですけども、どういった内容の講習というか、をされるのか、具体的にちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（下岡）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）睡眠は、うつや自殺と深い関係があるとされておりますので、まず、睡眠の大切さを皆さんに講演によって聞いていただいて、それによって、うつにならないような、そして自殺にならないような形で、睡眠の大切さというものを皆さんに分かっていただこうと思っております。

○委員長（下岡）はい、桑原委員。

○7番（桑原）講習されるということで、何人ぐらいお集まりになって、年に何回、27年度なら今年だったら何回ぐらいされるおつもりなのか、また、何人ぐらいお集まりなのか。

○委員長（下岡）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）教室につきましては年3回、20名から30名程度予定しておりますが、講演会につきましては、100人程度を予定しております。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（下岡）はい、次行きます。126、127 ページ全てです。西山委員。
- 1 2 番（西山）がん検診料でございますが、今年度も、子宮がん・乳がんに対するクーポン券が対象者には発行されますけども、この今回の受診率の目標は、何パーセントを立てていらっしゃるのでしょうか。
- 委員長（下岡）保健センター所長。
- 保健センター所長（森原）受診率の目標につきましては、国が方針を定めておるとおり 50 パーセントを目指しております。
- 委員長（下岡）西山委員。
- 1 2 番（西山）続きまして、成人病定期予防接種事業の中に、高齢者肺炎球菌ワクチンが、定期接種になった訳ですけども、平成 27 年度は、年間で 70 歳になる方、対象者は何名でしょうか。
- 委員長（下岡）保健センター所長。
- 保健センター所長（森原）対象者につきましては、65 歳から 100 歳までの 5 歳刻みの方が対象となっております。数につきましては、1,478 人となっております。
- 委員長（下岡）西山委員。
- 1 2 番（西山）正確な数値が出てないと思うんですけども、平成 27 年度に、現在まで、このワクチン接種を、平成 26 年度で定期肺炎球菌定期ワクチンを実施された人数がわかれば、お願いいたします。
- 委員長（下岡）保健センター所長。
- 保健センター所長（森原）4 月から 1 月までの数字で、386 名となっております。
- 委員長（下岡）はい、前田委員。
- 1 4 番（前田）一番上のがん検診のことで、前にも言うたと思うが、受診率いうんか健診率いうんか、40 パーぐらいという、数字違うとたら今は違うかも分かんが、予算の概要の中でも、頸がんやら乳がんやら大腸がん、三つぐらいしか書いてなかったと思うが、これについて、去年も言うたと思うが、もっと広いがんの、極端に言うたら、がんがいくつあるのか知らん、肝臓があるのか心臓があるのか、どうでもええが、もっと広い意味でね、40 パーセントぐらいしかないいうんだから、そうやって広くやれば、受診率も上がるんじゃないかいうて聞いたことあるんですけど、これ三つで限定しておるんか、ちよっともうちよっと広げる考えはまずあるのかないのか。
- 委員長（下岡）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）今の帳簿行っておりますががん検診につきましては、六つのがんがありまして、子宮がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がんの検診をしております。

○委員長（下岡）前田委員。

○14番（前田）だから確認ですが、今ここでは三つだが、その言うた大腸とかいろいろ五つ六つ今言うちゃった、それ全部、予算で、例えば、それなりの一つの基準年で、例えば70、75、80、85とかね、60歳からいくなら60からでもええよ、65歳、そういう一つの節目年齢みたいところで、あんたこうこうだからもしこうやったら受けなさいと、何かそういうふうな形で、ただ、ありますよ、ありますよいうて、広報にいうたら、早いのは昔は、ね、今は違うけども、広報いうたら次の日は清掃事務所へ行つたいうのもね、昔はあるんよ。だからこのPRの仕方と、今のいう五つ六つあるあれをどのようにして周知させるのか。どのように周知さすか。で、いくつあったかというのをもう一回再度確認したい。

○委員長（下岡）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）がんの種類につきましては六つありまして、子宮がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がんとなっております。この度無料クーポン配布するのは、子宮がん、乳がん、大腸がんですが、これらのがんにつきましても、広報等や出前教室、その他福祉保健まつり等でしっかり啓発、がん検診の啓発をして、皆さんに受けていただくようにしていくようにしたいと思っております。

○委員長（下岡）前田委員。

○14番（前田）今、一問一答でやれいうて委員長に怒られるけどね、だから、節目で、例えば60、65、70とかいうところで、周知さす考えはないかという。

○委員長（下岡）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）先ほど言いました、子宮がん、乳がん、大腸がんについては、国のクーポン事業があります。その他の事業について町の独自のクーポンをという話だと思っておりますが、これについては、今現在では、クーポンを発行してということは考えておりません。できるだけPRして、受診率を上げていきたいと考えております。

○委員長（下岡）前田委員。

○14番（前田）だから、どのような方法でやられるんかは知りませんが、周知さすためには、さっきも言うたように、広報に載せましたよ、広報は、今は違うけども早いのは、

明日の日には清掃事務所に行っつたと、ね、こんなようなことがあるから、個人的にね、どっか節目の年、例えば 77 とか、88 とか 70 とか、いろいろあるんじゃないですか、そういう、どこかで、そりゃどこでもええんだよ、何か、そういう一つの節目みたいなところで個人向けにね、やっぱりやるべきじゃないかというふうに思うんじゃないけども、そこらについての考えはどうしとるんですか。

○委員長（下岡）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）ある年齢に達した人に対する個人通知については、クーポン券ということではなくて個人通知、こういうがん検診がありますよという通知については、実施する方向で検討したいと思っております。

○委員長（下岡）岡田委員。

○8番（岡田）11番目の、予防接種の県外調査、あれはどういうことをするんでしょうかね。

○委員長（下岡）はい、保健センター所長。

○保健センター所長（森原）こちらにつきましては里帰り等で県外におられるお子さんに対して、予防接種の助成をするものでございます。

○委員長（下岡）はい、岡田委員。

○8番（岡田）里帰りというのは、どこかに出られとって、海田町に帰ってこられた方いう意味なんです。ちょっと、もう一回お願いします。

○委員長（下岡）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）あの、今のケースですが、出産等でお母さんが里帰り出産をされるとかいうときに、子どもさんも連れて行かれるケースがあって、ちょうど接種の時期と重なるとかいうことがあったときに、県外で受けられるというケースがあります。本来であれば町内で注射を打ってもらわんといけん訳ですが、そういったときに対してお支払いするというところでございます。委託するというところでございます。

○委員長（下岡）ほかに、崎本委員。

○13番（崎本）ほんじゃ、逆の場合は、もらうんか、もらえるんか。

○委員長（下岡）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）ですから、反対のケースは、実際に住民票を持っておられる自治体の方で、そういう制度を持っておられれば、そういうふうな形で制度が受けられるということでございます。

○委員長（下岡）崎本委員。

○13番（崎本）あっち行とってあっちで受けたら、こっちが払ってあげるんじやろ。逆の場合は、それはこっちにおいてこちらで受けたら向こうからくれるんかいうことを聞きよるんよ。

○委員長（下岡）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）それぞれ受け入れ自治体で医療機関に直接払われるところもあれば、自治体に払うというケースもありますので、それはそれぞれのやり方がありますので、費用の負担はされるということでございます。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）はい、次のページ行きます。128、129ページのうちで、除くものが、犬の登録事業を除きます。あと全部です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）はい、次行きます。130、131ページ、全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）はい、次へ行きます。132、133ページ全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）次は、大分飛びまして188、189ページ、ございます。この中のですね、3目の私立学校振興費でございます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）その他、福祉保健部関係で質疑漏れ等があれば発言を許します。岡田委員。

○8番（岡田）ちょっと何ページだったか、環境評価調査っていうのがどこか、一番下の方のどこだったか、あったと思うんですけどね。

○委員長（下岡）これは総務企画、そちらの方です。終わっておりますから。ほかに、佐中委員。

○15番（佐中）本会議でも私提案をしたんですけども、60周年記念をして、福祉のしおり、町長は参考にするとおっしゃったけれども、どこまでどうするんかようわかりませんが、60周年を記念をしなくても、福祉のしおりを今の民生部、福祉民生いうんかな、それで、発行する、あるいはそういう準備をする。これはどうですか、お尋ねします。



- 委員長（下岡）福祉保健部長。
- 福祉保健部長（臼井）これにつきましては、60周年記念ではなくて前倒しして、どういう形のものをつくるかということを検討して、早い時期に発行にもっていきたいとは考えております。
- 委員長（下岡）はい、兼山委員。
- 3番（兼山）129ページの未熟児養育医療費給付事業ですが、町長の施政方針で入院費の助成いうことを、謳ってらっしゃったと記憶があるんですが、これは子どもさんが体重が2,500以上になるまで対応するのか、期間がもう90日とか何か、期間が設定しているのか、そこについてちょっとどうでしょうか。詳しく説明していただけますでしょうか。
- 委員長（下岡）こども課長。
- こども課長（森川）こちらの医療助成につきましては、出生児2,000グラム以下、で、その医療機関の医師の方から保育器等に入ることが望ましいとされる子どもさんについて、その間、医療の助成をするものでございます。
- 委員長（下岡）兼山委員。
- 3番（兼山）ということは、保育器から出るまでを町が助成するということか、それとも、未熟児というとおそらく2,500未満なので、一般的にはそうなんですが、保育器を出るまででしょうか。どうでしょうか。
- 委員長（下岡）こども課長。
- こども課長（森川）保育器から出た後にでも、医師の方でまだ療育が必要と判断されれば、その期間医療費をお支払いするものでございます。
- 委員長（下岡）ほかに質疑ございませんか。はい、住吉委員。
- 5番（住吉）先ほど、生活保護受給者の追跡調査の件ですが、数か月に1回訪問して、全て会えているという答弁がなされましたが、その訪問される際、抜き打ちで行っているのでしょうか、それともアポイントを取って行っているのでしょうか。
- 委員長（下岡）社会福祉課長。
- 社会福祉課長（中川）今の現段階ではアポイントを取って行っています。
- 委員長（下岡）はい、住吉委員。
- 5番（住吉）そんなことをするとほんまに居住しとるかどうか、調べようがないでしょうが。何月何日何時に行きます、そりゃあ待ち構えてますよ。ほかの、誰かと暮らしと

っても、その日はあんたおらんとって、追い返せるじゃないですか。約束しといて訪問しよったら、そんなもん調査にも何もならん思うんですが、その辺どうなんですか。

○委員長（下岡）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）定期の訪問とかいう場合は、アポを取って行くケースもあります。

で、先ほどありました、ほかの人と暮らしとるんじゃないかとか、いろんなケースあります。そういった情報が入ったものについては、うちの方調査としていく場合はアポ取らずに、あくまでも調査として、その都度行かしていただいております。

○委員長（下岡）住吉委員。

○5番（住吉）定期訪問も全部アポなしで行かんじゃ、まずいでしょ。情報が入らん限り、不正受給調べようがないということですよ。そもそも生活保護をもらっとることは、ほとんど仕事もしてないけえ、ほぼ家におるのが当たり前ですよ。なかにはパチンコに行きよって人もよけえおってでしようけど。そういったことを考えると、毎回とは言わんにしても、定期訪問のうち、何回かに1回は抜き打ちで訪問せんじゃあ、不正受給ぎようがないと思うんですが、その辺はいかがでしょう。

○委員長（下岡）副町長。

○副町長（三宅）ケースワーカーの定期訪問につきましては、これは自立支援を促す、そういう相談業務を行うというところが一番メインでございますから、これはまず会うということが大事になります。そういう意味では、不正受給を調査するということでは行っておりませんから、定期訪問につきましては、これはやはりアポを取って本人に会うことが大事だと思っております。委員がご指摘の、不正受給の方につきましては、これ各自自治体いろいろとやっておりますが、やはり、住民からの情報とかそういうところで動いているのが大半でございますが、やはり、私どもとしては不正受給の防止というよりは、そうでない、正規の形で生活保護から脱却していただく、仕事を見つけていただくとかそういうような、それぞれの方に合った生活保護の支給するというのが一番の目的の中でケースワーカーを置いておりますから、昨今の状況を考えましたときに、当然不正受給の防止ということも大事でございますが、それ以上に、生活保護を受けていらっしゃる方の実態を、本人の方と話をすると。そこがケースワーカーの一番の仕事だと思っておりますので、いわゆる不正受給防止というところへの重点化というのは、まだ、そこまで、今の海田町では必要ないと、そのように考えております。

○委員長（下岡）住吉委員。

○5番（住吉）今、不正受給はそこまで必要ないといいますが、保護世帯が全然減っていないんですね。むしろ微妙に増えていっている。結局、不正受給者が増えてくるから世論が厳しゅうなってクーポン券とか云々かんぬんいう話までできよるんでしょ。必要ない人に生活保護をやっとるから、負担が増えていきよる。そう考えたら、確かにおっしゃるように、自立も必要ですけども、不正受給しておるかしとらんかの調査が、住民からの情報がない限り全く調べていないという答弁に聞こえるんですよ。だれも住民の方が情報をよこさんかったら、不正受給に関しては、知らん、ほとんど、実質的に調べてないと考えてよろしいんですか。

○委員長（下岡）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）住民からの情報に加えてですね、前年度課税調査などで、不正受給があったかどうかの確認もしております。

○委員長（下岡）はい、住吉委員。

○5番（住吉）所得はそれは分かるかもしれんけども、不正受給やるような人がね、普通に申告するか、まじめにと。実際あれこれ情報ありますよ。実は娘がバイトしとるとかね、実はおばあちゃんの名義で車を持っておるとか。で、さっき説明したように、ここには住んどらんで男の家に住みついておるとか、逆に男を招き入れて一緒に暮らしておるとか。そんなんどうやって調べます。今、今どうやって調べてます。

○委員長（下岡）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）開始時にですね、関係機関への調査ということで、同意書をもってありますので、水道料金の確認などで水道メーターが極端に少ないところについては、以前、そういう確認ができたところについては、話に行って、保護を切った状況もあります。

○委員長（下岡）住吉委員。

○5番（住吉）水道は分かった。じゃが実際それも1年ぐらいせんにゃあ分らんのでしょ。逆にほかの誰かと一緒に暮らしとる場合はどうするんですか。要は、不正しよう思うたら、抜け穴だらけなんですよ、生活保護制度自体。調べとらんから。子どもが働いとるじゃないか。ええ車乗り回しよってで、とか。そういったところの調査というのは今現在、何もしてないということよろしいんですか。

○委員長（下岡）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）そういったことについては、うちの方は何もしてないのではなく

て、訪問調査に行ったときに、近所の方のお話をお伺いしたりいろんなことを参考に、今の車の件であったり、アルバイトについては話をする中でどういう状況、あるいはアルバイトでも給与支払い報告書が出てまいりますから、それがどうなのか、というふうなことでの確認をして、それについてはチェックをして、収入認定せんにゃいけんもんならば収入認定をして必要額を返していただくとかいう措置はっております。

○委員長（下岡）はい、崎本委員。

○13番（崎本）あのね、それは処置はされちよるんよ。処置はされとるんじゃがね、情報があってもね、情報があるちゅうことはね、私は聞いちよるんじゃが、海田町が一番、保険証を見たら一番多いんよの。扶養家族の。保険証みたら。医療費がただじゃけえ。保険証を見たら分かる訳よ。ね、海田町は多いいうんよ。その許可があまいかどうか知らんよ。そういう情報があって、今、そう言われるんじゃが、今偽装離婚なんかものすごく多い訳よ。わしも提供せえ言われたら、人のことじゃけえよう提供せんのじゃけえ。だけど、そのチェックのしようがない訳よの。いや、ほんま、あんたらそう思うんじゃが、ほんまじゃけえ。個人情報のあるで、こんにちはいうたら、あんたここから入っちゃいけん言われたら入っちゃいけんのじゃけえ。虐待の分もそうじゃけえ。そういう問題がいろいろある訳よの。ほじゃけえ、どこまでチェックするかは、ね、なんぼきれいなことをいうても、なかなかチェックするもんが、難しい訳よ。ほんま言うて、ほんまのことよ。ほじゃからどういう方法がいいかちゅうことは今後の検討じゃが、やっぱり真剣に考えにゃね、ものすごいええことよ。真剣に考えてくださいよ。

○委員長（下岡）答弁求められますか、

○13番（崎本）きちっとして、そういうあれを、目標をちゃんと立ててあれする気があるかないかよ。

○委員長（下岡）はい、副町長。

○副町長（三宅）この今の方の議論が、不正受給の防止というところに一番議論がいておりますが、私どもといたしましては、本当に生活保護必要とされてる方に受給していただく。まずそちらの方に重点を置くと。その上で、当然に公正性とかいうところを保たなければいけませんから、不正受給、今いろいろおっしゃいました検討もして、他の自治体のいろいろやっているケース、それから警察の情報、そういういろんなものを網羅したいと思っておりますが、根本的には、先ほど申しましたように、生活保護を必要としてる方に受給すると、そちらに重点を置きたいと、そのように考えております。

- 委員長（下岡）はい、大江委員。
- 2番（大江）すいません、お聞きしたいんですけども、以前聞いたと思うんですが、生活保護の人の水道代は、減免とかはならないで、そのままの水道代でしょうか。
- 委員長（下岡）社会福祉課長。
- 社会福祉課長（中川）生活保護費の中に含まれているということを鑑み、そのままの料金でいただいております。
- 委員長（下岡）大江委員。
- 2番（大江）これ情報なんですけども、親が生活保護をもらってて、近くに住む子どもたちが全部、1人にしてるのは忍びないということで、全員が行ってそこで洗濯をやって、全部水道代を使っているってことで、近所の方から、そういう情報があったんですけども、それだけ使っても、例えば生活保護のひとり人にしては水道代が多いなとかそういうのはもう別に調査とかされないんですか。
- 委員長（下岡）社会福祉課長。
- 社会福祉課長（中川）先ほど来申し上げた事例は、そういう情報があった方だけに調査をしておる状況でございますから、全てに対して調査しているものではございません。
- 委員長（下岡）副町長。
- 副町長（三宅）ちょっと今の課長の答弁、大江委員の質問とは違ってると思うんですが、今おっしゃる水道料金の、先ほどのチェックとかというのは、1人で住んでいらっしゃる方と2人以上の方とは、当然水道の使用量が違ってくると。そうすると、同居なしというような申告があるにもかかわらず、同居者がいるんじゃないかと疑う端緒とすることとして、そういう場合に、今の誤解は、多分、水道料金が減免されているということを前提に、減免されているところいうところということになると思うんですが、それは、その方が生活するのに必要に足る水道料金は保護費で見えておりますが、その方のところで子どもさんの皆さんが洗濯されて、水道料金が嵩んだ場合は、それは何ら不正にも何もなっておりませんから、その点は、誤解からきています。水道料金があの方はただなんだろうと、だからそこでいうところで、それは私どもの調査の対象にはなっておりません。
- 委員長（下岡）はい、岡田委員。
- 8番（岡田）25ページの歳入の真ん中の方に、保育緊急確保事業費補助金ですかね、1,300万円ぐらいあるんですけど、この補助金が、子ども・子育ての方にまわるんでしょうか。

まずそのところ。

○委員長（下岡） こども課長。

○こども課長（森川） この補助金に充てられますのは、私立保育所の保育士の処遇改善の給付事業であるとか、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業等に充てられているものです。

○委員長（下岡） 岡田委員。

○8番（岡田） 昨年あった、安心こども基金ですかね、2,400万、これも同じようなこと、今年はないんですけどこれが同じような格好になるんでしょうかね。

○委員長（下岡） こども課長。

○こども課長（森川） そのとおりでございます。

○委員長（下岡） 岡田委員。

○8番（岡田） これが今の子ども・子育ての方に行くということです。今の安心基金が。そうじゃないんです。

○委員長（下岡） こども課長。

○こども課長（森川） これまでの安心こども基金が廃止されまして、保育緊急確保事業補助金となっておりますのでございます。

○委員長（下岡） 岡田委員。

○8番（岡田） それで国がこの補助金を2015年から継続しないということになったんですけども、2015年から継続しないから、これは廃止になった訳でしょ。子ども安心基金というのが、廃止になった訳でしょ。国の制度で。県の制度や。これ国の制度、廃止になって、本来だったら、今の子ども・子育ては、消費税10パーセントになったときに、その一部をこっちの子ども・子育てに使うという言いよったんですけども、それが引き上げが見送りになって、そのかわりにこの施設を整備するのが、子ども安心基金の方で整備をするということだったと思うんですけども、違うんでしょうかね。国の方針として。それで、それがなくなったから、今度は、今のどうするんかいうふうなところが財政的にね、出てくると思うんですけども、それについてどういうふうに、それとは全然関係ないんでしょうかね。今の子ども・子育ての基金を、こちらの、子ども支援に使うというのが。

○委員長（下岡） はい、副町長。

○副町長（三宅） 5パー、8パー、10パーの議論の中で、一応今、国から説明を受けてお

ります中では、少なくとも、子育てに必要な部分というところは必要額を確保したというように厚労省から言われておりますから、名前等はいろいろ変わっておると思えますけども、必要な経費は措置されていると、そのように聞いております。

○委員長（下岡）はい、桑原委員。

○7番（桑原）先ほどの保護の話ですね。海田町は、ほかの市町よりは、非常に、保護を取るのに厳しい、チェックが厳しいというような話を聞いております。そういったことあたりが、どうやって、やはり手口がかなり巧妙になってるとね。生活保護に限らずね、離婚した偽装離婚であるとか、いろいろな先ほど話しが出ましたけども、そういったところを実態をつかんでいただくのに、先ほどから話しが出ましたように、やはり、実態を、そういった世話をするケースワーカーですか、そう方々の意見だけでなく、職員が、実際にどういうことで保護をいただいている方がいるのかということを実態としてつかんでいただきたいという話を、先ほどからしている訳ですね。ただ先ほど言われたようにアポを取って行くんだったら必ずいます。男がいるのに、出ておけばいい訳ですから、そういった実態があるにもかかわらず、アポを取って行くということについては、先ほど私言ったように、海田町、保護をとるのに非常に厳しいということを皆さん言っておりますので、そこんところガードはしっかりしていると思えますけども、そういう今の実態の中で、やはり、現実を職員の方が知っていただきたい。これからも厳しくやっていきたいという話をしている訳なんで、そここのところをお伺いします。

○委員長（下岡）副町長。

○副町長（三宅）少し誤解がおありかも分かりませんが、ケースワーカー全部町の職員でございます。社会福祉課の職員のケースワーカー、但し、先ほど言いましたように、当然にそういったところにも注意してまいります。重点を置いてますのは、本来生活保護が必要な方にそういう保護がいかない、それから保護を受けている方々が、それを使って、生活の指導とか、そういうところが必要になってまいります。さらには、生活指導だけではなしに、いわゆる就職支援、そういったようなところで、これはケースワーカーの人間がその保護を受けている方に会わなければ話になりませんから、そういった不正受給と、そのケースワーカー通常の指導業務というのは、分けて考えていきたい。特に、そういった生活指導とかそういう面、これは例えば先ほど来ちょっと話が出ておりますけども、保護費を使って遊興にふけるとか、そういうような方々にそういうことないようにするとか、そういう指導を行うための行為とは分けて考えております。当然

に、全国的にいろいろと不正受給が多くなってる、更にそれをいかなる方法でそれを調査すると、そういう事例も出ておりますから、そちらの方、力のある程度入れたいと思いますが、まず力を入れるのは、生活保護を受けていらっしゃる方の、本来必要とする保護を行うということで、ケースワーカーに働かせたいと思っております。

○委員長（下岡）はい、ほかに質疑ございませんか。大江委員。

○2番（大江）すみません、91ページの障がい者の通所交通費助成金ですけども、今年は1年分だと思うんですが、280円掛けの計算して、何人分で、月に何日の計算で、この金額を出してるんでしょうか、お願いいたします。

○委員長（下岡）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）40人分で20日で一応計算しております。

○委員長（下岡）ほかに質疑ございますか。前田委員。

○14番（前田）副町長、仲良ししたこともあるんじゃないがの、トムとジェリーじゃないがの、戸籍の話でね、海田町に戸籍住民票のないのに国保を出しとるじゃないかどうじゃこうじゃいうて、その後、まずどうなったんかいうのを、まずここをひとつ聞いてみよう。そのままになっとるようにわしちょっと情報を得ておるんじゃないが、なぜ改善できないのか、まずどうなったのかいうところから聞こう。

○委員長（下岡）副町長。

○副町長（三宅）いつもの答弁で申し訳ございませんが、個別ケースについてはお答えできません。

○委員長（下岡）前田委員。

○14番（前田）個別ケースかどうか知らんがね、みなさんに言うたって、どこのだれか分かりゃあせん、海田町に籍のない人に国保のあれを出しとる。ね。そんな馬鹿なこと、戸籍の管理、何のために戸籍の、住民課いうものを置いてやっとるんかいの。正常な戸籍の管理じゃないじゃない。それが正常じゃと思うとるんかどうか。

○委員長（下岡）副町長。

○副町長（三宅）前田委員と私のやりとりの中では、前田委員の方では個人が特定できることを発言しなければいけませんので、発言はできません。

○委員長（下岡）前田委員。

○14番（前田）今の言うのは、戸籍の管理で言うとるんよ、の。正常でないものを戸籍によって、今度はちょっと話を逸らすけどもね、国保に一般会計から補てんして、ね。



これで今度はまた挙句の果てがね、そうやったら、海田町の、税務負担にも迷惑がかかるね、国保会計にも負担がかかる、ね、大変な問題じゃの思うが、やっぱりね、正常な形に是正すべきじゃろうとわしはこれは思うがね。個人を特定せいかいいうんじやなしに、住民管理が戸籍の管理がなっとらんよ、住基にするじゃあ番号制にするじゃあ言うて、ね。いつまでもそういう状態でほっとくべきじゃないと思うよ。それがね、あんたたちの職務じゃないだろう。わしに言わせたら、正常な職務をやっとらんいうことになる訳よ。どうかいのそこら。

○委員長（下岡）副町長。

○副町長（三宅）この件に関してはご答弁しかねます。

○委員長（下岡）前田委員。

○14番（前田）まとめて言うたら、正常な戸籍管理をしとるんかというて言うとるんよ。

特定する、せんの話じゃないのよ。何がプライバシーよ。言い換えれば、うその国保受給者証を発行しとるんよ。うその住民票いうか、あれしとるんよの、身分証明書を、わしが言うのは。虚偽の書類、公文書を偽造しとるんと一緒じゃない。まあこれ以上いうても、二言目には、個人やらプライバシーやら、特定やら言うけどもね、どっかでね、2年も3年も経ちゃあね、そんなくだらんことにね、固執すべきじゃないよ、ね。なんじゃったら、はっきりいうて、わしが場所を特定してこうかいの、え。それやって、できんことはないがね。そんなことをしたら、あんたらいつまでたっても、逆に言えばあんたらの立場がなくなるやろ。全部暴露したら。それをこっちが、逆に言うたら押さえとるんよ。にも関わらず、それを2年も3年もほったらかしとく。ほいで、国保、なんぼ掛け金あるか、知らんけども、わずかの賃金、賃金じゃない給料をもろうて、どんどん、の、資格者証を発給しとる。どんどん滞納が増えるばかりじゃない。正常に戻す考えないのかどうか。

○委員長（下岡）はい、副町長。

○副町長（三宅）この件に関しては、一切ご答弁できません。

○委員長（下岡）はい、ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（下岡）はい、質疑なしと認めます。福祉保健部の審査を終わります。本日の審査はこれで終了いたします。なお、明日も午前9時から建設委員会の審査から委員会を開会いたしますので、ご参集ください。本日はご苦労さまでございました。

午後 3 時 5 9 分 延会